官報

（号外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔公　告〕

諸事項

官庁
適格機関投資家、外国監査法人等、適格特例投資家関係　三
裁判所
破産、免責、再生関係　六一
特殊法人等
国立研究開発法人海洋研究開発機構　四五
令和七年度財務諸表、独立行政法人国立文化財機構令和七事業年度財務諸表、令和七事業年度独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の人事に関する件　四五
財務諸表、東日本高速道路株式会社ほか二社の令和七事業年度決算等、税理士法人の登録の消滅、社会保険労務士名簿登録の抹消・紛争解決手続代理業務の登録の抹消　四六
工事開始・一部完了、阪神高速道路株式会社の株式会社工事開始、企業年金連合会の令和七事業年度財務諸表　四六
会社その他
行旅死亡人、押収物還付関係　四七
地方公共団体
付記関係　四七
会社決算公告

公　告

諸　事　項

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第９項の規定により、適格機関投資家として届出を行った者を次のとおり公告する。

令和８年10月30日

金融庁長官　伊藤　豊

１　令和８年８月に金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第10条第１項各号に該当するものとして届出を行った者の名称等

(1)　シーディー・アソシエイツ・エルピーの業務執行組合員等である
　名称　キャピタル・ダイナミクス・ユーケー・ジーピー・ツー・エルエルピー
　住所　スコットランド、ミッドロージアン　ＥＨ３　９ＷＪ、　エディンバラ、50　ロージアンロード

２　令和８年８月に届出を行った者が適格機関投資家に該当する期間　令和８年10月１日から令和10年９月30日まで

３　令和８年９月に金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第10条第１項各号に該当するものとして届出を行った者の名称等

(1)　名称　佐賀西信用組合
　住所　佐賀県鹿島市大字高津原3770番地１
(2)　名称　中ノ郷信用組合
　住所　東京都墨田区東駒形４丁目５番４号
(3)　名称　株式会社オーシー・ファイナンス
　住所　東京都港区港南二丁目15番２号
(4)　名称　株式会社フージャースホールディングス
　住所　東京都千代田区丸の内二丁目２番３号
(5)　名称　トヨタ・インベンション・パートナーズ株式会社
　住所　東京都中央区日本橋室町３－２－１　日本橋室町三井タワー
(6)　名称　日本債権回収株式会社
　住所　東京都千代田区麹町五丁目２番地１
(7)　名称　Ａ．Ｐ．リアルティ株式会社
　住所　東京都千代田区有楽町一丁目９番４号
(8)　名称　ＥＬ　ＣＡＭＩＮＯ　ＲＥＡＬ株式会社
　住所　東京都千代田区丸の内一丁目８番１号　丸の内トラストタワーＮ館
(9)　名称　ＰＳＡ　Ｊａｐａｎ　Ｉｎｖｅｓｔｍｅｎｔ合同会社
　住所　神奈川県大和市中央六丁目１番６号　ＰＳＡビルディング
(10)　名称　ＴＯＴＯ株式会社
　住所　福岡県北九州市小倉北区中島２丁目１－１
(11)　名称　アイリスオーヤマ株式会社
　住所　宮城県仙台市青葉区五橋２丁目12番１号
(12)　名称　一般社団法人ＭＡＲＵＣＵ
　住所　東京都世田谷区北沢３－30－25－304
(13)　名称　オオサキメディカル株式会社
　住所　愛知県名古屋市西区玉池町203番地
(14)　名称　大阪市高速電気軌道株式会社
　住所　大阪府大阪市西区九条南１－12－62
(15)　名称　学校法人河合塾
　住所　愛知県名古屋市千種区今池２－１－10
(16)　名称　株式会社Ｂｏｌｄ　Ｉｎｖｅｓｔｍｅｎｔ
　住所　東京都千代田区丸の内二丁目４番１号　丸の内ビルディング23階
(17)　名称　株式会社Ｃｙｇａｍｅｓ
　住所　東京都渋谷区南平台町16番17号
(18)　名称　株式会社ＩＢＦ
　住所　東京都新宿区西新宿１丁目23番７号
(19)　名称　株式会社ＳＫＫ興産
　住所　広島県広島市南区大州５丁目７番21号
(20)　名称　株式会社あかつき本社
　住所　東京都中央区日本橋小舟町８番１号
(21)　名称　株式会社オプティマム・キャピタル・アドバイザリー
　住所　東京都千代田区霞が関３－２－５　霞が関ビル35階
(22)　名称　株式会社キョーリツコーポレーション
　住所　愛知県名古屋市天白区焼山１－813
(23)　名称　株式会社ジェイ・ウィル・コーポレーション
　住所　東京都千代田区有楽町一丁目７番１号
(24)　名称　株式会社シーアールイー
　住所　大阪府大阪市中央区道修町３丁目４番11号
(25)　名称　株式会社セゾンリアルティ
　住所　東京都千代田区有楽町二丁目７番１号
(26)　名称　株式会社瀬田月輪自動車教習所
　住所　滋賀県大津市月輪一丁目６－１
(27)　名称　株式会社津田沼自動車教習所
　住所　千葉県船橋市前原東３－11－１
(28)　名称　株式会社デジタルホールディングス
　住所　東京都千代田区四番町６番
(29)　名称　株式会社電通グループ
　住所　東京都港区東新橋一丁目８番１号
(30)　名称　株式会社東陽
　住所　愛知県刈谷市中山町五丁目10番地
(31)　名称　株式会社富山ファイナンス
　住所　富山県富山市新桜町２番地24
(32)　名称　株式会社ニシムタ
　住所　鹿児島県鹿児島市与次郎一丁目10番１号
(33)　名称　株式会社ビーエスピーアセット
　住所　東京都千代田区九段南一丁目６番５号九段会館テラス
(34)　名称　株式会社ボルテックス
　住所　東京都千代田区富士見二丁目10番２号
(35)　名称　株式会社マルナカホールディングス
　住所　東京都港区新橋６丁目15番１号503号
(36)　名称　株式会社ムゲンエステート
　住所　東京都千代田区大手町１－９－７　大手町フィナンシャルシティサウスタワー16階
(37)　名称　株式会社読売新聞大阪本社
　住所　大阪府大阪市北区野崎町５番９号
(38)　名称　株式会社リタメコ
　住所　愛知県名古屋市中村区名駅一丁目１番１号　ＪＰタワー名古屋21番
(39)　名称　株式会社リバネス
　住所　東京都新宿区下宮比町１－４飯田橋御幸ビル

(40) 名称　京楽産業．株式会社
住所　愛知県名古屋市天白区中砂町185
(41) 名称　共立ホールディングス株式会社
住所　東京都千代田区九段南１丁目６番５号
(42) 名称　公益財団法人笹川平和財団
住所　東京都港区虎ノ門一丁目15番16号
(43) 名称　合同会社ＤＭＭホールディングス
住所　東京都港区六本木三丁目２番１号
(44) 名称　合同会社ジャパン・ティー・キャップ
住所　東京都港区元赤坂一丁目１番７号
(45) 名称　合同会社乃木坂ホールディングス
住所　東京都港区虎ノ門二丁目６番１号虎ノ門ヒルズステーションタワー
(46) 名称　合同会社富士通ベンチャーズファンド
住所　東京都千代田区大手町一丁目９番２号大手町フィナンシャルシティグランキューブ３階
(47) 名称　合同会社ミヤタ
住所　東京都中央区日本橋浜町３―43―９
(48) 名称　国分グループ本社株式会社
住所　東京都中央区日本橋１丁目１番１号
(49) 名称　佐々木食品工業株式会社
住所　大分県豊後高田市界276番地
(50) 名称　サッポロビール株式会社
住所　東京都渋谷区恵比寿４―20―１
(51) 名称　新陽国際株式会社
住所　東京都港区元赤坂一丁目５番20号
(52) 名称　スリー株式会社
住所　東京都品川区西大井四丁目13番12号
(53) 名称　第一リース株式会社
住所　東京都港区虎ノ門二丁目２－３　虎ノ門アルセアタワー27階
(54) 名称　大晃機械工業株式会社
住所　山口県熊毛郡田布施町大字下田布施209―１
(55) 名称　東京４合同会社
住所　東京都港区六本木一丁目６番１号泉ガーデンタワー
(56) 名称　東武トップツアーズ株式会社
住所　東京都墨田区押上一丁目１番２号
(57) 名称　豊田通商株式会社
住所　愛知県名古屋市中村区名駅四丁目９番８号
(58) 名称　日本ビルディング株式会社
住所　東京都中央区日本橋茅場町１－２－14
(59) 名称　光インベストメント合同会社
住所　東京都港区六本木一丁目９番10号アークヒルズ仙石山森タワー40階
(60) 名称　ホクメイ株式会社
住所　大阪府大阪市生野区新今里１丁目３番12号
(61) 名称　有限会社高志
住所　千葉県松戸市下矢切188―11
(62) 名称　有限会社丸六
住所　東京都文京区西片二丁目４番２号
(63) 名称　大和工業株式会社
住所　兵庫県姫路市大津区吉美380番地
(64) 名称　横河電機株式会社
住所　東京都武蔵野市中町二丁目９番32号
(65) 名称　読売テレビ放送株式会社
住所　大阪府大阪市中央区城見１－３－50
(66) 名称　ワコ開発株式会社
住所　大阪府大阪市中央区北久宝寺町３－６－１本町南ガーデンシティ７Ｆ
(67) 名称　エージー・ジャパン・リアルティ・バリュー・ワン・プライベート・リミテッド
住所　シンガポール、038989、テマセクブールバード９、サンテックタワーツー、12―01・02
(68) 名称　エスシーシーピーアールイー・サーティーン・（エス）・ピーティーイー・エルティーディー
住所　シンガポール国258370ナッシムロード２番
(69) 名称　エスジェイ・プロパティ・インベストメンツ・ピーティーイー・リミテッド
住所　20　アッパーサーキュラーロード、＃03―06、ザ・リバーウォーク、シンガポール　058416
(70) 名称　キューアイシー・プライベート・キャピタル・ピーティーワイ・リミテッド
住所　オーストラリア　クイーンズランド州　4000　ブリスベン　360　クイーンストリート　28階
(71) 名称　ケイ　アンド　ティ　タカラブネトラスト　ピーティーイー　リミテッド
住所　シンガポール　105　セシル・ストリート、＃24―02、ザ・オクタゴン　069534
(72) 名称　ケッペル・リート（ジャパン）インベストメンツ・ピーティーイー・リミテッド
住所　シンガポール、098632、ハーバーフロントアベニュー１、ケッペルベイタワー、18―01
(73) 名称　シーアールエヌ・ピーティーイー・リミテッド
住所　140　パヤ・レバー・ロード、＃05―22、エーゼット・アット・パヤ・レバー、シンガポール409015
(74) 名称　シルバー　ヒマワリ　ティーケー　ピィーティーイー　エルティーディー
住所　135　セシルストリート　＃10―01　フィリピン　エアラインズ　ビルディング　シンガポール　069536
(75) 名称　タクラル・ジャパン・プロパティーズ・ピーティーイー・リミテッド
住所　20　アッパーサーキュラーロード、＃03―06、ザ・リバーウォーク、シンガポール　058416
(76) 名称　ティージェイピー・ピーティーイー・リミテッド
住所　20　アッパーサーキュラーロード、＃03―06、ザ・リバーウォーク、シンガポール　058416
(77) 名称　ピーアイエルアイ４・ポートフォリオ・エスエーアールエル・アールエーアイエフ
住所　ルクセンブルク大公国、ルクセンブルク、Ｌ－1940、ロングウィ通り488番地
(78) 名称　ニホン・プロパティ・インベストメンツ・ピーティーイー・リミテッド
住所　20　アッパーサーキュラーロード、＃03―06、ザ・リバーウォーク、シンガポール　058416
(79) Ｂｒａｎｄ　Ｎｅｗ　Ｒｅｔａｉｌ　Ｉｎｉｔｉａｔｉｖｅ　Ｆｕｎｄ投資事業有限責任組合の業務執行組合員等である
名称　イノー・アソシエイツ株式会社
住所　東京都港区赤坂５－４－９赤坂五丁目ビル７階
(80) ジェイアイエフ・ジャパン・パートナーズ・エルピーの業務執行組合員等である
名称　ジェイアイエフ・ジャパン・パートナーズ・ジーピー・プライベート・リミテッド
住所　シンガポール共和国コリアーキー10番オーシャンファイナンシャルセンター＃34―01
(81) エスエージェイピー・シックス・スリーポイント・ゼロ・エルピーの業務執行組合員等である
名称　スターアジアパートナーズ・シックス・リミテッド
住所　英領ケイマン諸島、ＫＹ１―1104　グランド・ケイマン、ユグランド・ハウス、ピーオーボックス309、メープルズ・コーポレーション・サーヴィシズ・リミテッド内
(82) 名称　Ｇｒａｖｉｔｙ特定目的会社
住所　東京都中央区八重洲二丁目２番１号
(83) 名称　東京４特定目的会社
住所　東京都港区六本木一丁目６番１号泉ガーデンタワー
(84) 名称　虹インベストメント特定目的会社
住所　東京都港区六本木一丁目９番10号アークヒルズ仙石山森タワー40階
(85) 名称　太田　孝昭
住所　東京都武蔵野市吉祥寺南町四丁目４番18号
(86) 名称　佐藤　貴之
住所　東京都江東区豊洲６－２－31―3302
(87) 名称　中山　明憲
住所　香川県高松市番町５丁目６番38―1003号
(88) 名称　平野　巴章
住所　東京都渋谷区恵比寿西２－20―７－302
(89) 名称　猟山　主理
住所　東京都千代田区神田多町２丁目８番20号505室
(90) 名称　山本　正卓
住所　東京都渋谷区西原２－26―３　ＧＡ西原４階

４　令和８年９月に届出を行った者が適格機関投資家に該当する期間　令和８年11月１日から令和10年10月31日まで

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第７項の規定により届出のあった事項について、同条第10項に基づき次のとおり公告する。

令和８年10月30日

金融庁長官　伊藤　　豊

１　所在地の変更のあった者

⑴　名称　宮田　昇始
変更後の所在地　東京都台東区柳橋一丁目１番７―1301号　クリオ浅草橋ザ・グラン

⑵　名称　ク　シャウ　チュン
変更後の所在地　香港新界沙田多石街33号　サン・ミシェル・フェーズ２キング・タワー１　８Ｃ号室

⑶　名称　ＪＡ三井リース株式会社
変更後の所在地　東京都中央区日本橋一丁目４番１号

⑷　名称　ＪＡ三井エナジーソリューションズ株式会社
変更後の所在地　東京都中央区日本橋一丁目４番１号

⑸　名称　ＪＡ三井ストラテジックパートナーズ株式会社
変更後の所在地　東京都中央区日本橋一丁目４番１号

⑹　名称　ＥＲ27株式会社
変更後の所在地　東京都港区六本木一丁目６番１号

２　名称の変更のあった者

⑴　変更前の名称　株式会社ＤＡＩＬＹ
変更後の名称　合同会社ＤＡＩＬＹ

⑵　変更前の名称　株式会社ジオン商事
変更後の名称　ジェイプラスインターナショナル株式会社

外国監査法人等に関する公示

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第34条の37第２項の規定により、外国監査法人等の届出事項の変更を次のとおり公示する。

2026年10月30日

金融庁長官　伊藤　　豊

⑴

届　　出　　日　2026年９月７日
届　　出　　者　デロイト・ゲーエムベーハー監査法人
住所又は所在地　ドイツ連邦共和国　81669　ミュンヘン、ローゼンハイマープラッツ４

変更年月日	変更事項	変　更　内　容		備　考
		変　更　後	変　更　前	
2026年９月１日	財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行うこととなる外国会社等	DHLアーゲー	ドイツポスト・アーゲー	
同上	役員の氏名	トーマス・ヴェルツ	シュテファン・グルーベ	

⑵

届　　出　　日　2026年９月10日
届　　出　　者　ケーピーエムジー
住所又は所在地　アイルランド共和国ダブリン２　セント　ステファンズ　グリーン　ストーク　プレース１
2026年８月31日付けで、資本金の額又は出資の総額が変更された。

⑶

届　　出　　日　2026年９月11日
届　　出　　者　デロイト・ハスキンズ・アンド・セルズ・エルエルピー
住所又は所在地　インド共和国　400　013　ムンバイ　エルフィンストーン・ロード（ウエスト）　セナパティ・バパット・マーグ　ワン・インターナショナル・センター　タワー３　31階

変更年月日	変更事項	変　更　内　容		備　考
		変　更　後	変　更　前	
2026年９月１日	役員の氏名	ラーフル・チョウダリー	―	

2026年９月１日付けで、資本金の額又は出資の総額が変更された。

⑷

届　　出　　日　2026年９月11日
届　　出　　者　デロイト・アンド・トゥシュ・エルエルピー
住所又は所在地　ケイマン諸島　KY1-1109　グランドケイマン　カマナ・ベイ　ネクサス・ウェイ　60　８階

変更年月日	変更事項	変　更　内　容		備　考
		変　更　後	変　更　前	
2026年８月31日	財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行うこととなる外国会社等	【名称】日興ワールド・トラスト―アレス・ストラテジック・インカム・ファンド 【主たる事務所の所在地】ルクセンブルグ大公国　ルクセンブルグＬ-1282　ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り２番	―	

⑸

届　　出　　日　2026年９月14日
届　　出　　者　デロイト・アンド・トゥシュ
住所又は所在地　台湾台北市信義區松仁路100号20階
2026年８月31日付けで、資本金の額又は出資の総額が変更された。

⑹

届　　出　　日　2026年９月14日
届　　出　　者　ケーピーエムジー　オーストラリア
住所又は所在地　オーストラリア、4000　クィーンズランド州、ブリスベン、アンストリート　80、ヘリテージレーンズ、レベル11、KPMG

変更年月日	変更事項	変更内容		備考
		変更後	変更前	
2026年８月11日	役員の氏名	―	シルヴァーナ・マンモリーティ	ナショナルエグゼクティブコミティーメンバー追加の取り消し

(7)
届　出　日　2026年９月14日
届　出　者　プライスウォーターハウスクーパース　ケイマン諸島
住所又は所在地　ケイマン諸島　KY1-1104　グランド・ケイマン　カマナ・ベイ　フォーラム・レーン18　私書箱258

変更年月日	変更事項	変更内容		備考
		変更後	変更前	
2013年４月13日	財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行うこととなる外国会社等	―	ゴールドマン・サックス・グローバル・カレンシー・ファンド―ドル・プラス	
2026年８月31日	同上	【名称】ＳＭＤ―ＡＭユニバーサル・トラスト―ＥＱＴネクサス・ＥＮＸＦ　ＳＩＣＡＶファンド 【主たる事務所の所在地】ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱309	―	

(8)
届　出　日　2026年９月10日
届　出　者　ビーディーオー　ケイマン　リミテッド
住所又は所在地　ケイマン諸島　KY1-1205　グランドケイマン，ガバナーズスクエア，23ライムツリーベイアベニュー，ビルディング３-２階

変更年月日	変更事項	変更内容		備考
		変更後	変更前	
2019年１月31日	財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行うこととなる外国会社等	―	スーパーファンドギャラント　Ⅳ　USドル　トラスト	
2026年９月４日	同上	【名称】アルテミスアドバイザリーパートナーズ　リミテッド 【主たる事務所の所在地】ケイマン諸島、KY1-1207、グランドケイマン、ジョージタウン、68フォートストリート、私書箱31726、エイチエスエム　コーポレート　サービシズ　リミテッド	―	

2025年４月１日付けで、資本金の額又は出資の総額が変更された。
(9)
届　出　日　2026年９月15日
届　出　者　デロイト・アイルランド・エルエルピー
住所又は所在地　アイルランド、D04　WV00、ダブリン４、２バーリントン・ロード

変更年月日	変更事項	変更内容		備考
		変更後	変更前	
2026年９月１日	主たる事務所の所在地	アイルランド、D04　WV00、ダブリン４、２バーリントン・ロード	アイルランド、D02　AY28、ダブリン２、アールスフォート・テラス	

(10)
届　出　日　2026年９月25日
届　出　者　プライスウォーターハウスクーパース　エルエルピー
住所又は所在地　アメリカ合衆国　10017-6204　ニューヨーク州　ニューヨーク　マディソン・アベニュー300番地

変更年月日	変更事項	変更内容		備考
		変更後	変更前	
2025年10月15日	財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行うこととなる外国会社等	―	ピムコ・バミューダ・トラストⅡ ―PIMCOコア・インカム社債ファンド2020-10	
2026年７月29日	同上	バンガード・インデックス・ファンズ ―バンガード・モーニングスター・スモールキャップ・インデックス・ファンド	バンガード・インデックス・ファンズ ―バンガード・スモールキャップ・インデックス・ファンド	

同上	同上	バンガード・インデックス・ファンズ―バンガード・モーニングスター・トータル・ストック・マーケット・インデックス・ファンド	バンガード・インデックス・ファンズ―バンガード・トータル・ストック・マーケット・インデックス・ファンド	

(11)
届　　出　　日　2026年９月25日
届　　出　　者　アーンスト・アンド・ヤング・エセ・エレ
住所又は所在地　スペイン王国　マドリッド市　28003　ライムンド・フェルナンデス・ビジャベルデ65
2026年８月５日付けで、資本金の額又は出資の総額が変更された。

(12)
届　　出　　日　2026年９月25日
届　　出　　者　プライスウォーターハウスクーパース　エルエルピー
住所又は所在地　英国　ロンドン市　WC2N　6RH　エンバンクメント・プレイス１
2026年９月16日付けで、資本金の額又は出資の総額が変更された。

(13)
届　　出　　日　2026年10月１日
届　　出　　者　デロイト・アンド・トゥシュ・エルエルピー
住所又は所在地　アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク　10112-0015　ロックフェラープラザ30

変更年月日	変更事項	変更内容		備考
		変更後	変更前	
2026年９月15日	財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行うこととなる外国会社等	【名称】エスビー・エナジー・インク 【主たる事務所の所在地】アメリカ合衆国、カリフォルニア州94065　スリー・ラグーン・ドライブ、スイート280、レッドウッド・シティ	―	

(14)
届　　出　　日　2026年10月１日
届　　出　　者　ケーピーエムジー　アー・ゲー
住所又は所在地　スイス、チューリッヒ、ピーオーボックス　8036、バーデナーシュトレッセ　172番地

変更年月日	変更事項	変更内容		備考
		変更後	変更前	
2026年10月１日	役員の氏名	パスカル　シュプレンガー、ニコラ・モーザー、ティモ・クナーク	ステファン　フィスター、パスカル　シュプレンガー、トビアス　ヴァーク	

(15)
届　　出　　日　2026年10月１日
届　　出　　者　アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド
住所又は所在地　英領西インド諸島　ケイマン諸島KY1-1106　グランド・ケイマン　私書箱510カマナ・ベイ　フォーラム・レーン62

変更年月日	変更事項	変更内容		備考
		変更後	変更前	
2026年９月30日	役員の氏名	―	ミケーレ・トンプソン	
2026年10月１日	同上	クレイグ・レッドクリフ	―	

(16)
届　　出　　日　2026年10月２日
届　　出　　者　デロイト・アンド・トゥシュ・エルエルピー
住所又は所在地　アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク　10112-0015　ロックフェラープラザ30

変更年月日	変更事項	変更内容		備考
		変更後	変更前	
2026年８月13日	財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行うこととなる外国会社等	―	ネットアップ・インク	

(17)
届　　出　　日　2026年10月５日
届　　出　　者　ビーディーオー　ユーエスエー・ピー・シー
住所又は所在地　アメリカ合衆国60606　イリノイ州　シカゴ市　225　ウェスト　ランドルフ　ストリート　スイート2200
2026年６月30日付けで、資本金の額又は出資の総額が変更された。

(18)
届　　出　　日　2026年10月８日
届　　出　　者　プライスウォーターハウスクーパース　エルエルピー
住所又は所在地　アメリカ合衆国　10017-6204　ニューヨーク州　ニューヨーク　マディソン・アベニュー300番地

変更年月日	変更事項	変更内容		備考
		変更後	変更前	
2026年10月１日	役員の氏名	ジェフリー・ガロッタ	クリスティン・L・フランシスコ	

適格特例投資家に関する公告

不動産特定共同事業法施行規則（平成７年大蔵省・建設省令第２号）第５条第６項の規定により、適格特例投資家として届出を行った者を次のとおり公告する。

令和８年10月30日

金融庁長官　伊藤　　豊
国土交通大臣　井林　辰憲

1　不動産特定共同事業法施行規則第５条第１項第７号イに該当するものとして届出を行った者の名称等
　名称　東通不動産投資株式会社
　所在地　東京都港区西新橋一丁目２番９号
2　届出を行った者が適格特例投資家に該当する期間　令和８年11月１日から令和10年10月31日まで

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第２６６号
青森市久須志４丁目22番17号
債務者　金子　幸弘
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　理恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午後１時10分
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
　青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４８２号
神奈川県足柄下郡箱根町二ノ平1119番地の１中村アパート101
債務者　木村　綾萌
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊奈　誠司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
　横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１９号
和歌山県新宮市蜂伏15番２―338号
債務者　上野　嘉宣
1　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　網　　康秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
　和歌山地方裁判所新宮支部

令和８年（フ）第９７４号
京都市伏見区向島善阿弥町26番地２　スクールサイド観月　401
債務者　廣瀬　正樹
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾崎　達哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前11時45分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第４３４０号
大阪市西区九条南２丁目21番２号　502
債務者　金山　衣里
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷澤　悠介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５０９号
大阪府茨木市玉櫛２丁目25番25号
債務者　前田　昭徳
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芦田　祐典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３７０号
大阪市東淀川区小松３丁目20番60―506号
債務者　眞下　　望
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅井　佑太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３８７号
大阪市城東区放出西３丁目９番12―705号
債務者　南濵　　光
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　瑛史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５２号
埼玉県熊谷市妻沼中央17番地２　セルシオールⅡＡ201
債務者　小澤　鮎美（旧姓井上）
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　萩原　正裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
　さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第４３９４号
大阪市西淀川区千舟３丁目３番38号　バイセップス
債務者　青木　寿一
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩見　勇志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１６４８号
さいたま市見沼区春野１丁目５番３―304号
債務者　葛西　隆司
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高田　慎二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午後２時
5　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第３８号
京都府綾部市高津町遠所１番地611　綾部さくらホーム、住民票上の住所京都府綾部市東山町稗田30番地の２
債務者　大林　作平
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相模　祐輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
　京都地方裁判所福知山支部破産係

令和８年（フ）第４９６９号
大阪府守口市寺方本通２丁目13番８―103号、前住所大阪府守口市菊水通４丁目21番２号
債務者　佐々　和弘
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　　司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後２時10分
5　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９７０号
大阪府守口市寺方本通２丁目13番８―103号、前住所大阪府守口市菊水通４丁目21番２号
債務者　佐々みゆき
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　　司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後２時10分
5　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第７４号
秋田県能代市元町６番18号
債務者　八代加代子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大庭　秀俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
　秋田地方裁判所能代支部

令和８年（フ）第１６６２号
埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地１街区19棟401号
債務者　小国　秀行こと　小國　秀行
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　和男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後２時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第６７号
石川県加賀市丸山町３丁目33番地、従前の住所石川県小松市林町ホ１番地48
債務者　ｒｉｓｅ　ｏｎｅこと　池田　伸一（旧姓　北川）
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　昌之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後２時45分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
金沢地方裁判所小松支部

令和８年（フ）第４８４号
愛知県西尾市西浅井町坂下16番地３　エグゼコート西浅井　201号室
債務者　インテリアＨｉＲｏこと　糟谷　智宏（旧姓木村）
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河村　哲子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後２時35分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第５８８号
愛知県安城市弁天町４番53号　Ａ・Ｃｉｔｙ弁天町203、旧住所愛知県刈谷市板倉町３丁目12番地10　パレスサン102号
債務者　出口　貴章
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横井　克俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後２時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４１６９号
大阪府寝屋川市成美町18番19号
債務者　粕谷　亮介
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　豊田　崇裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４７２号
大阪市平野区喜連西５丁目２番22―908号
債務者　西田　昌太
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井村　勝也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１６９号
大阪府豊中市庄内幸町２丁目13番12号
債務者　石原　栄行
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鶴田　昌平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２７２号
青森市大字浜田字豊田15番地１　浜田ファミリオＡ－２
債務者　成田　　凌
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　和秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３７６号
静岡県田方郡函南町間宮57番地の６　ヌーベルバーグＭ’Ｓ－402、前住所静岡県伊豆の国市韮山韮山150番地の１
債務者　熊谷　修一
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内笹井　明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第６８４号
栃木県宇都宮市中今泉１丁目21番12号　Ｔビル101
債務者　タックルショップＲこと佐藤　年彦
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　　有
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午後１時10分
5　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５３８６号
大阪市中央区常盤町２丁目３番17―1109号
債務者　有村　真人
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　筈井　悠太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４４６号
大阪府寝屋川市上神田２丁目30番21号、前住所大阪府枚方市南楠葉１丁目57番18号
債務者　石原　喜祐
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福永　将大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１３９号
北海道苫小牧市柏木町６丁目21番22号　ルフージュⅠ　102号
債務者　芳賀　駿介
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　角　　大祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第１６５０号
さいたま市緑区大字大門142番地
債務者　巽　　敏彦
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野田　泰彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第５７７号
静岡県藤枝市上藪田115番地の11
債務者　芹澤　　卓
1　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮田　逸江
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８６号
新潟県柏崎市松波２丁目13番17号、前住所大阪市西区江戸堀３丁目６番20―1002号
債務者　小野乃梨子（旧氏名　小野　法子）
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横田　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第３７０号
堺市南区原山台５丁３番２―908号
債務者　松本　和幸
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀内　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第２７９号
北海道旭川市旭岡２丁目11番地の21
債務者　藤原　明洋
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　万字　　達
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前11時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１６７５号
埼玉県上尾市大字瓦葺2716番地　尾山台団地５―17―202
債務者　佐藤　信博
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高松　佳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４８９号
大阪市住吉区我孫子５丁目10番20号　アークトゥルス　601号
債務者　泉　　教子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　里村　　格
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１２９号
北海道苫小牧市宮前町１丁目15番14号　サンエコガーデンM―１　101号
債務者　渡辺　雅和
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　秀樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第４４３４号
愛知県豊田市広川町９―91　レオパレスディアコート入沢307号室、住民票上の住所大阪市大正区鶴町２丁目３番14号
債務者　岡久　将吾
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大住　　洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月８日午後２時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２３９号
大阪府八尾市南本町２丁目６番27号　大北ハイツ201号、前住所大阪府八尾市末広町３丁目２番10号
債務者　松坂　　勲
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉野まりこ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月８日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７号
岐阜県美濃加茂市西町八丁目228番地、住民票上の住所愛知県名古屋市北区楠味鋺五丁目2406番地の１　ネオハイツ楠Ⅱ　103号
債務者　太田　紀雄
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉知　孝匡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月26日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

令和８年（フ）第５９３号
埼玉県越谷市大字西方2948番地２　エフローレ新越谷ロイヤルガーデン106
債務者　小山　　治
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　恭平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月19日午前11時20分
5　免責意見申述期間　令和９年２月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第５９４号
埼玉県越谷市大字西方2948番地２　エフローレ新越谷ロイヤルガーデン106
債務者　小山　恭子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　恭平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月19日午前11時20分
5　免責意見申述期間　令和９年２月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第５９５号
埼玉県越谷市大字西方2948番地２　エフローレ新越谷ロイヤルガーデン106
債務者　小山　雄介
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　恭平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月19日午前11時20分
5　免責意見申述期間　令和９年２月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３６５号
岐阜市長森本町２丁目13番５―305号（足立マンション）
債務者　渡辺　　浩
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立　隼大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月５日午前10時20分
5　免責意見申述期間　令和９年２月５日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第２８７号
茨城県稲敷郡阿見町よしわら一丁目24番地14
債務者　寺田　俊樹
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２８８号
茨城県土浦市真鍋二丁目４番32号　まごころの家土浦真鍋
債務者　鈴木　京子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第１４３号
栃木県栃木市今泉町１丁目28番８号
債務者　髙崎　義男
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第１４８５号
東京都八王子市弐分方町65番地25
債務者　杉田　博美
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８１９号
神奈川県藤沢市高倉639番地の８　コスモＡＯＩ長後303
債務者　小澤　弘隆
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９２６号
横浜市泉区和泉中央南１丁目25番54号　サンコーポＢ―201
債務者　長谷川洋平
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２１６２号
横浜市鶴見区梶山２丁目36番28―101号
債務者　玉城アレクサンドラこと　タマシロ　サバラ　アレックス　サンドラ（ＴＡＭＡＳＨＩＲＯ　ＺＡＢＡＬＡ　ＡＬＥＸ　ＳＡＮＤＲＡ）
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２３８号
横浜市旭区上白根町795番地　市営ひかりが丘住宅６街区２棟202号
債務者　栗田　京司
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２３９号
横浜市旭区上白根町795番地　市営ひかりが丘住宅６街区２棟202号
債務者　楠山紀美子
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３１１号
神奈川県大和市下和田262番地　いちょう団地80―410
債務者　岩本　和男
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３６９号
横浜市磯子区岡村６丁目５番58―101号
債務者　山本かおる
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４０４号
横浜市港南区日野南４丁目22番20号　ニューエクセレントハウス港南台203
債務者　齋藤さやか
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４３４号
横浜市保土ケ谷区常盤台27番３―108号
債務者　吉沢　勇太
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４３６号
横浜市緑区中山１丁目29番４―105号
債務者　阪田　一樹
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４５６号
横浜市栄区小菅ケ谷１丁目４番２―1404号
債務者　園田すみ子
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４７１号
横浜市磯子区滝頭１丁目４番56号　ベイルーム滝頭202号
債務者　川北　優夏
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４７７号
横浜市港北区日吉本町３丁目７番２号　サンメゾン105
債務者　矢沢　文雄
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４９１号
神奈川県高座郡寒川町岡田４丁目16番21号　ハイム東岡田102号
債務者　芝山　洋子
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４９４号
横浜市港南区港南１丁目16番29号　ヒルズマーメイド103
債務者　澤口　吉子
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２５０６号
横浜市港南区大久保１丁目20番45号
債務者　金子　将雄
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２５１７号
横浜市磯子区洋光台４丁目41番４号　サンシティ洋光台201号
債務者　池田久利美
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２５４６号
横浜市南区睦町１丁目31番地１　睦ハイム411
債務者　三ツ國美由紀
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２５５２号
神奈川県茅ヶ崎市矢畑163番地　テランヴェール茅ヶ崎207号
債務者　内藤　孝希
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２５５３号
横浜市港北区新吉田東６丁目32番31号
債務者　小柳　和子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２５６４号
横浜市鶴見区北寺尾７丁目25番19―206号
債務者　本田カズ子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４３０号
新潟市西蒲区今井73番地
債務者　丸山　　学
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４８０号
新潟市西区五十嵐東３丁目１番50号　ヴィーナスタウン307
債務者　小林　真理
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５０８号
新潟市東区牡丹山３丁目13番19号　リンデンバウム202号
債務者　新田　七斗
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３０２号
山梨県北杜市長坂町長坂上条2111番地１　プラスワンズＡ―101、前住所山梨県北杜市小淵沢町上笹尾3087番地１　おおたきの里Ｆ
債務者　古賀　真由
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１０３号
長野県東御市滋野乙1238番地５
債務者　荻原　行雄
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第１０４号
長野県東御市滋野乙1238番地５
債務者　荻原　幸枝
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第２９２号
奈良県生駒市小明町1144番地３　ジースイーツ507
債務者　松本　砂織
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３０５号
奈良市西大寺竜王町一丁目４番67―101号
債務者　毛利　琢己
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３９５号
和歌山市六十谷1021番地１　愛らんど１―102
債務者　伊永　錦司
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１０３号
鳥取県鳥取市卯垣５丁目11番地　Ａ―１
債務者　岡田　英子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１１９号
鳥取県鳥取市古海661番地13
債務者　吉田希世子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１０００号
広島県東広島市黒瀬町国近10605番地78
債務者　真鍋　　光（旧姓藤田）
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０１５号
広島県安芸郡海田町大立町８番７－201号
債務者　石川　敏史
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０２１号
広島県東広島市安芸津町大田463番地１　若宮ハイツＥ－１号
債務者　岡田　正明
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０４０号
広島市中区舟入南４丁目２番４－103号
債務者　中井　　瞳
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２５９号
愛媛県松山市小坂５丁目６番18号　マリンハイツ101号
債務者　稲川　和美
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２６０号
愛媛県松山市小坂５丁目６番18号　マリンハイツ101号
債務者　稲川　由美
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第８５号
福岡県京都郡苅田町大字尾倉4006番地21
債務者　才藤　浩一
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第４９０号
大分市須賀２丁目４番36号
債務者　猪野　憲明
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５０２号
大分市敷戸北町23番１－104号
債務者　田中　敏江
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５２９号
大分市花津留１丁目６番12号　花津留Ａｐａｒｔｍｅｎｔ202
債務者　渡邉あさみ
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４０５号
宮崎市大工１丁目７番31号　サンビレッジ301号
債務者　東倉　由樹
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４０６号
宮崎市大工１丁目７番31号　サンビレッジ301号
債務者　東倉　好美
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３２２号
沖縄県島尻郡与那原町字板良敷330番地の１　アイリーパレス402
債務者　比嘉佐和子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３４２号
沖縄県豊見城市字高安315番地４　てるアパート301号、住民票上の前住所福岡県福岡市南区井尻１丁目27番20－103号　ｗａｃｃｉ井尻
債務者　崎原　　和
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第４２２号
沖縄県那覇市泊２丁目７番地６　Ｔｏｍａｒｉ202
債務者　與那嶺大和
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３１１号
沖縄県宜野湾市喜友名２丁目23番１－203号　シャトルＧ
債務者　荻堂　真理
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第１６２０号
東京都町田市忠生４丁目21番地14ドムス忠生201
債務者　佐々木　心
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８５号
富山市大町278番地　エステート若林203号
債務者　西野　幸子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１８６号
富山県中新川郡立山町末三賀898番地３
債務者　高橋　弘毅
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２６３号
福井市花野谷町第24号６番地２
債務者　髙嶋　美穂
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２７９号
福井市中野２丁目1803番地、旧住所大阪府東大阪市下小阪５丁目６番５号　切後　方
債務者　井上　　亮
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２８０号
福井県坂井市春江町為国亀ケ久保116番地
債務者　佐藤　幸吉
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２８２号
福井市渡町214番地　マンションミキ201号室
債務者　山口　愛梨
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４８１７号
大阪府豊中市永楽荘１丁目５番11号
債務者　吉川　英世
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８３２号
大阪市東成区中本４丁目１番22号　リアン東さくら　609号、前住所大阪市東成区中本４丁目１番22号　リアン東さくら　601号
債務者　Ｍａｙｒａこと　真下　　舞
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９８０号
大阪府高槻市奈佐原２丁目８番４―301号
債務者　川瀬　美穂
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０５５号
大阪市東淀川区淡路１丁目14番14―902号
債務者　立山　　愛
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０６１号
大阪府枚方市牧野阪２丁目19番16号　210号室、前住所大阪府枚方市禁野本町２丁目１番20―211号
債務者　吉野有紀子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１５２号
大阪市東住吉区湯里４丁目６番６号　Ｆａｓｅｃｉａ　Ｋａｓｔａｌｉａ　101号、前住所三重県鈴鹿市甲斐町76番地の６
債務者　木寺　祐一
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１５８号
大阪市住之江区西加賀屋４丁目４番18―208号
債務者　鼎　　芳光
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１８１号
大阪市港区八幡屋１丁目１番５―407号
債務者　松岡　弘好
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３１４号
大阪市淀川区新高６丁目２番７号　クラウンハイム新高　203号
債務者　谷本　和繁
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３９２号
大阪市都島区都島北通１丁目23番13―607号
債務者　畔堂映理香（旧姓小川）
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４７３号
大阪市生野区林寺６丁目１番５号　ＲＥＧＡＩＡ林寺、前住所大阪市城東区諏訪４丁目５番17号
債務者　新井　成宜（法定代理人成年後見人新井秀和）
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２１２号
兵庫県宝塚市末成町31番24号　グリーンハイツ102
債務者　西田　　悟
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第２１８号
兵庫県伊丹市西野６丁目177番地２
債務者　古澤　夕貴
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第１３号
島根県益田市向横田町イ123番地
債務者　石川　伸二
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
松江地方裁判所益田支部

令和８年（フ）第１６号
島根県益田市遠田町1837番地20
債務者　澁谷八重子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
松江地方裁判所益田支部

令和８年（フ）第１０７６号
広島市安芸区上瀬野町383番地５
債務者　小羽千珠子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４３７号
大分県別府市南立石中津留町11番２号　サンハイツ１－101号
債務者　和田　孝則
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２７８号
沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納258番地２　ＫＡＤＥＮＡビル417号
債務者　譜久村永仁
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第３０３号
沖縄県うるま市石川２丁目29番２号　リバーストーン305号室
債務者　新垣沙也佳（旧姓粟國）
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第８２４号
千葉県野田市古布内1583番地４
債務者　野平　幸雄
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８５２号
千葉県我孫子市根戸1818番地（102号）　ニューポート北柏
債務者　結城奈菜美（旧姓中川）
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８５６号
千葉県柏市篠籠田478番地１　ガーデンビレッジ柏２－106号
債務者　見村　良介
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８６７号
千葉県柏市西柏台２丁目１番１－1119号
債務者　坂本　　亮
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８８８号
千葉県松戸市六高台６丁目71番地　六高台ハイツ302号
債務者　服部　百姫
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第２８６号
金沢市高坂町ト１番地　三谷の里ときわ苑、従前の住所石川県野々市市押越１丁目111番地２　ピュアパレス101号
債務者　杉本　裕也
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３１８号
金沢市大桑町平１番地１　県営住宅７棟308号
債務者　前川　眞弓
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２４０号
兵庫県宝塚市今里町10番２－501号
債務者　山本　健司
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第２２２号
兵庫県明石市野々上２丁目10番地の６　コーポ西明石７－206号
債務者　和田　清美
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第２７３号
神戸市西区井吹台西町１丁目２番地　２－611号
債務者　姉川　　好
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第２８７号
徳島県阿波市阿波町早田232番地１
債務者　坂東美智恵
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで　徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第９４９号
神戸市灘区友田町４丁目１番23―104号
債務者　辻村　　浩
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで　神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９７０号
神戸市中央区花隈町５番21―714号
債務者　林　　邦子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで　神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６４号
兵庫県たつの市新宮町下莇原242番地１、従前の住所大分県杵築市山香町大字立石1230番地７
債務者　原田　昭彦
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで　神戸地方裁判所龍野支部

令和８年（フ）第４８号
兵庫県淡路市育波1527番地９　育波団地１－303
債務者　島田　洋子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和８年（フ）第５０号
兵庫県洲本市上物部450番地５　ハイツ司５号
債務者　中西　博己
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和８年（フ）第２５号
高知県四万十市有岡1727番地１　有料老人ホームあったかホームなでしこ、前住所高知県四万十市中村新町４丁目12番地１　植田アパート５号室
債務者　信田　和広
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで　高知地方裁判所中村支部

令和８年（フ）第１１９号
佐賀県杵島郡白石町大字廿治1961番地
債務者　古賀　梨加（旧姓山田）
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第１３３号
栃木県小山市大字間々田2386番地１　有料老人ホームあたご、前住所栃木県下野市緑５丁目18番地９　メゾングランドロイヤル　Ｂ－101号
債務者　森　　博文
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで　宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第９３８号
京都市上京区東堀川通下長者町下る三町目13番地３　ホーユウコンフォルト二条城前802号室
債務者　金　　千尋
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１１７３号
京都市下京区川端町３番地　市営住宅33棟1104号
債務者　高城　明美
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１１７６号
京都府長岡京市久貝２丁目15番17―508号　坪内マンション
債務者　藤本　　歩
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１２８２号
京都市西京区山田猫塚町９番地22
債務者　熊谷　光恭
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１６０号
島根県松江市古志原七丁目２番１号　コーポ上乃木203号
債務者　成相　　博
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで　松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７５６号
千葉県鎌ケ谷市東中沢１丁目８番５－11号　グリーンビレッジ中沢301
債務者　太田　光紀
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７９３号
千葉県松戸市西馬橋４丁目74番地　メゾンドールハマ弐番館102号
債務者　松本　達也
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７９４号
千葉県松戸市西馬橋４丁目74番地　メゾンドールハマ弐番館102号
債務者　松本　薫
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８４３号
千葉県柏市高柳1614番地44
債務者　荒井　俊昭
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第２２１号
神奈川県横須賀市平作６丁目３番７号　ツーエイハイツ101
債務者　山田　綾子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１９３号
神奈川県平塚市幸町11番27号　シャンブル平塚201号
債務者　満利　飛翔
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第４４３号
神奈川県平塚市諏訪町13番20号　メゾンクォーレⅡ201号
債務者　藤澤　恵子（旧姓田代）
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第６３号
秋田県横手市十文字町仁井田字八萩73番地４有料老人ホームいなお、前住所秋田県横手市平城町10番43号　パークハウス平城103号
債務者　澤田石　学
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
秋田地方裁判所横手支部

令和８年（フ）第６４号
山形県鶴岡市美原町33番４－７号
債務者　齋藤奈美子
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

令和８年（フ）第１３４号
茨城県結城市大字結城745番地３　クレメントハウス202
債務者　金山　竜也
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第５９３号
栃木県真岡市長田四丁目15番地８　キューブタウン長田Ｃ棟105号、前住所栃木県宇都宮市清原台４丁目11番３号　メープルハイツ101（前々住所）北海道函館市上湯川町６番59―104号
債務者　福井　準昌
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６３６号
栃木県宇都宮市鶴田町3363番地58　アルバータ・ベル103
債務者　石垣奈保子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６４８号
栃木県宇都宮市下栗町2952番地１　グレイスフルＴ・Ｋ101
債務者　石生田裕介
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第７０７号
川崎市多摩区南生田６丁目８番11号　第２Ｍ寿　101
債務者　成田美代子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７６６号
川崎市高津区千年101番地　吉田ハイツ　201
債務者　伏見　隆幸
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７６８号
川崎市麻生区栗木台５丁目16番３号　栗木台ハイム　３―101
債務者　飯田　宗雄
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７６９号
川崎市麻生区栗木台５丁目16番３号　栗木台ハイム　３―101
債務者　飯田美栄子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７９０号
川崎市中原区上丸子天神町71番地　アーバンハイツＮＡ　203
債務者　切江　　歩
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７９７号
川崎市宮前区東有馬５丁目20番４―306号
債務者　小林　　舜
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第８１５号
川崎市多摩区長沢１丁目20番８号　ハイツニューナガサワ　１―104
債務者　戸澤　大助
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第９１号
新潟県三条市今井野新田152番地２
債務者　佐藤伊津子
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
新潟地方裁判所三条支部

令和８年（フ）第３５３号
岐阜県瑞穂市穂積96番地１　カーサ・レクエルドＡ　101号、前住所茨城県神栖市知手3470番地２　ドミール知手Ｂ101
債務者　松原弥沙稀（旧姓真家）
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第４２号
京都府船井郡京丹波町蒲生森ノ奥80番地48
債務者　山田あすか
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

令和８年（フ）第６９号
岡山県美作市栄町78番地２
債務者　熊谷　悦子
1　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
岡山地方裁判所津山支部

令和８年（フ）第１０５号
愛媛県四国中央市金生町下分505番地
債務者　石川　豊美
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
松山地方裁判所西条支部

令和８年（フ）第１０７号
愛媛県四国中央市金生町下分2550番地１
債務者　石川　由香理
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
松山地方裁判所西条支部

令和８年（フ）第１６１３号
福岡県筑紫野市大字山家2235番地17
債務者　松山　聡子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６４８号
福岡市城南区長尾４丁目７番10号
債務者　高田　泰洪
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７７２号
福岡市博多区祇園町４番３―1108号　チサンマンション祇園
債務者　高橋富貴子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７９１号
福岡県糟屋郡粕屋町大字阿恵72番地１　メゾンクレール　Ｂ202号
債務者　菅原美奈子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８１０号
福岡県古賀市谷山575番地１　ボヌール・リバーＢ棟203号
債務者　山本　優人
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８１４号
福岡県那珂川市片縄東１丁目３番13号
債務者　伊藤　芳郎
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８８５号
福岡市南区大楠２丁目３番20―307号　ステイタスマンション日赤通り
債務者　川口　　純
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８９１号
福岡市南区屋形原１丁目９番７―202号　コンソランテ
債務者　久保　秀城
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９０２号
福岡市南区高宮２丁目21番１号　パールハイツＤ号
債務者　山崎　瑛仁
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９２９号
福岡市中央区平尾１丁目11番20―504号　グランフォーレ薬院南
債務者　古屋　佑果
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９４３号
福岡市早良区田村３丁目５番24―103号　レオパレス　エミネンスⅡ
債務者　池田　忠晴
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０１１号
福岡市博多区吉塚６丁目11番30―303号　ハミュー吉塚
債務者　八木　祐奈
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０４９号
福岡県朝倉郡筑前町二43番地７
債務者　パディージャトーレス　ディエゴ拓哉
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０６７号
福岡県糟屋郡篠栗町高田601―１　ルミナス篠栗２ｎｄ　Ｃ　103号室、住民票上の住所福岡県嘉穂郡桂川町大字土師2459番地５
債務者　遠藤　史崇
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０６８号
福岡市東区箱崎４丁目27番10―201号　日米フラットⅡ
債務者　平井　譲治
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０９９号
福岡県福津市花見の里３丁目11番９号　花見アパート105号
債務者　森友　か代
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０３号
福岡県うきは市吉井町新治178番地２　桜ビューティーＢ202号
債務者　前田　　孝
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２７１号
福岡県久留米市大善寺南２丁目８番700―501号
債務者　湊　安津紗
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２７６号
福岡県小郡市小板井428番地２　小板井住宅３号
債務者　川村明日香
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２８８号
福岡県久留米市本町194番地　ルピナスⅡ201号、前住所佐賀県三養基郡基山町大字宮浦55番地８
債務者　中牟田陵佑
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第１０１４号
宮城県名取市田高字南577番地　アーバンシティ名取Ⅰ103号
債務者　阿部　理恵（旧姓大越）
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１５１号
仙台市青葉区愛子中央５丁目３番10―705号、従前の住所仙台市青葉区上愛子字街道77番地の６　２Ｆ
債務者　遠藤　　悟
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１５８号
宮城県黒川郡大郷町鶉崎字原45番地の13　高崎団地２―13
債務者　伊藤　眞也
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１６３号
仙台市青葉区中江１丁目21番25号　中江住宅８号棟２
債務者　山口　祐子（旧姓阿部）
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０７号
茨城県牛久市南５丁目39番地５
債務者　松下　アルジェンサ
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第１１１号
茨城県牛久市さくら台２―28―９　コーポジュリⅠ203
債務者　加藤　恵美
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第１１２号
茨城県牛久市さくら台２―28―９　コーポジュリⅠ203
債務者　加藤　龍太
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第１３８号
茨城県桜川市真壁町飯塚1002番地１
債務者　牧野　浩司（旧姓猪飼）
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第６４１号
栃木県日光市今市1659番地130　（３―101）
債務者　藤戸富視男
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６８２号
栃木県宇都宮市下栗町463番地10
債務者　松尾　奈々
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６８９号
栃木県宇都宮市泉が丘７丁目11番21号
債務者　藤本　久子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６９１号
栃木県足利市福富町966番地１　ホーム吉田３号室
債務者　荒井　奈穂
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２１４０号
横浜市旭区柏町112番地９　グレーシアフィット南万騎が原404
債務者　江藤　真穂
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２１５６号
横浜市戸塚区上矢部町1627番地13　プライムステージ21―304号
債務者　谷山　祐子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２０７号
横浜市鶴見区平安町２丁目21番地５　３Ｆ
債務者　阿部　桂子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２４２号
横浜市神奈川区西寺尾３丁目５番11号　佐々木荘２―１
債務者　松川　隆夫
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２７２号
横浜市青葉区桂台２丁目22番地15　プラシード桂204
債務者　成田　貫太
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３６０号
横浜市磯子区杉田３丁目９番18号　第２小林荘７号
債務者　伊澤　隆雄
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４３０号
神奈川県大和市上和田2412番地　上和田団地１―12―102
債務者　須藤　芳雄
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４３１号
神奈川県大和市上和田2412番地　上和田団地１―12―102
債務者　須藤惠美子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４４７号
横浜市港南区野庭町601番地　野庭住宅１棟201号
債務者　小川惠美子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２５８８号
横浜市鶴見区寛政町１番24―１号　アリソンベッケル202号室
債務者　上原　綾子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０８号
長野市松代町松代851番地
債務者　上澤　昌広
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２１９号
長野県須坂市北相之島202番地　(48―19)
債務者　唐木田　与志子（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第７６号
長野県佐久市原150番地３
債務者　齋藤　　忠
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
長野地方裁判所佐久支部

令和８年（フ）第３４１号
滋賀県草津市西渋川二丁目６番５―334号
県営住宅渋川団地
債務者　須山　優樹
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３５３号
滋賀県草津市東草津一丁目６番22―105号
レ・ユニオン柳川、前住所福岡県久留米市中央町38番地21　ソレイユ中央305号
債務者　花田　聖樹
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３５４号
大津市真野五丁目26番３号　シャトーエスポワール405号
債務者　西村　千春
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３６６号
滋賀県甲賀市水口町東名坂174番地―203号、前住所京都市左京区浄土寺上南田町14番地
債務者　森　　光紗
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５９８号
岡山県玉野市渋川２丁目28番４号
債務者　河合　時子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０１３号
広島市佐伯区楽々園１丁目１番29―406号
債務者　山本　湧太
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０５２号
広島市南区仁保２丁目21番28号
債務者　山田ファンマヌエル
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０６６号
広島県安芸郡坂町平成ヶ浜２丁目２番93―101号
債務者　泊野　卓也
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０６７号
広島県安芸郡坂町平成ヶ浜２丁目２番93―101号
債務者　泊野　有紀
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０７４号
広島県東広島市八本松町正力77番地43
債務者　金子　達也
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９７６号
福岡市博多区金の隈１丁目31番７号
債務者　猪熊　玉美
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０３３号
福岡県糟屋郡新宮町緑ケ浜４丁目７番18号
ＴＡＩＳＨＯＫＡＮ　ＸＶ201号
債務者　玉泉　恵子（旧姓村上）
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０８２号
福岡市中央区梅光園２丁目11番５―402号
プラザＴＯＷＡ
債務者　温水　理子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第７３号
秋田県能代市字寿域長根14番地33（前住所）
東京都中野区上高田５丁目20番７号アーバンプレイス新井薬師前102
債務者　戸松　康成
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
秋田地方裁判所能代支部

令和８年（フ）第１０２号
千葉県長生郡長生村水口503番地２
債務者　大谷　　博
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第１０５号
千葉県茂原市小林2178番地　プロヴァンスⅠ201号
債務者　鈴木　克久
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第６４５号
東京都日野市日野本町２丁目３番地の12第２信和荘205
債務者　森下　一希
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１４８号
東京都八王子市東浅川町315番地４フローラルサカエ212号
債務者　上原　啓子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２４８号
東京都町田市忠生２丁目23番地17　アムール・エス201
債務者　長沢　奈桜
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４３８号
東京都武蔵村山市学園３丁目50番地の７ユウアイビル302号
債務者　フジワラマリアアンケール（旧姓仙波）
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４６３号
東京都府中市晴見町１丁目28番地府中グリーンハイツ７―706
債務者　井出　美惠
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５０１号
東京都国分寺市東戸倉一丁目22番地９コーポパステル202
債務者　石田　圭介
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１６１２号
東京都日野市程久保１丁目27番地の４　ＡＴＴビル201
債務者　亀谷　拓海
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１６３４号
東京都小平市津田町２丁目13番16号
債務者　黒木　勝彦
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１６６９号
東京都東村山市栄町２丁目24番地21小松原マンション305
債務者　瀬戸　慎治
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２０１号
長野県松本市大字寿豊丘227番地７　アメニティ豊丘103号
債務者　古畑　勝利
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第２０６号
長野県松本市波田6555番地の１
債務者　古畑　　志
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第２１６号
長野県松本市井川城３丁目10番56号　エスポワールカサイⅠ　105号室
債務者　遠山　　輔
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第３８１０号
大阪市中央区上町１丁目６番６―1004号
債務者　井上寿希斗
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３０４号
大阪府枚方市出口３丁目34番23―17号
債務者　内山　靖之
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７８０号
大阪市港区磯路３丁目11番19号　蔭山マンション　202号
債務者　古園ひとみ
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８１５号
大阪市東住吉区杭全６丁目６番15―602号
債務者　吉川　　恵（旧姓本多）
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８１８号
大阪市生野区巽中２丁目23番３号
債務者　高島淑子こと　ＫＩＭ　ＫＥＵＮＳＯＯＫ　金　根淑
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８３６号
大阪府東大阪市小若江１丁目７番２号
債務者　太田　直哉
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８８６号
大阪市住之江区南港中５丁目３番42―912号
債務者　清水オーこと　ＶＩＮＩＪＫＵＮ　ＫＡＮＯＫ　ＯＮ
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５００２号
大阪市鶴見区鶴見２丁目22番５―105号
債務者　原山勝安こと　ＳＯＮＧ　ＳＥＵＮＧ　ＡＮ　宋　　勝安
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０１４号
大阪市西淀川区福町２丁目11番７号　福町福祉総合施設、前住所大阪市西淀川区歌島２丁目４番40号　ルネッサンス塚本３－Ｃ号室
債務者　星野　耕治
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０１６号
大阪府豊中市向丘２丁目11番７―207号
債務者　中西　真菜（旧姓中村）
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０６８号
大阪市中央区日本橋１丁目21番16号　たこそうマンション６Ｂ
債務者　前田　　笑
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０８３号
大阪府東大阪市足代新町20番12号
債務者　広川朋也こと　孫　　朋煥
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０９９号
大阪府池田市栄本町９番４―401号
債務者　長野　浩史
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１２２号
大阪市城東区成育２丁目５番３号　みき北谷４Ｄ
債務者　西岡　愛深
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１３０号
大阪府茨木市横江１丁目11番33号　彩悠館505号
債務者　徳丸　淳一
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１６７号
大阪府寝屋川市池田３丁目４番１号（205号）　プリムベール池田
債務者　今井　正英
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２２９号
大阪市都島区善源寺町１丁目３番20号　サンライフ都島　107号、前住所大阪市北区国分寺１丁目２番31―1003号
債務者　原　　清
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３５６号
大阪府寝屋川市萱島本町15番８―201号　マイトレーヤハイツ
債務者　中井　彩加
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４５０号
大阪市阿倍野区阪南町３丁目18番６―206号
債務者　清水　淳司
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４６１号
大阪市西淀川区花川２丁目４番43―401号
債務者　齋藤　玉樹
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４６２号
大阪市西淀川区花川２丁目４番43―401号
債務者　齋藤　　泉
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５０６号
大阪市東淀川区東淡路２丁目２番５号　モリホーム東淡路文化　201号
債務者　井垣千賀子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１０５３号
広島市南区仁保２丁目21番28号
債務者　濱野　花菜
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５７号
愛媛県四国中央市中之庄町298番地１　ミドル・クレメント103号
債務者　福田　智幸
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
松山地方裁判所西条支部

令和８年（フ）第８２号
熊本県荒尾市宮内出目788番地５
債務者　佐々木ひとみ
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
熊本地方裁判所玉名支部

令和８年（フ）第８６号
熊本県玉名郡長洲町大字宮野1653番地２　グランツ・エクセレント101号
債務者　田頭　麻由
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
熊本地方裁判所玉名支部

令和８年（フ）第１２７号
栃木県佐野市富岡町1584番地　メゾン・デュレ102
債務者　川村　涼介
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第１５１号
千葉県木更津市桜井新町２丁目４番地33　セントラルハイム木更津102号
債務者　高橋　秀樹
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第６５５号
東京都立川市富士見町７丁目30番27号ＳＴＫハイツ303号
債務者　篠塚　健司
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１６５８号
東京都清瀬市元町一丁目５番17号
債務者　土屋　裕聡
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７４６号
東京都町田市木曽東１丁目22番４号
債務者　黒川　幸代
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７５８号
東京都立川市西砂町６丁目53番地の10メゾンファーム102号
債務者　小山内忠好
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７６４号
東京都八王子市散田町３丁目１番４号グランドアベニュー703号
債務者　長谷川邦和
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７６５号
東京都八王子市散田町３丁目１番４号グランドアベニュー703号
債務者　長谷川智子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第６０７号
静岡市葵区新通１丁目12番10号　17
債務者　大場由美子
１　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３１号
北海道苫小牧市明野新町３丁目６番３号　共同生活ホームつむぐみらい、前住所北海道苫小牧市沼ノ端中央１丁目13番29号ＡＳアドバンス205号
債務者　角田　陸翔
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第９２号
宮城県大崎市田尻八幡字袋沢16番地１、従前の住所宮城県大崎市古川城西一丁目２番46号木村住宅４号
債務者　遠藤　　衞
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第１４８号
宮城県栗原市一迫字川口高田61番地
債務者　金田　幸子
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第１８４号
福島県二本松市原セ諏訪117番地１市営住宅原セ諏訪団地25号
債務者　服部　弥生
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
福島地方裁判所

令和８年（フ）第３３号
福島県東白川郡棚倉町大字逆川字前山12番地14
債務者　松本　光雄
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

令和８年（フ）第３４号
福島県東白川郡棚倉町大字逆川字前山12番地14
債務者　松本　美穂
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

令和８年（フ）第４７７号
新潟市北区木崎3027番地
債務者　佐藤　春雄
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１１０号
長野県上田市古里1638番地24　ワイルドチェリーハイム202号、前住所長野県上田市五加897番地８
債務者　井添　友彦
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第４９１号
静岡市駿河区広野６丁目15番19―108号、旧住所静岡市駿河区大和田301番地の１　グリーンビレッジ大和田　Ｅ棟
債務者　濱田　綾子
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５５９号
静岡県藤枝市仮宿1539番地の３、旧住所茨城県水戸市大塚町1908番地の１　大塚公園マンションⅠ・107号
債務者　岸野　玲弥
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３７４号
静岡県浜松市中央区泉四丁目22番28号　アカンサスⅠ　102号
債務者　田中　翔哉
１　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第３９７号
静岡県湖西市新居町新居1899番地の２　タウニィーすみよし103
債務者　新庄　英二
１　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第４０８号
静岡県浜松市浜名区平口5422番地
債務者　小松　康代
１　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第４１０号
静岡県浜松市中央区芳川町５番地　シンフォニー201、前住所静岡県浜松市中央区佐鳴台四丁目21番５号
債務者　金田　　忍
１　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第２５０号
三重県津市高茶屋五丁目10番46号　コンフォート中西202
債務者　谷口　来風
１　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１６６号
滋賀県東近江市札の辻二丁目13番21号　スターテラス白鳥201号室、前住所滋賀県東近江市御園町152番地　御園ハイツⅠ　302号室
債務者　麻生　絵美
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第２０４号
滋賀県彦根市西今町820番地２（201号）
債務者　江島　昌三
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第８９５号
神戸市北区日の峰５丁目14番地　ルネ神戸北町Ⅰ―1411号
債務者　小河　　微
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９０３号
神戸市須磨区行幸町１丁目２番７号　須磨パークアヴェニュー302
債務者　上山　義彦
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９２４号
神戸市兵庫区松原通４丁目３番19号　２Ｆ
債務者　三笠　清正
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９６３号
神戸市灘区篠原北町３丁目13番３号　ショウケンマンション３　301
債務者　田中　千晴
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０１６号
神戸市長田区大塚町９丁目３番15―305号、従前の住所神戸市中央区中山手通１丁目22番18―705号
債務者　原　　法倫
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９９号
兵庫県宝塚市高松町15番17号
債務者　玉城　　泉
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第２４６号
兵庫県明石市大久保町八木524番地の11
債務者　大須賀由佳里
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第５３２号
兵庫県姫路市飾磨区加茂北21番地　ラルジュ・メゾン205
債務者　岡野万寿美
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５５１号
兵庫県姫路市上手野45番地　上手野市住１―16
債務者　清水　宏美
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５５８号
兵庫県姫路市北平野６丁目１番66―525号スカイコート姫路、従前の住所兵庫県姫路市増位新町１丁目８番地５　メゾン花北502
債務者　溝内　　豪
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第１３１号
山口県下関市秋根上町２丁目13番41号　アリエッタ秋根Ⅱ　202号
債務者　花田　幸斗
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第２２７号
愛媛県伊予市下吾川1636番地２　ポパイハイツ406号
債務者　山下　周摩
1　決定年月日時　令和８年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３４０号
愛媛県松山市小栗町317番地１　児玉ハイツ201号
債務者　城戸脇千香
1　決定年月日時　令和８年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３５６号
愛媛県松山市鉄砲町２番地２　メゾンＡＤハイツ306号
債務者　川本めぐみ
1　決定年月日時　令和８年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第８３号
熊本県玉名市立願寺72番地３
債務者　小山久美子
1　決定年月日時　令和８年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
熊本地方裁判所玉名支部

令和８年（フ）第１１３号
大分県宇佐市大字城井1971番地の１　県営扇塚住宅Ａ－１－303号
債務者　川野　良子（旧姓大原）
１　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第４１６号
宮崎市恒久南４丁目３番地７
債務者　山口　福己
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第７３号
宮城県白石市寿山３番１号
債務者　佐久間麗美
１　決定年月日時　令和８年10月19日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
仙台地方裁判所大河原支部

令和８年（フ）第７６号
宮城県角田市高倉字笹森103番地
債務者　太田　満男
１　決定年月日時　令和８年10月19日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
仙台地方裁判所大河原支部

令和８年（フ）第２２８号
福島県郡山市逢瀬町多田野字本郷102番地
債務者　中村公美野
１　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第２６４号
福島県郡山市字深田台55番地　パーソナル深田台Ｂ棟201号
債務者　佐藤　佳奈（旧姓武藤）
１　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第６３号
石川県小松市上本折町153番地、従前の住所石川県小松市佐々木町イ161番地１
債務者　竹谷　浩実
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
金沢地方裁判所小松支部

令和８年（フ）第６１号
福井県敦賀市東洋町８番４－202号
債務者　形部　啓史
１　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福井地方裁判所敦賀支部

令和８年（フ）第２６号
高知県四万十市赤松町７番18号　グリューハウス赤松　202号、前住所高知県四万十市中村大橋通４丁目20番地
債務者　尾崎　　順
１　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
高知地方裁判所中村支部

令和８年（フ）第１５２号
島根県松江市西津田六丁目14番17号　コーポ安田105
債務者　國　　薫
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２９７号
長崎県長崎市上町５番８－305号、旧住所千葉県習志野市谷津１丁目11番18号　プライムヒル201号
債務者　迫中　孝樹
１　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１１６号
青森市大字泉野字内野19番地４　ビレッジハウス泉野４号棟302号室、申立時の住所青森市港町３丁目10番９号
債務者　佐藤惠美子
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２４４号
青森市大字幸畑字松元74番地13　メゾンヒルトップ102号
債務者　工藤　哲也
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２６４号
青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田塩越182番地
債務者　福井　桜恋
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２７４号
青森市原別８丁目５番23号
債務者　菊地　浩二
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１２６号
青森県弘前市大字城東四丁目５番地３　グランカルフール304号、旧住所東京都北区王子二丁目22番５－1102号　第３サカモトビル
債務者　長瀬　英里（旧姓池崎）
１　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
青森地方裁判所弘前支部

令和８年（フ）第３８１号
神奈川県平塚市南原１丁目15番５号
債務者　堀江　直希
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第４０５号
神奈川県平塚市横内3130番地　県営横内アパート21―205
債務者　鈴木　孝治
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

破産手続廃止

令和７年（フ）第５３号
三重県名張市百合が丘東８番町148番地
破産者　北田　富三
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

令和７年（フ）第４９２号
栃木県佐野市堀米町1229番地１
破産者　有限会社有心個別アカデミー
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第４９３号
栃木県佐野市堀米町3856番地３　フィデールブリーゼ204、前住所栃木県佐野市堀米町1157番地38
破産者　武澤　充孝
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第７１２号
栃木県大田原市小滝561番地38
破産者　五十嵐　翼
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第８３１号
栃木県下野市下古山3261番地16　コートエスポワールＢ棟202
破産者　相本　彰太
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１５６号
栃木県宇都宮市鶴田町846番地９
破産者　米澤　　誠
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４２０号
栃木県佐野市田沼町1199番地
破産者　大森　春美
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４２５号
栃木県那須塩原市上横林414番地950
破産者　上田　昭夫
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４５１号
栃木県真岡市久下田西三丁目45番地３
破産者　株式会社横田商店
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３０３号
埼玉県八潮市大瀬1472番地
破産者　堀口鋼建株式会社
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第１２０号
千葉県木更津市東中央２丁目４番20―1207号、前住所千葉県袖ケ浦市福王台２丁目10番地６　アーバンハイツ和田206号
破産者　榎本　法子
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第２３２号
滋賀県草津市野路東四丁目17番33号
破産者　有限会社青木塾
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

令和７年（フ）第３８５３号
沖縄県那覇市古波蔵２丁目11番１号　ネクストステージ203、開始決定時大阪府豊能郡能勢町平通101番地の386
破産者　ＬＥＥ　ＣＨＡＮＧ　ＨＹＵＫ　李　昌爀
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５３６１号
大阪市東成区神路３丁目４番６号
破産者　株式会社カズマ
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３０５号
大阪市東成区中本２丁目10番13号
破産者　合同会社Ｋ―ＣＲＥＷ．ｃｏｍｐａｎｙ
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第８５号
和歌山市西高松一丁目５番４号
破産者　株式会社アレック
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第１２１４号
広島市西区庚午北１丁目９番19―104号
破産者　株式会社縁
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３５６号
大分市中鶴崎一丁目９番18号奥本ビル１Ｆ
破産者　有限会社ＳＰＹ
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３６０号
大分市長浜町一丁目６番14号中島第２ビル201号
破産者　有限会社ライノ
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３６８号
大分市長浜町一丁目６番14号
破産者　有限会社エクセル
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第１７６号
青森県弘前市大字駒越町16番地
破産者　有限会社オータ
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所弘前支部

令和８年（フ）第６５５号
神奈川県三浦市南下浦町菊名1089番18
破産者　株式会社ｍ－ｆｏｌｋｓ
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９０５号
大阪府池田市住吉１丁目８番25号
破産者　合同会社でびゅ
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可決定

令和８年（フ）第１１９２号
福岡県春日市塚原台１丁目61番地２
破産者　早瀬　千絵
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１３６８号
福岡市南区西長住３丁目25番20号　松栄荘602号
破産者　原田由紀子
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１３６９号
福岡市南区西長住３丁目25番20号　松栄荘602号
破産者　原田　綾乃
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４６７号
福岡市城南区梅林１丁目５番21―201号　パウゼ福大前
破産者　渡邊　　大
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４９５号
福岡市博多区寿町２丁目５番４―206号　マキシム南福岡駅前
破産者　赤瀬　福子
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４９９号
福岡県古賀市花見東３丁目８番11号　シーサイドヒルズⅢ102号
破産者　大塚　崚馬
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５０５号
福岡市東区香椎駅東１丁目40番14―202号　キャロット香椎Ⅱ
破産者　加藤又市郎
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５０６号
福岡市西区周船寺３丁目14番14―202号　グランシャリオ
破産者　野上　礼子
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５１９号
福岡市早良区祖原６番24号　フォンテーヌ西新　102号
破産者　伊藤　　剛
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５４３号
福岡市中央区薬院４丁目４番10―206号　マイルーセント薬院
破産者　高木　智絵
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５５７号
福岡県筑紫野市大字筑紫694番地２　足立コーポ102号
破産者　田中　　勇
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５６７号
福岡市城南区田島２丁目12番25―103号　ＲＡＫＵコーポ田島
破産者　高橋成一郎
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６０６号
福岡市早良区田村４丁目16番16―301号　市営田村住宅
破産者　前田　麻結
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第５３号
三重県名張市百合が丘東８番町148番地
破産者　北田　富三
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

令和８年（フ）第２９０号
大分市大字森町553番地の１　シャンポール阿部Ｂ105
破産者　植田　剛士
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３５７号
大分市荷揚町９番11号　土屋ビル401
破産者　平川　　祐
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３９０号
大分市大字小池原880番地の27
破産者　三浦　和代
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４０５号
大分市城崎町１丁目３番23号　第６皐月マンション305
破産者　佐藤　善彦
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第４９３号
栃木県佐野市堀米町3856番地３　フィデールブリーゼ204、前住所栃木県佐野市堀米町1157番地38
破産者　武澤　充孝
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第７１２号
栃木県大田原市小滝561番地38
破産者　五十嵐　翼
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第７９３号
栃木県宇都宮市下河原１－３－33　ナイスアーバン下河原103、住民票上の住所栃木県宇都宮市城東１丁目10番24号　ナイスシティアリーナ城東401
破産者　亀和田　悠（旧姓和田）
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第８３１号
栃木県下野市下古山3261番地16　コートエスポワールＢ棟202
破産者　相本　彰太
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１５６号
栃木県宇都宮市鶴田町846番地９
破産者　米澤　　誠
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４２０号
栃木県佐野市田沼町1199番地
破産者　大森　春美
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４２５号
栃木県那須塩原市上横林414番地950
破産者　上田　昭夫
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１４９号
群馬県館林市本町２丁目５番47号　ＴＭ21プラザ805号、住民票上の住所大阪府大阪市鶴見区今津北１丁目11番29―504号
破産者　原　　幸代（旧姓大天）
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第１９４号
群馬県藤岡市本郷903番地１　県住Ｈ棟157号
破産者　篠崎みなみ
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１２７５号
埼玉県和光市白子３丁目22番21号　美馬ハイツ202
破産者　齋藤　　克
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２７６号
埼玉県蕨市中央２丁目３番１号
破産者　飯島　　航
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３０３号
埼玉県加須市大越1776番地７
破産者　伊藤　優太
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第６９号
千葉県市原市光風台４丁目175番地
破産者　高木　里菜（旧姓大村）
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１２０号
千葉県木更津市東中央２丁目４番20―1207号、前住所千葉県袖ケ浦市福王台２丁目10番地６　アーバンハイツ和田206号
破産者　榎本　法子
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１２７号
千葉県木更津市長須賀333番地１　クリエイト木更津第１　215号
破産者　井上　博隆
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１４５号
千葉県君津市南子安９丁目１番25号　203、前住所千葉県木更津市畑沢南２丁目36番２号
破産者　平岡　直樹
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１４７号
千葉県袖ケ浦市蔵波台１丁目18番地　県営住宅８棟304号
破産者　鈴木美恵子
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１４８号
千葉県木更津市太田２丁目10番14号　ハイツラン103
破産者　五十嵐悦子
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１５２号
千葉県袖ケ浦市福王台３丁目13番地６　袖ケ浦荘
破産者　川口　泰生
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第２３２号
山梨県甲府市千塚４丁目13番19号　カーサＰフレンズ205号
破産者　太田　慶子
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２４２号
山梨県中央市東花輪1101番地　県営山王団地５号棟503号室
破産者　薬袋　寿樹
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第５１号
長野県佐久市田口2528番地
破産者　丸山　博子
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

令和８年（フ）第５６号
長野県佐久市猿久保900番地１　オーケーハイツ305
破産者　村上　由美
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

令和８年（フ）第６７号
長野県小諸市市町三丁目９番１号　ビレッジハウス向田２―304
破産者　五加　秀誓
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

令和７年（フ）第１１５号
長野県安曇野市明科中川手2227番地３
破産者　竹田　節子
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第３６９号
静岡市駿河区大谷２丁目23番32号　ヴェスパー101、旧住所静岡市清水区三保340番地の18プレッソーレ105
破産者　藪崎美由紀
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４２６号
静岡県藤枝市志太４丁目７番９－２号
破産者　金井　睦美（旧姓紅林）
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２０５号
愛知県豊田市十塚町４丁目４番地　レオパレス豊田第３　107号
破産者　伊東　和謙
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３４２号
愛知県岡崎市渡町字薬師畔19番地１　パークサイド大久保　Ｂ―102
破産者　橋本　圭佑
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３４７号
愛知県豊田市若林東町上外根56番地７　メゾン神谷201号
破産者　関　　雄治
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３５４号
愛知県豊田市猿投町地家65番地
破産者　柴田　篤人
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３６６号
愛知県豊田市小坂本町３丁目92番地１　ソシオ豊田小坂本町207号、前住所愛知県豊田市陣中町二丁目12番８号　勝美荘202号
破産者　久和　玲児
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３６７号
愛知県岡崎市井田町字茨坪26番地16
破産者　勝場　文惠
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３７０号
愛知県豊田市神明町２丁目52番地　プリンセス豊田303号
破産者　林　　幸子（旧姓荒木）
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３７５号
愛知県豊田市野林町サラタ32番地
破産者　上坂　創多
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３８１号
愛知県岡崎市中町２丁目５番地１　ヴィレッジ・ヴァーナル　302
破産者　山田　浩稀
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３８３号
愛知県碧南市金山町１丁目26番地17
破産者　中根　好孝
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４０８号
愛知県高浜市芳川町三丁目９番地60　リヴァージュ高浜Ⅱ－１Ｄ、前住所愛知県高浜市芳川町四丁目２番地144
破産者　鈴木　供子
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第７０号
滋賀県栗東市大橋四丁目９番34―102号　Ｖｉｌｌａリベール Ａ
破産者　奥　　幸太
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１６０号
大津市大江八丁目141番地の15
破産者　河内　　麗
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１８３号
滋賀県栗東市苅原203番地１
破産者　梅田　智子
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２３７号
大津市石山寺四丁目25番５号　Ｔ．Ｏコーポ石山Ｂ棟102
破産者　遠藤　　誠
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２７２号
滋賀県栗東市小柿三丁目８番４―304号　グローバル草津東
破産者　奥村　直也
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２９０号
大津市穴太一丁目９番６号
破産者　八田　清子
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２８７号
和歌山県橋本市高野口町応其162番地の４
和田　臣弘方
破産者　前田　久美
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３０４号
和歌山県橋本市隅田町中島1058番地の56　特別養護老人ホームひかり苑
破産者　幾原　道子
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３１７号
和歌山市杭ノ瀬333番地１ＴＪ杭ノ瀬ⅡＡ101号室（開始決定時の住所）和歌山市永山168番地４
破産者　加納　珠久
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２１５号
香川県小豆郡小豆島町草壁本町602番地80　203号
破産者　細田　政子
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２２５号
福岡県久留米市安武町安武本2927番地14
破産者　古賀やよい
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２３９号
福岡県久留米市青峰３丁目１番135号
破産者　筒井真由美
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２８９号
大分市横尾東町２丁目２番27号
破産者　岡本倫香（旧姓牧）
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３７９号
大分市三川下１丁目４番18号
破産者　堀　　恭介
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４１５号
大分市金池町４丁目５番11号　スカイライフ金池１Ａ
破産者　川野　由美
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第９９号
北海道苫小牧市日吉町４丁目29番10―56号
破産者　垂水　　坦
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第８７号
青森県平川市本町平野46番地21、旧住所青森県弘前市大字神田四丁目３番地９　神田ＳＫハイツ208号
破産者　竹村　和也
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

令和８年（フ）第４７号
秋田県湯沢市川連町字大舘屋布前70番地
破産者　斉藤　大夢
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

令和８年（フ）第１１２号
山形市蔵王温泉字三度川1118番地の１
破産者　加藤　寛明
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第８３号
福島県会津若松市五月町１番地　県営住宅４棟３号
破産者　小柴万里子
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第４８３号
栃木県宇都宮市滝の原１丁目２番11号
破産者　景山さおり（旧姓大橋）
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５０７号
栃木県下都賀郡壬生町大字壬生丁274番地５グループホームゆめイロ２Ｆ、前住所栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲2206番地１
破産者　田中恵美子
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３０２号
神奈川県小田原市多古401番地
破産者　勝俣　　茂
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２５号
富山県魚津市金山谷318番地甲
破産者　黒崎　敏美
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

令和８年（フ）第２６号
富山県黒部市生地191番地
破産者　田中　澄子
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

令和８年（フ）第７８号
岐阜県養老郡養老町栗笠143番地１、前住所岐阜県瑞穂市野白新田14番地　ハイタウンみずほⅠ　２―10号
破産者　桑原　一将
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第８３号
岐阜県大垣市南若森５丁目56番地２　ケセラセラ　サン　103、前住所岐阜県羽島郡岐南町徳田２丁目185番地
破産者　川島さなえ
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第２２５号
静岡県三島市梅名522番地の９
破産者　中谷　英紀
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第２５１号
静岡県三島市谷田（御門）504番地の１　井ノ上ハイツ202、前住所静岡県三島市竹倉272番地の16
破産者　鈴木　香織
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第２６４号
静岡県沼津市東椎路1255番地の２
破産者　田村　　徹
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第２６５号
静岡県沼津市東椎路1255番地の２
破産者　田村　文枝
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第２８５号
静岡県裾野市岩波43番地　ロイヤルグレイス105、前住所静岡県静岡市清水区蒲原新田一丁目２番１号
破産者　杉山　良幸
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第２９０号
静岡県沼津市志下86番地の１　アイリス桃郷119、前住所静岡県焼津市本中根430番地の17
破産者　上釜　修一
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第２９７号
静岡県伊豆市大平100番地の１　ゴールド・ワン106、前住所静岡県伊豆市修善寺312番地の15
破産者　小島　真里
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１８号
和歌山県御坊市湯川町財部45番地11、前住所大阪府豊中市利倉３丁目６番15号　201号
破産者　米村　理恵
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

令和７年（フ）第４３号
山口県周南市若草町１番６号　橋本アパート101号
破産者　村上　泰則
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

令和８年（フ）第３２号
山口県萩市大字山田5301番地１、前住所山口県周南市糀町２丁目４番地
破産者　柳　早智子
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

令和８年（フ）第４８号
山口県周南市大字久米2963番地の35
破産者　岩本陵太郎
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

令和８年（フ）第５０号
山口県周南市慶万町９番Ｇ―302号
破産者　能見　紀子
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

令和８年（フ）第５１号
山口県周南市昭和通２丁目35番地　河村ビル505号、前住所山口県下松市南花岡１丁目10番１―301号
破産者　川原　絵海（旧姓大木）
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

令和８年（フ）第５２号
山口県周南市西桝町４番１―104号
破産者　原田　直志
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

令和８年（フ）第５３号
山口県周南市大字櫛ヶ浜82番地　カーサくしがはま210号、前住所山口県下松市桜町１丁目18番１号
破産者　平澤　耕三
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

令和８年（フ）第２１９号
徳島県徳島市南佐古六番町２番23―403号
ホワイトハイツ
破産者　齋藤　　等
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３９号
福岡県直方市大字山部407番地４
破産者　瓜生　光子
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

令和８年（フ）第６３号
福岡県直方市大字下境3878番地　市住1453号
破産者　安武　章夫
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

令和８年（フ）第３２２号
宮崎市吉村町平塚甲1798番地３　モン・ソレイユM306号
破産者　山下　　悟
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１３１号
宮崎県日向市東郷町山陰乙913番地３　市営中野原住宅11Ｆ棟202号
破産者　関野　初男
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第１４６号
宮崎県延岡市松原町４丁目8843番地７
破産者　日野久美子
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第１４８号
宮崎県東臼杵郡門川町庵川西２丁目84番地
破産者　上田　裕享
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

小規模個人再生による再生計画認可

令和８年（再イ）第１３号
群馬県高崎市井出町224番地３
再生債務者　桑原　　隆
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月16日　前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（再イ）第１７号
神戸市西区枝吉４丁目28番地の３
再生債務者　花園　誠一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月16日
神戸地方裁判所明石支部再生係

令和８年（再イ）第１９号
埼玉県上尾市柏座三丁目１番48号　パーク上尾弐番館509
再生債務者　渋澤　　豊
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月15日
さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第１１０号
福岡県古賀市花見南３丁目３番14号　ラ・プラージュ201号
再生債務者　堀端　一史
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月14日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１２２号
福岡市東区馬出４丁目１番35―308号　西日本鉄道株式会社　西鉄馬出寮
再生債務者　石橋　　仁
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月14日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１５１号
福岡県糟屋郡篠栗町大字津波黒110番地２　ベンタナヒルズ篠栗８―1105号
再生債務者　守山　智隆
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月14日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１５７号
福岡県糟屋郡久山町大字久原1843番地188
再生債務者　藤野　勝貴
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月15日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１６号
盛岡市太田二丁目３番21号
再生債務者　村岡　千草
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月19日
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（再イ）第２号
茨城県古河市常盤町13番18号
再生債務者　秋山　富太
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月16日　水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（再イ）第７７号
埼玉県蓮田市西新宿４丁目58番地
再生債務者　里澤　　力
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月16日
さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第５８号
東京都狛江市中和泉４丁目５番19号ベルローズ狛江105
再生債務者　水野　達也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月19日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再イ）第３７号
川崎市多摩区登戸新町133番地
再生債務者　須貝　正成
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月16日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（再イ）第２９５号
大阪府枚方市津田東町１丁目20番９号
再生債務者　合田　　敬
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月16日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第１６６号
福岡県筑紫野市筑紫駅前通１丁目150番地２
グランシャリオ205号
再生債務者　田中　勝義
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月15日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第２号
大分県日田市大字石井1288番地34
再生債務者　佐藤　誠
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月16日　大分地方裁判所日田支部

令和８年（再イ）第３３号
仙台市泉区歩坂町33番５号
再生債務者　荒木　敏朗
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月19日
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第５１号
仙台市宮城野区田子２丁目33番17―305号
再生債務者　佐藤　智
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月19日
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第３６号
滋賀県甲賀市水口町下山693番地482
再生債務者　岩崎　富廣
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月15日
大津地方裁判所民事部再生係

令和８年（再イ）第１２号
兵庫県宝塚市野上６丁目５番20―401号
再生債務者　濱　知典
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月19日
神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係

令和８年（再イ）第６６号
広島市佐伯区杉並台12番地７
再生債務者　佐野　信行
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月19日
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第９号
山口市小郡上郷1329番地80
再生債務者　山崎　昭男
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月19日
山口地方裁判所民事部個人再生係

令和８年（再イ）第１３１号
福岡県糟屋郡志免町御手洗１丁目１番１―601号
再生債務者　堀川　陽平
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月16日
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（再イ）第２号
千葉県茂原市高師365番地１
再生債務者　藍　宏司
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月16日
千葉地方裁判所一宮支部再生係

令和８年（再イ）第２２号
長野県松本市大字里山辺1196番地１　セレーン扇田Ａ202
再生債務者　下谷　隼也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月16日　長野地方裁判所松本支部

令和８年（再イ）第７４号
京都府八幡市欽明台西51番地１
再生債務者　森野　愛望
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月19日
京都地方裁判所第５民事部再生係

令和８年（再イ）第２４１号
大阪府東大阪市森河内西２丁目２番21号
再生債務者　加藤　隆暁
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月16日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第７号
和歌山市松島256番地４
再生債務者　斧田　芳葉
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月16日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再イ）第１６号
宮崎市中村東３丁目１番20号
再生債務者　丸山　裕司
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月19日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

令和７年（再イ）第１１号
茨城県常総市東野原793番地２
再生債務者　長浜　洋
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月16日　水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（再イ）第１０号
金沢市みどり１丁目178番地　市営住宅Ｅ２棟103号
再生債務者　堀江　貴也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月19日　金沢地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第１７号
静岡県富士宮市青木1156番地の４
再生債務者　川端　眞樹
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月15日
静岡地方裁判所富士支部破産係

令和８年（再イ）第２３３号
大阪市住之江区粉浜西１丁目10番11号
再生債務者　安田　大樹
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月16日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第１７号
仙台市太白区郡山４丁目３番５号　シャローム206
再生債務者　佐々木智子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月16日
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１０号
宮城県遠田郡美里町北浦一丁目48番地３　サニープレイス303号室
再生債務者　加藤　拓実
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月19日
仙台地方裁判所古川支部個人再生係

令和８年（再イ）第１２号
福島県郡山市八山田３丁目137－２　ピーラインン八山田205
再生債務者　柄沢　夏海
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月19日
福島地方裁判所郡山支部再生係

令和８年（再イ）第４０号
栃木県日光市猪倉3392番地162
再生債務者　船越　征弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月16日
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和８年（再イ）第１１号
山梨県中巨摩郡昭和町西条新田375番地７
再生債務者　根路銘幸昌
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月16日
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（再イ）第１６号
高知市南御座８番40―706号
再生債務者　森　　真紀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月19日
高知地方裁判所民事部個人再生係

令和８年（再イ）第３７号
宮城県黒川郡大衡村奥田字上ノ沢28番地58
再生債務者　小野　智章
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月19日
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１１号
宮城県大崎市古川字上古川215番地６
再生債務者　佐藤　　慎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月19日
仙台地方裁判所古川支部個人再生係

令和８年（再ロ）第３号
長野県東御市滋野乙1828番地４
再生債務者　藤井　　駿
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月19日　長野地方裁判所上田支部

国立研究開発法人海洋研究開発機構令和７年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、令和７年度国立研究開発法人海洋研究開発機構の財務諸表について次のとおり公告します。

令和８年10月30日

神奈川県横須賀市夏島町２番地15
国立研究開発法人海洋研究開発機構
理事長　河村　知彦

貸　借　対　照　表

令和８年３月31日現在

国立研究開発法人海洋研究開発機構　（単位：円）

科　目	金　額	
（資産の部）		
Ⅰ　流動資産		
現金及び預金		7,292,483,956
未成受託研究支出金		305,698,582
貯蔵品		4,236,831,798
前払金		959,564
前払費用		168,956,740
未収金		1,437,623,229
賞与引当金見返(注)		298,194,914
流動資産合計		13,740,748,783
Ⅱ　固定資産		
1　有形固定資産		
建物	19,148,353,741	
減価償却累計額	△ 11,266,861,387	
減損損失累計額	△ 4,782,779	7,876,709,575
構築物	3,296,743,896	
減価償却累計額	△ 2,069,564,905	
減損損失累計額	△ 415	1,227,178,576
機械装置	3,573,348,549	
減価償却累計額	△ 2,876,318,329	697,030,220
船舶	89,269,563,831	
減価償却累計額	△ 81,201,124,462	8,068,439,369
車両運搬具	32,917,128	
減価償却累計額	△ 32,257,109	660,019
工具器具備品	63,316,322,645	
減価償却累計額	△ 50,466,919,382	
減損損失累計額	△ 2,255	12,849,401,008

土地		8,280,484,730
建設仮勘定		31,217,547,827
有形固定資産合計		70,217,451,324
2　無形固定資産		
工業所有権		75,766,913
ソフトウェア		601,007,436
電話加入権		528,000
工業所有権仮勘定		43,699,210
無形固定資産合計		721,001,559
3　投資その他の資産		
敷金		15,090,364
退職給付引当金見返㈱		3,230,584,211
未収税金		204,904,256
投資その他の資産合計		3,450,578,831
固定資産合計		74,389,031,714
資産合計		88,129,780,497
（負債の部）		
Ⅰ　流動負債		
預り寄附金㈱		572,347,370
未払金		5,737,827,703
未払費用		237,447,816
未払法人税等		15,182,500
前受金		2,059,229,411
預り金		440,520,696
資産見返運営費交付金㈱		3,176,376,350
資産見返補助金等㈱		13,965,058
短期リース債務		329,016,793
引当金		
賞与引当金		298,194,914
流動負債合計		12,880,108,611
Ⅱ　固定負債		
資産見返負債㈱		
資産見返運営費交付金㈱	8,912,909,596	
資産見返補助金等㈱	3,872,977,350	
資産見返寄附金㈱	545,042,062	
建設仮勘定見返運営費交付金㈱	325,581,827	
建設仮勘定見返施設費㈱	30,891,966,000	
工業所有権仮勘定見返運営費交付金㈱	42,649,641	
資産見返物品受贈額㈱	8	44,591,126,484
長期リース債務		737,863,404
引当金		
退職給付引当金		3,230,584,211
資産除去債務		92,379,991
固定負債合計		48,651,954,090
負債合計		61,532,062,701
（純資産の部）		
Ⅰ　資本金		
政府出資金		78,107,007,203
民間出資金		4,712,602
資本金合計		78,111,719,805
Ⅱ　資本剰余金		
資本剰余金		84,766,496,063
その他行政コスト累計額㈱		
減価償却相当累計額（△）㈱		△ 108,567,540,715
減損損失相当累計額（△）㈱		△ 5,228,772
利息費用相当累計額（△）㈱		△ 11,228,291
承継資産に係る費用相当累計額（△）㈱		△ 458,640
除売却差額相当累計額（△）㈱		△ 29,768,320,177
資本剰余金合計		△ 53,586,280,532
Ⅲ　利益剰余金		
前中長期目標期間繰越積立金㈱	879,000,884	
積立金	324,587,656	
当期未処分利益	868,689,983	
（うち当期総利益　868,689,983）		
利益剰余金合計		2,072,278,523
純資産合計		26,597,717,796
負債純資産合計		88,129,780,497

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

行　政　コ　ス　ト　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　損益計算書上の費用		
研究業務費	51,613,340,290	
一般管理費	854,241,790	
財務費用	68,177,572	
雑損	4,132,270	
臨時損失	47,119,476	
法人税、住民税及び事業税	15,182,500	
損益計算書上の費用合計		52,602,193,898

Ⅱ　その他行政コスト		
減価償却相当額(注)	3,521,735,195	
利息費用相当額(注)	563,055	
除売却差額相当額(注)	289,886,784	
その他行政コスト合計		3,812,185,034
Ⅲ　行政コスト		56,414,378,932

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

損　益　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

経常費用			
研究業務費			
人件費	7,715,284,527		
減価償却費	5,148,477,357		
研究材料費	136,937,704		
備品消耗品費	4,625,925,499		
保守管理費	1,078,824,132		
委託費	27,337,953,539		
その他の研究業務費	5,569,937,532		
		51,613,340,290	
一般管理費			
人件費	747,290,478		
減価償却費	17,841,418		
賃借料	6,048,538		
租税公課	28,005,977		
保守管理費	1,546,087		
委託費	22,764,677		
その他の一般管理費	30,744,615		
		854,241,790	
財務費用			
支払利息		68,177,572	
雑損		4,132,270	
経常費用合計			52,539,891,922
経常収益			
運営費交付金収益(注)		38,842,469,038	
事業収入		285,559,874	
受託収入			
政府関係受託収入	647,981,130		
民間等受託収入	3,482,375,065	4,130,356,195	
補助金等収益(注)		694,280,827	
寄附金収益(注)		145,756,147	
施設費収益(注)		865,232,423	
資産見返運営費交付金戻入(注)		4,501,838,638	
資産見返補助金等戻入(注)		1,251,988,440	
資産見返寄附金戻入(注)		266,039,502	
賞与引当金見返に係る収益(注)		298,194,914	
退職給付引当金見返に係る収益(注)		△ 354,076,883	
財務収益			
受取利息		33,650,173	
雑益		1,470,449,041	
経常収益合計			52,431,738,329
経常損失			△ 108,153,593
臨時損失			
固定資産除却損		39,241,283	
固定資産売却損		7,745,039	
国庫納付金(注)		133,154	47,119,476
臨時利益			
運営費交付金精算収益化額(注)		888,871,141	
固定資産売却益		133,154	
資産見返運営費交付金戻入(注)		41,758,099	
資産見返寄附金戻入(注)		5,040,560	935,802,954
税引前当期純利益			780,529,885
法人税、住民税及び事業税			15,182,500
当期純利益			765,347,385
前中長期目標期間繰越積立金取崩額(注)			103,342,598
当期総利益			868,689,983

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

（注記事項）

　ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は52,613,402円であり、当該影響額を除いた当期総利益は816,076,581円であります。

純　資　産　変　動　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

	Ⅰ　資本金		Ⅱ　資本剰余金					
				その他行政コスト累計額				
	政府出資金	民間出資金	資本剰余金	減価償却相当累計額（△）	減損損失相当累計額（△）	利息費用相当累計額（△）	承継資産に係る費用相当累計額（△）	除売却差額相当累計額（△）
当期首残高	78,107,007,203	4,712,602	84,671,123,852	△ 115,079,275,383	△ 5,228,772	△ 10,665,236	△ 458,640	△ 19,444,963,530
当期変動額								
Ⅰ　資本金の当期変動額								
出資金の受入								
不要財産に係る国庫納付等による減資								
Ⅱ　資本剰余金の当期変動額								
固定資産の取得			95,372,211					
固定資産の除売却				10,033,469,863				△ 10,326,866,620
減価償却				△ 3,521,887,720				
固定資産の減損								
時の経過による資産除去債務の増加						△ 563,290		
承継資産の使用等								
不要財産に係る国庫納付等								3,509,973
出えん金の受入								
その他の資本剰余金の当期変動額（純額）				152,525		235		
Ⅲ　利益剰余金（又は繰越欠損金）の当期変動額								
⑴　利益の処分又は損失の処理								
前中長期目標期間からの繰越し								
利益処分による積立								
利益処分（又は損失処理）による取り崩し								
国庫納付金の納付								
⑵　その他								
当期純利益（又は当期純損失）								
前中長期目標期間繰越積立金取崩額								
目的積立金取崩額								
その他の利益剰余金の当期変動額（純額）								

Ⅳ　評価・換算差額等の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	95,372,211	6,511,734,668	—	△ 563,055	—	△ 10,323,356,647
当期末残高	78,107,007,203	4,712,602	84,766,496,063	△ 108,567,540,715	△ 5,228,772	△ 11,228,291	△ 458,640	△ 29,768,320,177

	Ⅲ　利益剰余金（又は繰越欠損金）					純資産合計
	前中長期目標期間繰越積立金	積立金	当期未処分利益（又は当期未処理損失（△））	うち当期総利益（又は当期総損失（△））	利益剰余金（又は繰越欠損金）合計（①）	
当期首残高	982,343,482	50,344,826	274,242,830	—	1,306,931,138	29,549,183,234
当期変動額						
Ⅰ　資本金の当期変動額						
出資金の受入						
不要財産に係る国庫納付等による減資						
Ⅱ　資本剰余金の当期変動額						
固定資産の取得						95,372,211
固定資産の除売却						△ 293,396,757
減価償却						△ 3,521,887,720
固定資産の減損						
時の経過による資産除去債務の増加						△ 563,290
承継資産の使用等						
不要財産に係る国庫納付等						3,509,973
出えん金の受入						
その他の資本剰余金の当期変動額（純額）						152,760
Ⅲ　利益剰余金（又は繰越欠損金）の当期変動額						
⑴　利益の処分又は損失の処理						
前中長期目標期間からの繰越し						
利益処分による積立		274,242,830	△ 274,242,830			—
利益処分（又は損失処理）による取り崩し						
国庫納付金の納付						

⑵　その他						
当期純利益（又は当期純損失）			765,347,385	765,347,385	765,347,385	765,347,385
前中長期目標期間繰越積立金取崩額	△ 103,342,598		103,342,598	103,342,598		—
目的積立金取崩額						
その他の利益剰余金の当期変動額（純額）						
Ⅳ　評価・換算差額等の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	△ 103,342,598	274,242,830	594,447,153	868,689,983	765,347,385	△ 2,951,465,438
当期末残高	879,000,884	324,587,656	868,689,983	868,689,983	2,072,278,523	26,597,717,796

キャッシュ・フロー計算書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー	
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 34,259,674,085
人件費支出	△ 9,371,497,472
科学研究費支出	△ 1,129,674,289
消費税等納付額	△ 35,982,000
その他の業務支出	△ 1,033,051,326
運営費交付金収入	33,387,767,000
事業収入	287,963,864
受託収入	6,176,550,082
補助金等収入	1,129,633,000
補助金等の精算による返還金の支出	△ 19,183,063
寄附金収入	203,369,352
科学研究費収入	1,005,625,028
消費税還付金収入	524,577,493
その他の業務収入	348,571,503
小計	△ 2,785,004,913
利息の受取額	33,650,173
利息の支払額	△ 68,639,821
法人税等の支払額	△ 15,182,500
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,835,177,061
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 13,163,108,096
有形固定資産の売却による収入	15,936,580
無形固定資産の取得による支出	△ 438,078,788
施設費による収入	6,611,219,168
施設費の精算による返還金の支出	△ 15,353,130
敷金の返還額	2,411,000
敷金の支払額	△ 1,714,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 6,988,687,266
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△ 1,439,089,263
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,439,089,263
Ⅳ　資金増減額	△ 11,262,953,590
Ⅴ　資金期首残高	18,555,437,546
Ⅵ　資金期末残高	7,292,483,956

（注記事項）

１．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	7,292,483,956円
資金期末残高	7,292,483,956円

２．重要な非資金取引

⑴　現物寄附の受入による資産の取得

工具器具備品	158,526,502円
ソフトウェア	20,614,475円

⑵　ファイナンス・リースによる資産の取得

工具器具備品	172,425,000円

利益の処分に関する書類

（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		868,689,983
当期総利益	868,689,983	
Ⅱ　積立金振替額		879,000,884
前中長期目標期間繰越積立金	879,000,884	
Ⅲ　利益処分額		
積立金		1,747,690,867

注記事項

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（令和７年９月29日改訂）並びに「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するＱ＆Ａ」（令和８年３月最終改訂）（以下「独立行政法人会計基準等」という。）を適用して財務諸表等を作成しております。

１．重要な会計方針

⑴　運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

⑵　減価償却の会計処理方法

①有形固定資産

定額法を採用しております。

主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	２～50年
構築物	３～50年
機械装置	３～12年
船舶	５～15年
車両運搬具	４～５年
工具器具備品	２～20年

なお、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87第１項）の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

また、リース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を０とする定額法を採用しております。

②無形固定資産

定額法を採用しております。

主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

工業所有権	２～10年
ソフトウェア	２～５年
施設利用権	11年

なお、リース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を０とする定額法を採用しております。

⑶　賞与引当金の計上基準

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。なお、役職員の賞与については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

⑷　退職給付に係る引当金の計上基準並びに退職給付費用の処理方法

役職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。過去勤務費用は、その発生時の役職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における役職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

なお、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである退職一時金については、将来の退職給付の見込み額のうち、認識時点までに発生していると認められる額を割り引いた額を退職給付債務とする方法を用いた原則法を採用しており、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

また、運営費交付金により掛金及び年金積立不足額に対して財源措置がなされる見込みである確定給付企業年金等については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

⑸　特定の承継資産（独立行政法人会計基準第87第２項）の会計処理方法

個別法に基づく承継資産のうち、棚卸資産に係る費用相当額については、承継資産に係る費用相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑹　棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成受託研究支出金　個別法による低価法を採用しております。

貯蔵品　先入先出法による低価法を採用しております。

⑺　収益及び費用の計上基準

①受託研究に係る収益

受託研究に係る収益は、主に国又は国立研究開発法人から支出された委託費であり、委託契約等に基づいてサービス等を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、サービス等を引き渡す一時点において、顧客が当該サービス等に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。なお、受託研究は基本的に研究の遂行自体が主な目的であるため、研究期間満了により履行義務が充足するものとして収益を認識しております。

②資源掘削受託に係る収益

資源掘削受託に係る収益は、主に民間企業から支出された委託費で、地球深部探査船「ちきゅう」を用いて海底資源の試掘等を行う事業に係る収益であり、顧客との委託契約等に基づいてサービス等を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、稼働状況に応じた１日当たりの収益があらかじめ契約で決められていることなどから、契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受するものと判断し、一定期間にわたり履行義務を充足し収益を認識しております。

③共用施設の使用対価に係る収益

共用施設の使用対価に係る収益は、主に民間企業から支出された共用施設の使用料であり、共用施設の使用に係る契約等に基づいてサービス等を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、使用単位ごとの収益があらかじめ契約で決められていることなどから、契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受するものと判断し、一定期間にわたり履行義務を充足し収益を認識しております。

⑻　外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑼　リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

⑽　消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

２．貸借対照表関係

その他行政コスト累計額のうち、出資を財源に取得した資産に係る金額は66,350,022,697円であります。

３．行政コスト計算書関係

⑴　独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	56,414,378,932円
自己収入等	△ 6,083,110,985円
法人税等及び国庫納付額	△ 15,315,654円
機会費用	1,418,094,894円
独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	51,734,047,187円

⑵　機会費用の計上方法

①国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引から生ずる機会費用の計算方法

・地方公共団体より無償貸付を受けている公有財産等に対して、各地方公共団体における算定方式及びそれらに準じた算定方式により得た貸借価格を計上しております。計算式は次のとおりであります。

固定資産評価額×借入面積×貸付料率＝貸借価格

・国より無償貸付を受けている研究用機器等の物品に対し、減価償却を行ったとして得られた当該事業年度の減価償却費相当額を計上しております。

②政府出資等から生ずる機会費用の計算に使用した利率

政府出資等の機会費用の計算利率については、令和８年３月末現在の10年国債（日本相互証券公表）の利回り2.345％を使用しております。

③国との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

４．重要な債務負担行為

重要な債務負担行為は、2,813,446,000円であります。

５．リース取引関係

⑴　ファイナンス・リース取引

主なリース資産の内容は横浜研究所の付加価値情報創生部門における大規模仮想化基盤システム（工具器具備品）であります。

⑵　オペレーティング・リース関係

当該事業年度末における重要なオペレーティング・リース取引はありません。

６．金融商品関係

⑴　金融商品の状況に関する事項

当機構は、資金運用については短期的な定期預金に限定しております。未収債権等に係る信用リスクは、会計規程に基づく督促管理等によってリスク低減を図っております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、未収金、未払金及び預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
①　リース債務	(1,066,880,197)	(1,055,178,418)	(△11,701,779)

（注１）負債に計上されているものは、(　) で示しております。

（注２）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

７．退職給付関係

⑴　採用している退職給付制度の概要

当機構は、役職員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度を採用しています。確定給付企業年金制度（積立型制度）では、給与額と加入期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。

退職一時金制度（非積立型制度）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

⑵　確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表　（単位：円）

期首における退職給付債務	6,380,891,903
勤務費用	260,715,314
利息費用	144,208,157
数理計算上の差異の当期発生額	△ 750,054,809
退職給付の支払額	△ 329,311,761
制度加入者からの拠出額	46,727,820
期末における退職給付債務	5,753,176,624

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表　（単位：円）

期首における年金資産	4,621,940,794
期待運用収益	92,438,815
数理計算上の差異の当期発生額	381,969,359
事業主からの拠出額	236,719,068
退職給付の支払額	△ 78,031,096
制度加入者からの拠出額	46,727,820
期末における年金資産	5,301,764,760

③退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表　（単位：円）

積立型制度の退職給付債務	3,212,964,763
年金資産	△ 5,301,764,760
積立型制度の未積立退職給付債務	△ 2,088,799,997
非積立型制度の未積立退職給付債務	2,540,211,861
小計	451,411,864
未認識数理計算上の差異	2,186,523,634
未認識過去勤務費用	592,648,713
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,230,584,211
退職給付引当金	3,230,584,211
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,230,584,211

④退職給付に関連する損益　（単位：円）

勤務費用	260,715,314
利息費用	144,208,157
期待運用収益	△ 92,438,815
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△ 443,335,185
過去勤務費用の当期の費用処理額	△ 223,226,354
合計	△ 354,076,883

⑤年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	59.1％
株式	23.4％
その他	17.6％
合計	100.0％

⑥長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率	3.202％
長期期待運用収益率	2.000％

８．税効果会計関係

繰延税金資産の主な原因別内訳

（単位：円）

項　　目	
繰延税金資産	
税務上繰越欠損金	2,892,255,367
繰延税金資産	885,081,146
控除：評価性引当額	885,081,146
繰延税金資産　　合計	0

９．重要な後発事象

該当事項はありません。

10．減損に関する事項

該当事項はありません。

11．資産除去債務に関する事項

石綿障害予防規則に基づき、当該法令に定める範囲の撤去に要する費用を合理的に見積もり、資産除去債務を計上しております。

フロン回収破壊法に基づき、当該法令に定める範囲の除去に要する費用を合理的に見積もり、資産除去債務を計上しております。

放射性同位元素等の規制に関する法律に基づき、当該法令に定める範囲の除去に要する費用を合理的に見積もり、資産除去債務を計上しております。

事務所の用に供している不動産等の賃借契約に伴う原状回復義務に基づき、賃貸不動産の原状回復に要する費用を合理的に見積もり、資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積もりにあたり、支出までの見込期間は取得時からの耐用年数（４年から50年）によっており、割引率は0.000％から2.813％を採用しております。

当事業年度における資産除去債務の残高の推移は次のとおりです。

期首残高	90,215,932円
有形固定資産の取得に伴う増加額	1,753,529円
時の経過による調整額	563,290円
資産除去債務の履行による減少額	152,760円
期末残高	92,379,991円

当機構は、事業用地等の賃貸借契約に基づき、事業終了時又は退去時における原状回復に係る義務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来移転する予定がないものについては、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務は計上しておりません。

12．収益認識に関する事項

当機構は、以下に記載する内容を除き、独立行政法人会計基準第86における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

⑴　収益の分解情報

当機構の一定の事業等のまとまりごとの区分は、研究開発事業及び中核的機関形成事業であり、各事業の主なサービス等の種類は受託研究に係る収益、資源掘削受託に係る収益、共用施設の使用対価に係る収益等であります。上記に係る一定の事業等のまとまりごとの区分における収益は、3,618百万円及び798百万円であります。

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

１．重要な会計方針⑺収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当該事業年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、2,059百万円であり、当機構は、当該残存履行義務について、履行義務の充足について令和８年度までの間で収益を認識することを見込んでいます。

13．不要財産に係る国庫納付

不要財産に係る国庫納付等については以下のとおりです。

①	資産名称		海洋地球研究船「みらい」及び搭載機器			
②	資産種類		船舶	機械装置	工具器具備品	ソフトウェア
③	帳簿価額	⑴取得価額	9,564,810,433円	925,650円	368,227,532円	1,363,200円
		⑵減価償却累計額	9,321,237,889円	568,893円	361,065,725円	1,363,200円
		⑶帳簿価額	243,572,544円	356,757円	7,161,807円	0円
④	不要財産となった理由		今後、業務を確実に実施する上で必要がないため			
⑤	国庫納付等の方法		譲渡収入による国庫納付			
⑥	譲渡収入の額		15,936,580円			
⑦	控除費用		―			
⑧	国庫納付額		―			
⑨	納付年月日		―			
⑩	減資額		―			
⑪	備考		不要財産に係る譲渡取引とその国庫納付等が年度をまたがっているため、財務諸表作成時点において判明している事項を可能な限り取りこんで記載しております。			

14．その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

該当事項はありません。

独立行政法人国立文化財機構令和７事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項に基づき、令和７事業年度独立行政法人国立文化財機構の財務諸表について次のとおり公告します。

令和８年10月30日

東京都台東区上野公園13番９号
独立行政法人国立文化財機構
理事長　島谷　弘幸

貸　借　対　照　表

令和８年３月31日現在

（単位：円）

科目	金額		科目	金額	
（資産の部）			（負債の部）		
Ⅰ　流動資産			Ⅰ　流動負債		
現金及び預金		5,877,496,123	預りその他補助金(注)		97,247,601
棚卸資産		76,816,471	預り寄附金(注)		3,141,249,246
立替金		8,739,950	未払金		2,695,844,171
前払費用		1,202,125	未払費用		87,358,690
未収金		1,033,696,405	前受金		15,644,148
その他の流動資産		570,729	前受収益		78,233,332
賞与引当金見返(注)		377,304,786	預り金		207,030,502
流動資産合計		7,375,826,589	賞与引当金		377,822,483
Ⅱ　固定資産			流動負債合計		6,700,430,173
１有形固定資産			Ⅱ　固定負債		
建物	105,980,625,544		資産見返負債		
減価償却累計額	−59,185,314,722	46,795,310,822	資産見返運営費交付金(注)	3,115,355,830	
構築物	4,832,805,499		資産見返寄附金(注)	846,516,209	
減価償却累計額	−3,742,395,776	1,090,409,723	資産見返物品受贈額(注)	12,196,886	
機械・装置	732,563,849		資産見返その他補助金(注)	60,483,451	
減価償却累計額	−691,476,492	41,087,357	建設仮勘定見返運営費交付金(注)	60,236,000	
車両運搬具	72,418,039		建設仮勘定見返施設費(注)	11,935,000	
減価償却累計額	−53,259,979	19,158,060	資産見返負債合計	4,106,723,376	
工具器具備品	12,728,438,922		引当金		
減価償却累計額	−9,652,917,583	3,075,521,339	退職給付引当金	2,760,717,149	
収蔵品		135,868,850,825	引当金合計	2,760,717,149	
土地		44,410,675,104	その他の固定負債		
建設仮勘定		72,171,000	長期未払金	1,939,468	
有形固定資産合計		231,373,184,230	固定負債合計		6,869,379,993
２無形固定資産			負債合計		13,569,810,166
ソフトウエア		135,332,389	（純資産の部）		
電話加入権		1,833,300	Ⅰ　資本金		
その他の無形固定資産		3,445,988	政府出資金		112,703,980,915
無形固定資産合計		140,611,677	資本金合計		112,703,980,915

３投資その他の資産			Ⅱ　資本剰余金		
退職給付引当金見返㈱		2,760,717,149	資本剰余金	182,488,490,095	
投資その他の資産合計		2,760,717,149	その他行政コスト累計額		
固定資産合計		234,274,513,056	減価償却相当累計額（－）㈱	－64,625,951,950	
			減損損失相当累計額（－）㈱	－3,034,800	
			除売却差額相当累計額（－）㈱	－3,566,290,373	
			その他行政コスト累計額合計	－68,195,277,123	
			資本剰余金合計		114,293,212,972
			Ⅲ　利益剰余金		
			前中期目標期間繰越積立金㈱		620,572,901
			目的積立金㈱		21,394,451
			積立金㈱		526,639,727
			当期未処理損失		－85,271,487
			（うち当期総損失）		（－85,271,487）
			利益剰余金合計		1,083,335,592
			純資産合計		228,080,529,479
資　産　合　計		241,650,339,645	負　債　純　資　産　合　計		241,650,339,645

（注記）１．その他行政コスト累計額のうち、出資を財源に取得した資産に係る金額は37,757,650,132円であります。
２．㈱は、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目であります。

損　益　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

経常費用					
業務費					
人件費			4,690,217,348		
業務経費					
収集保管業務費	772,372,429				
展覧業務費	3,422,235,636				
教育普及業務費	257,863,689				
博物館研究業務費	443,749,392				
博物館支援業務費	70,346,949				
文化財活用業務費	124,618,723				
基礎研究業務費	289,529,422				
応用研究業務費	150,076,900				
国際遺産保護業務費	79,584,054				
情報公開業務費	335,732,435				
研修協力業務費	11,879,666				
文化財防災業務費	108,684,115				
受託業務費	713,766,624		6,780,440,034		
減価償却費			587,155,208		12,057,812,590
一般管理費					
人件費			1,367,004,864		
一般管理経費			1,091,851,363		
減価償却費			142,306,701		2,601,162,928
財務費用					285,147
雑損					3,214,838
経常費用合計					14,662,475,503
経常収益					
運営費交付金収益㈱				8,397,168,411	
受託収入					
政府関係・地方自治体受託収入㈱		692,890,908			
その他受託収入㈱		29,561,327		722,452,235	
入場料収入				2,070,842,478	
展示事業等附帯収入				747,359,440	
財産利用収入				366,129,645	
寄附金収益㈱				408,611,309	
施設費収益㈱				59,533,816	
その他補助金収益㈱				105,641,751	
資産見返負債戻入					
資産見返運営費交付金戻入㈱		490,995,566			
資産見返寄附金戻入㈱		222,569,402			
資産見返物品受贈額戻入㈱		1,326,975			
資産見返その他補助金戻入㈱		8,408,252			
建設仮勘定見返運営費交付金戻入㈱		1,655,000			
建設仮勘定見返寄附金戻入㈱		7,061,034		732,016,229	

財務収益			
受取利息	77,422	77,422	
雑益		8,076,921	
賞与引当金見返に係る収益(注)		377,304,786	
退職給付引当金見返に係る収益(注)		395,672,949	
経常収益合計			14,390,887,392
経常損失			271,588,111
臨時損失			
固定資産売却損		1	
固定資産除却損		3,130,636	3,130,637
臨時利益			
資産見返運営費交付金戻入(注)		1,456,304	
資産見返寄附金戻入(注)		1,674,331	
固定資産売却益		37,209	3,167,844
当期純損失			271,550,904
前中期目標期間繰越積立金取崩額(注)			－333,335
業務拡充積立金取崩額(注)			186,612,752
当期総損失			85,271,487

（注記）１．ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は646,157円であり、当該損益を除いた当期総損失は、－85,917,644円であります。
２．固定資産売却益は、車両運搬具の売却に伴うものであります。
３．(注)は、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目であります。

損失の処理に関する書類

（単位：円）

Ⅰ　当期未処理損失		85,271,487
当期総損失	85,271,487	
Ⅱ　積立金振替額		641,967,352
前中期目標期間繰越積立金	620,572,901	
目的積立金	21,394,451	
Ⅲ　損失処理額		85,271,487
積立金	85,271,487	

注記事項

Ⅰ．重要な会計方針

１．運営費交付金収益の計上基準

人件費のうちの役員給与、管理部門の職員給与、法定福利費並びに管理部門の経費（特に指定するものを除く）、減価償却費及び財務費用については、業務の実施が運営費交付金と期間的に対応しているため期間進行基準（一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金債務を収益化する方法）を採用しております。

人件費のうちの退職手当並びに事業部門の職員給与、法定福利費並びに事業部門の経費及び管理部門の経費のうち特に指定するものについては、業務達成基準（当該業務等の達成度に応じて、財源として予定されていた運営費交付金債務を収益化する方法）を採用しております。

その他計画外の発生費用については、費用進行基準（発生費用の額を限度として運営費交付金債務を収益化する方法）を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法により行っております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２年～58年
構築物	２年～63年
機械・装置	２年～17年
車両運搬具	２年～７年
工具器具備品	２年～20年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87第１項）の減価償却に相当する額については、減価償却相当累計額として資本剰余金を減額しております。

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法により行っております。なお、機構内利用のソフトウエアについては、機構内における利用可能期間（５年）に基づいております。

⑶　リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

３．賞与引当金の計上基準

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。このうち、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである役職員の賞与については、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

４．退職給付に係る引当金の計上基準

職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

退職一時金については、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。このうち、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである退職一時金については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

５．棚卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　貯蔵品等・・・最終仕入原価法を採用しております。

⑵　未成受託研究支出金・・・個別法による低価法を採用しております。

６．収蔵品の評価方法

国からの承継分については、承継時の物品目録上の価額をもって評価しており、新規取得分については取得時の価額をもって評価しております。

７．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

８．収益及び費用の計上基準

⑴　受託研究に係る収益

受託研究に係る収益は、主に国又は地方公共団体から支出された委託費であり、委託契約等に基づいて、サービス（研究）を行い、得られたサービス(研究)成果等を引き渡す履行義務を負っております。

当該履行義務は、サービス（研究）成果等を引き渡す一時点において、顧客（委託者）が当該サービス（研究）成果等に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

⑵　入場料に係る収益

入場料に係る収益は、主に展示事業に係る収益であり、顧客との契約に基づいて観覧を提供する履行義務を負っております。

当該履行義務は、顧客が展覧会場に入場する一時点において充足されると判断し、入場時点で収益を認識しております。

⑶　展示事業に附帯する収益

展示事業に附帯する収益は、主に売上手数料等に係る収益及び年会費等に係る収益となっております。

売上手数料等に係る収益の履行義務は、当機構と委託先事業者の間の委託販売契約に基づくものであり、委託先事業者が顧客との販売契約によってサービス等を引き渡す一時点において充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

年会費等に係る収益の履行義務は、当法人が顧客との契約期間に応じて、各博物館を開館し展覧事業を行うことにより充足されていきます。このため、収益を一定期間にわたり認識しております。

⑷　財産利用に係る収益

財産利用に係る収益は、主に財産使用に係る収益及び財産貸付に係る収益となっております。

財産使用に係る収益は、顧客との契約に基づいて、当法人の財産を使用する権利の許諾についての履行義務を負っております。当該履行義務は、権利を許諾する一時点において充足されると判断し、収益を認識しております。

財産貸付に係る収益は、主に建物貸付料であり、独立行政法人会計基準第33「リース取引の会計処理」に基づき収益を認識しております。

Ⅱ．固定資産の減損

該当なし

Ⅲ．重要な債務負担行為

該当なし

Ⅳ．金融商品関係

１．金融商品の状況に関する事項

当機構は、資金運用については短期的な預金に限定しております。また、活動資金は事業収入及び運営費交付金等によりまかなっているため、資金調達はありません。

２．金融商品の時価等に関する事項

現金は注記を省略しており、預金、未収金、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

Ⅴ．賃貸等不動産関係

当機構は、東京都その他の地域において、賃貸等不動産を保有しておりますが、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

Ⅵ．資産除去債務関係

石綿（アスベスト）関係

当機構では、石綿関連法令により使用等が規制されている石綿が、奈良文化財研究所収蔵庫１棟の天井材及び資料館１棟の煙突断熱材に使用されております。

これらの石綿は全て封じ込め済みであり、建物の解体時に石綿の除去義務が発生しますが、当該資産の具体的な解体計画はなく、今後も、現状のまま継続的に使用する予定であります。加えて計画策定には国による認可及び予算措置が必要であり機構単独の意思決定ではなし得ない状況にあるため、資産除去債務を合理的に見積ることができません。このため、貸借対照表に資産除去債務を計上しておりません。

Ⅶ．退職給付に係る注記

１．採用している退職給付制度の概要

当機構では、役職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度及び国家公務員共済組合法の退職等年金給付制度を採用しています。非積立型の退職一時金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。

２．確定給付制度

⑴　簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

（単位：円）

区　　分	令和７年４月１日～令和８年３月31日
期首における退職給付引当金	2,468,683,499
退職給付費用	417,167,984
退職給付の支払額	△125,134,334
期末における退職給付引当金	2,760,717,149

⑵　退職給付に関連する損益

（単位：円）

区　　分	令和７年４月１日～令和８年３月31日
簡便法で計算した退職給付費用	417,167,984

⑶　退職等年金給付制度

当法人の退職等年金給付制度への要拠出額は、53,398,666円です。

Ⅷ．収益認識に関する注記

当法人は、以下に記載する内容を除き、独立行政法人会計基準86における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

１．収益の分解情報

（単位：円）

	国立博物館等	文化財研究所等	共　通	合　計
受託収入	112,032,641	610,419,594	0	722,452,235
入場料収入	2,066,621,478	4,221,000	0	2,070,842,478
展示事業等附帯収入	688,823,593	57,979,447	556,400	747,359,440
財産利用収入	355,405,511	10,724,134	0	366,129,645
合　計	3,222,883,223	683,344,175	556,400	3,906,783,798
顧客との契約から生じる収益	2,961,925,950	674,460,778	556,400	3,636,943,128
その他の収益	260,957,273	8,883,397	0	269,840,670
合　計	3,222,883,223	683,344,175	556,400	3,906,783,798

㈱　その他の収益はリース取引に関する会計基準に基づく財産貸付収入であります。

（単位：円）

収益認識の時期	国立博物館等	文化財研究所等	共　通	合　計
一時点で移転されるサービス	2,790,143,524	674,137,326	556,400	3,464,837,250
一定の期間にわたり移転されるサービス	171,782,426	323,452	0	172,105,878
合　計	2,961,925,950	674,460,778	556,400	3,636,943,128

２．収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

３．当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当該事業年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、78百万円であり、当法人は、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて、翌年度から１年までの間で収益を認識することを見込んでいます。

令和７事業年度独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の財務諸表に関する公告

機構公告第13号

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、令和７事業年度独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の財務諸表について公告します。

なお、主要な財務諸表のみを記載しておりますので、詳細をご覧になりたい方は、当機構のホームページ（https://www.jrtt.go.jp）又は事務所にて閲覧ください。

令和８年10月30日

神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地１
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長　藤田　耕三

貸　借　対　照　表

（令和８年３月31日）

（単位：円）

資産の部		
Ⅰ流動資産		
現金及び預金		641,228,773,467
有価証券		49,400,000,000
電子記録債権		97,711,598
譲渡収入未収金		1,637,773,109,704
船舶未収金	5,725,999,364	
貸倒引当金	−12,199,211	5,713,800,153
未成工事支出金		108,770,290,158
貯蔵品		1,627,177,454
処分用資産		
処分用有価証券	303,036,364,300	
処分用その他資産	62	303,036,364,362
未収収益		7,478,127,727
賞与引当金見返(注)		14,473,119
１年以内回収予定長期貸付金		7,771,667,000
未収金		46,498,338,134
その他		98,488,399
流動資産合計		2,809,508,321,275
Ⅱ固定資産		
１有形固定資産		
建物	390,178,800,145	
減価償却累計額	−143,529,768,875	246,649,031,270
構築物	6,911,368,249,678	
減価償却累計額	−2,423,164,686,083	4,488,203,563,595
機械装置	416,850,476,456	
減価償却累計額	−279,451,488,792	137,398,987,664
共有船舶	328,235,555,691	
減価償却累計額	−146,728,137,202	
減損損失累計額	−137,542,691	181,369,875,798
車両運搬具	2,417,875	
減価償却累計額	−1,015,690	1,402,185
工具器具備品	499,896,351	
減価償却累計額	−446,935,052	52,961,299
土地		813,058,008,033
建設仮勘定		1,290,801,024,889
有形固定資産合計		7,157,534,854,733

２無形固定資産			
借地権		62,226,696,862	
施設利用権		103,311,576,404	
その他		336,469,945	
無形固定資産合計		165,874,743,211	
３投資その他の資産			
投資有価証券		745,203,200	
関係会社株式		182,776,240	
長期貸付金		3,971,013,445,108	
長期未収金	34,227,109,612		
貸倒引当金	－51,907,612	34,175,202,000	
破産更生債権等	257,233,141		
貸倒引当金	－256,993,141	240,000	
退職給付引当金見返(注)		7,651,777	
未収貸付料予定額(注)		317,053,443	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令第11条の２退職給付引当金見返(注)		4,973,384,541	
その他		477,303,677	
投資その他の資産合計		4,011,892,259,986	
固定資産合計			11,335,301,857,930
資産合計			14,144,810,179,205

負債の部			
Ⅰ流動負債			
運営費交付金債務(注)		19,019,000	
預り補助金等(注)		1,728,817	
短期借入金		2,559,301,000	
１年以内償還予定鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券		66,800,000,000	
１年以内返済予定長期借入金		141,763,315,000	
未払金		35,090,651,191	
未払費用		8,391,924,017	
前受金		9,446,610,208	
受託業務前受金		110,633,511,341	
預り電子記録債権		97,711,598	
引当金			
賞与引当金	1,153,251,099	1,153,251,099	
１年以内履行予定資産除去債務		77,070,000	
その他		237,148,898	
流動負債合計			376,271,242,169
Ⅱ固定負債			
資産見返負債(注)			
資産見返運営費交付金	8,017,779		
資産見返補助金等	3,068,289,698,346		
資産見返負担金	63,552,263,195		
建設仮勘定見返補助金等	756,148,396,455		
建設仮勘定見返負担金	11,186,260,369		
新幹線資産見返負債	873,939,974,757	4,773,124,610,901	

鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券		1,219,400,000,000		
長期借入金		5,124,341,359,000		
長期前受金		112,842,140,860		
引当金				
退職給付引当金	16,656,014,690			
船舶共有契約解除等損失引当金	107,217,534			
共済年金追加費用引当金	141,516,000,000			
恩給負担金引当金	269,582,000			
業務災害補償費引当金	5,868,624,000			
土壌汚染対策等引当金	409,118,000	164,826,556,224		
債務引継見返勘定(注)		205,548,950,088		
その他		148,520,460		
固定負債合計			11,600,232,137,533	
Ⅲ法令に基づく引当金等				
譲渡調整引当金(注)		199,723,216,025		
法令に基づく引当金等合計			199,723,216,025	
負債合計				12,176,226,595,727
純資産の部				
Ⅰ資本金				
政府出資金		115,387,342,338		
資本金合計			115,387,342,338	
Ⅱ資本剰余金				
資本剰余金		706,772,220,966		
その他行政コスト累計額(注)				
減価償却相当累計額（－）	－19,635,413,054			
減損損失相当累計額（－）	－4,531			
除売却差額相当累計額（－）	－1,120,017,636	－20,755,435,221		
資本剰余金合計			686,016,785,745	
Ⅲ利益剰余金				
利益剰余金合計			1,167,164,314,950	
Ⅳ評価・換算差額等				
関係会社株式評価差額金(注)		15,140,445		
評価・換算差額等合計			15,140,445	
純資産合計				1,968,583,583,478
負債純資産合計				14,144,810,179,205

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

行政コスト計算書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ損益計算書上の費用		
建設業務費	313,699,031,135	
海事業務費	21,211,581,328	
地域公共交通等業務費	11,778,235	
鉄道整備助成業務費	18,608,006,547	
特例業務費	1,469,375,393	
鉄道支援助成業務費	31,705,645,247	
一般管理費	4,769,594,162	
財務費用	68,881,305,075	
雑損	877,711,244	
臨時損失	1,968,944,067	
損益計算書上の費用合計		463,202,972,433
Ⅱその他行政コスト		
減価償却相当額(注)	688,398,889	
除売却差額相当額(注)	275,673	
その他行政コスト合計		688,674,562
Ⅲ行政コスト		463,891,646,995

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

損　益　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

経常費用			
建設業務費			
減価償却費		231,200,751,898	
貸付線維持費		24,811,466,540	
受託業務費		584,779,277	
新幹線資産見返負債繰入(注)		23,365,838,907	
その他		33,736,194,513	313,699,031,135
海事業務費			
貨物船保険料分担金		107,159,491	
減価償却費		21,040,118,615	
船舶共有契約解除等損失引当金繰入		8,670,214	
その他		55,633,008	21,211,581,328
地域公共交通等業務費			
事業管理諸費		11,778,235	11,778,235
鉄道整備助成業務費			
鉄道整備助成費		18,608,006,547	18,608,006,547
資産処分業務費			
処分用資産売却原価			
処分用土地売却原価	1,567,431	1,567,431	
職員給与		116,604,013	
法定福利費		25,384,843	
出向受入職員人件費		29,014,651	
賞与引当金繰入		8,476,512	
外部委託費		930,525	
土壌汚染対策等引当金繰入		139,452,689	
不用資産処理費		11,833,000	
その他		8,836,752	342,100,416
共済関係業務費			
業務災害補償費		892,501,193	
共済年金追加費用引当金繰入		44,409,000	
日本鉄道共済組合負担金		117,178,470	
その他		73,186,314	1,127,274,977
鉄道支援助成業務費			
鉄道支援助成金		31,705,645,247	31,705,645,247
一般管理費			
役職員給与		2,418,197,793	
法定福利費		389,200,707	
出向受入職員人件費		213,639,027	
借料及び損料		368,657,327	
賞与引当金繰入		231,339,199	
退職給付費用		220,014,353	
減価償却費		135,406,398	
租税公課		271,064,757	
その他		522,074,601	4,769,594,162
財務費用			
支払利息		68,767,960,506	
債券発行費		88,254,135	
その他		25,090,434	68,881,305,075
雑損			877,711,244
経常費用合計			461,234,028,366
経常収益			
運営費交付金収益(注)			279,240,813
鉄道施設譲渡利息収入			63,685,616,799
鉄道施設賃貸収入			132,212,557,170
船舶使用料収入			23,233,456,607
貸付金利息収入			30,029,173,203
処分用資産売却収入			
処分用土地売却収入		1,591,300	1,591,300
受託業務収入			
政府等受託業務収入		254,655,852	
その他の受託業務収入		330,123,425	584,779,277

補助金等収益(注)		18,619,038,587
賞与引当金見返に係る収益(注)		14,473,119
退職給付引当金見返に係る収益(注)		3,987,710
資産見返補助金等戻入(注)		154,689,217,282
建設仮勘定見返補助金等戻入(注)		281,796,499
貸倒引当金戻入益		34,440,302
恩給負担金引当金戻入益		21,647,000
業務災害補償費引当金戻入益		216,922,537
その他		14,599,660,825
財務収益		
受取利息	4,710,582,387	4,710,582,387
雑益	2,793,397,939	
経常収益合計		446,011,579,356
経常損失		15,222,449,010
臨時損失		
固定資産除却損	5,142,559	
固定資産売却損	16,295,225	
災害による損失	1,947,506,283	1,968,944,067
臨時利益		
固定資産売却益	130,213	130,213
当期純損失		17,191,262,864
前中期目標期間繰越積立金取崩額(注)		765,438
当期総損失		17,190,497,426

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

純資産変動計算書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

	Ⅰ　資本金	Ⅱ　資本剰余金					Ⅲ　利益剰余金	Ⅳ　評価・換算差額等	純資産合計
	政府出資金	資本剰余金	その他行政コスト累計額			資本剰余金合計		関係会社株式評価差額金	
			減価償却相当累計額（－）	減損損失相当累計額（－）	除売却差額相当累計額（－）				
当期首残高	115,387,342,338	696,354,428,474	－18,948,189,401	－4,531	－1,118,566,727	676,287,667,815	1,184,416,298,816	27,061,689	1,976,118,370,658
当期変動額									
Ⅰ　資本金の当期変動額									
出資金の受入									0
Ⅱ　資本剰余金の当期変動額									
固定資産の取得		10,417,792,492	0	0	0	10,417,792,492			10,417,792,492
固定資産の除売却		0	1,175,236	0	－1,450,909	－275,673			－275,673
減価償却		0	－688,398,889	0	0	－688,398,889			－688,398,889
Ⅲ　利益剰余金の当期変動額（純額）							－17,251,983,866		－17,251,983,866
Ⅳ　評価・換算差額等の当期変動額（純額）								－11,921,244	－11,921,244
当期変動額合計	0	10,417,792,492	－687,223,653	0	－1,450,909	9,729,117,930	－17,251,983,866	－11,921,244	－7,534,787,180
当期末残高	115,387,342,338	706,772,220,966	－19,635,413,054	－4,531	－1,120,017,636	686,016,785,745	1,167,164,314,950	15,140,445	1,968,583,583,478

キャッシュ・フロー計算書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー	
原材料、商品又はサービスの購入による支出	－338,378,650,253
人件費支出	－16,684,016,874
鉄道助成補助金支出	－16,912,592,892
鉄道支援助成金支出	－24,598,364,368
共済年金追加費用の支払による支出	－32,297,409,000
恩給負担金の支払による支出	－60,132,000
業務災害補償費の支払による支出	－2,423,885,848
その他の業務支出	－21,584,685,506
処分用資産取得支出	－14,000,007,200
運営費交付金収入	310,704,000
鉄道施設譲渡収入	53,595,395,871
鉄道施設賃貸収入	135,906,366,455
海外業務収入	12,760,000
海事業務収入	23,268,907,838
地域公共交通等業務収入	4,420,094,787
鉄道助成業務収入	98,326,310,501
処分用資産売却収入	1,591,300
受託業務収入	29,659,802,285
貸付による支出	－19,872,871,994
貸付金の回収による収入	6,449,119,898
補助金等収入	161,731,836,606
その他の業務収入	27,927,201,001
小　計	54,797,474,607
利息及び配当金の受取額	4,293,785,432
利息の支払額	－68,648,037,312
国庫納付金の支払額	－60,721,002
業務活動によるキャッシュ・フロー	－9,617,498,275
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	－80,800,000,000
有価証券の償還による収入	383,100,000,000
有形固定資産の取得による支出	－29,788,832,770
有形固定資産の売却による収入	3,355,985,600
定期預金の預入れによる支出	－1,280,300,000,000
定期預金の払戻しによる収入	1,055,700,000,000
その他	19,117,545
投資活動によるキャッシュ・フロー	51,286,270,375
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	2,559,301,000
短期借入金の返済による支出	－3,333,068,000
債券の発行による収入	27,100,000,000
債券の償還による支出	－61,000,000,000
長期借入れによる収入	88,743,369,000
長期借入金の返済による支出	－94,525,613,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	－40,456,011,000
Ⅳ　資金に係る換算差額	0
Ⅴ　資金増加額	1,212,761,100
Ⅵ　資金期首残高	133,716,012,367
Ⅶ　資金期末残高	134,928,773,467

高速道路工事開始公告

本会社において、高速道路の工事を下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法第22条第１項の規定に基づき公告します。

令和８年10月30日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　吉岡　幹夫

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事開始の日
東関東自動車道水戸線（茨城県潮来市延方から茨城県鉾田市秋山まで）	茨城県潮来市川尾から茨城県潮来市築地まで 茨城県潮来市清水から茨城県行方市石神まで 茨城県行方市石神から茨城県行方市青沼まで 茨城県行方市小高から茨城県行方市小高まで 茨城県行方市北高岡から茨城県行方市北高岡まで	新設工事	令和８年11月１日

高速道路工事一部完了公告

本会社において、高速道路の工事を下記のとおり一部完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

令和８年10月30日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　吉岡　幹夫

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事完了の日
一般国道468号 （首都圏中央連絡自動車道）	千葉県成田市高から 千葉県成田市吉岡まで	新設工事	令和８年10月31日

阪神高速道路工事開始公告

令和８年阪神高速公告第26号

阪神高速道路株式会社において阪神高速道路の新設工事を下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第22条第１項の規定に基づき公告します。

令和８年10月30日

阪神高速道路株式会社
代表取締役社長　上松　英司

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事開始の日
大阪市道高速道路淀川左岸線	大阪府大阪市此花区高見一丁目84―12から大阪府大阪市福島区海老江八丁目76まで	新設工事	令和８年10月31日

企業年金連合会　令和７事業年度決算等に関する公告

令和８年10月30日

東京都港区芝公園２丁目４番１号
企業年金連合会
理事長　早﨑　保浩

令和７事業年度の貸借対照表及び損益計算書の要旨

貸借対照表の要旨

（厚生年金基金基本年金経理）　（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産勘定		負債勘定	
［１．純資産］	13,367,209	［１．純資産］	703,424
流動資産	**149,857**	**流動負債**	**15,880**
預貯金	143,723	未払運用報酬等	15,307
未収受換金	0	未払コンサルティング料	9
未収政府負担金	5,783		
未収返納金	322	未払機械処理経費等	135
前払費用	28	政府負担金返納金未払金	199
立替金	1	未払繰入金	223
固定資産	**13,217,352**	預り金	6
信託資産	7,663,158	**支払備金**	**687,544**
投資	5,554,194	未払給付費	687,538
［２．負債］	―	未払移換金	7
［３．基本金］	―	［２．負債］	9,755,265
		責任準備金	**9,755,265**
		責任準備金（プラスアルファ部分）	2,142,381
		最低責任準備金	7,612,884
		［３．基本金］	2,908,520
		基本金	**2,908,520**
		繰入準備金	90,000
		別途積立金	2,540,218
		当年度剰余金	278,302
計	**13,367,209**	**計**	**13,367,209**

損益計算書の要旨

（厚生年金基金基本年金経理）（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）（単位：百万円）

費用勘定		収益勘定	
［１．経常収支］	920,635	［１．経常収支］	1,724,363
給付費	895,695	受換金	0
移換金	96	負担金	226,666
離婚分割移換金	608	運用収益	1,497,698
運用報酬等	23,360	［２．特別収支］	137
コンサルティング料	63	特別収入	137
機械処理経費等	813	［３．負債の変動］	12,086
［２．特別収支］	7,659	責任準備金減少額	12,086
特別支出	82	［４．基本金及び総合計］	―
繰入金	7,577		
［３．負債の変動］	506,127		
責任準備金増加額	506,127		
［４．基本金及び総合計］	302,166		
準備金繰入金	23,864		
当年度剰余金	278,302		
計	**1,736,586**	**計**	**1,736,586**

貸借対照表の要旨

（厚生年金基金加算年金経理）　（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産	勘定	負債	勘定
［１．純資産］	243,119	［１．純資産］	3,615
流動資産	1,091	**流動負債**	16
預貯金	1,086	未払運用報酬等	11
未収受換金	4	未払機械処理経費等	0
未収返納金	0	預り金	5
立替金	0	**支払備金**	3,599
固定資産	242,028	未払給付費	3,599
信託資産	242,028	未払移換金	0
［２．負債］	—	［２．負債］	209,105
［３．基本金］	—	**責任準備金**	209,105
		責任準備金（プラスアルファ部分）	209,105
		［３．基本金］	30,399
		基本金	30,399
		別途積立金	22,558
		当年度剰余金	7,841
計	243,119	**計**	243,119

損益計算書の要旨

（厚生年金基金加算年金経理）（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）（単位：百万円）

費用	勘定	収益	勘定
［１．経常収支］	7,285	［１．経常収支］	11,936
給付費	7,223	受換金	56
移換金	33	運用収益	11,880
運用報酬等	23	［２．特別収支］	1
コンサルティング料	6	特別収入	1
機械処理経費等	1	［３．負債の変動］	3,189
［２．特別収支］	0	責任準備金減少額	3,189
特別支出	0	［４．基本金及び総合計］	—
［３．負債の変動］	—		
［４．基本金及び総合計］	7,841		
当年度剰余金	7,841		
計	15,126	**計**	15,126

貸借対照表の要旨

（確定給付企業年金経理）　（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産	勘定	負債	勘定
［１．純資産］	301,974	［１．純資産］	2,059
流動資産	1,918	**流動負債**	16
預貯金	1,188	未払運用報酬等	14
未収受換金	731	未払機械処理経費等	0
未収返納金	0	預り金	2
立替金	0	**支払備金**	2,042
固定資産	300,055	未払給付費	1,998
信託資産	300,055	未払移換金	44
［２．負債］	—	［２．負債］	252,852
［３．基本金］	—	**責任準備金**	252,852
		責任準備金（プラスアルファ部分）	252,852
		［３．基本金］	47,063
		基本金	47,063
		別途積立金	39,931
		当年度剰余金	7,131
計	301,974	**計**	301,974

損益計算書の要旨

（確定給付企業年金経理）（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）（単位：百万円）

費用	勘定	収益	勘定
［１．経常収支］	7,383	［１．経常収支］	21,847
給付費	6,845	受換金	9,870
移換金	505	運用収益	11,977
運用報酬等	28	［２．特別収支］	2
コンサルティング料	6	特別収入	2
機械処理経費等	0	［３．負債の変動］	—
［２．特別収支］	—	［４．基本金及び総合計］	—
［３．負債の変動］	7,335		
責任準備金増加額	7,335		
［４．基本金及び総合計］	7,131		
当年度剰余金	7,131		
計	21,850	**計**	21,850

貸借対照表の要旨

（業務経理）　（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産	勘定	負債	勘定
流動資産	9,276	**流動負債**	927
預貯金	3,211	未払金	913
金銭の信託	5,743	未払移換事務費	0
未収会費	0	未払運用報酬	1

未収情報収集等業務収入	23	未払繰入金	2
未収事務費	7	リース債務	1
未収金	66	預り金	1
未収受入金	225	職員預り金	1
前渡金	1	**引当金**	**763**
前払費用	1	退職手当引当金	763
固定資産	**397**	**基本金**	**37,771**
建物	112	基本金	1,337
器具及び備品	203	事務費積立金	5,749
リース資産	1	私的年金制度普及事業積立金	30,000
権利金敷金	81	繰越剰余金	685
投資	**29,685**		
有価証券	29,685		
基本金	**103**		
当年度不足金	103		
計	**39,461**	**計**	**39,461**

損益計算書の要旨

（業務経理）　（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

費用	勘定	収益	勘定
事務費	8,386	会費収入	325
評議員会費	5	事務費収入	99
運用報酬等	1	情報収集等業務収入	42
運用損失	227	事業収入	99
繰入金	78	受入金	7,579
引当費	178	雑収入	378
雑支出	126	戻入金	418
交付金	38	不足金	103
移換事務費	4		
計	**9,043**	**計**	**9,043**

貸借対照表の要旨

（共済経理　共済会計）　（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産	勘定	負債	勘定
流動資産	**151**	**給付費準備金**	**151**
預貯金	151	給付費準備金	151
計	**151**	**計**	**151**

損益計算書の要旨

（共済経理　共済会計）（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

費用	勘定	収益	勘定
共済給付費	11	戻入金	11
事務費	1		
計	**11**	**計**	**11**

貸借対照表の要旨

（共済経理　退職年金会計）　（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産	勘定	負債	勘定
固定資産	**1,341**	**流動負債**	**18**
信託資産	1,341	未払退職年金給付費	18
		責任準備金	**1,167**
		責任準備金	1,167
		基本金	**155**
		繰越剰余金	150
		当年度剰余金	5
計	**1,341**	**計**	**1,341**

損益計算書の要旨

（共済経理　退職年金会計）（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）（単位：百万円）

費用	勘定	収益	勘定
退職年金給付費	63	掛金収入	21
業務委託費	7	運用収益	50
剰余金	5	責任準備金減少額	3
計	**75**	**計**	**75**

貸借対照表の要旨

（共同運用経理）　（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産	勘定	負債	勘定
固定資産	**23,294**	**共同運用事業準備金**	**23,294**
信託資産	23,294	共同運用事業準備金	23,294
計	**23,294**	**計**	**23,294**

損益計算書の要旨

（共同運用経理）　（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

費用	勘定	収益	勘定
交付金	400	拠出金	562
運用報酬等	18	運用収益	924
共同運用事業準備金増加額	1,069		
計	**1,487**	**計**	**1,487**

貸借対照表の要旨

（継続投資教育事業経理）　（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産勘定		負債勘定	
流動資産	**4**	**流動負債**	**3**
預貯金	2	未払金	1
未収金	2	未払繰入金	2
固定資産	**0**	職員預り金	0
器具及び備品	0	**基本金**	**1**
		基本金	1
計	**4**	**計**	**4**

損益計算書の要旨

（継続投資教育事業経理）（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）（単位：百万円）

費用勘定		収益勘定	
事務費	12	事業収入	2
繰入金	2	受入金	13
引当費	0		
計	**15**	**計**	**15**

注）百万円未満四捨五入のため計が一部不一致の場合がある。なお、額の「―」は０円を表す。

税理士登録抹消公告

税理士法（昭和26年法律第237号）第27条の規定により令和８年10月７日までに税理士の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

令和８年10月７日　日本税理士会連合会

登録番号	氏名	抹消の理由
20373	立花　隆雄	8. 8.31 業務廃止
26887	櫻井　輝雄	8. 9.30 〃
33220	豊田久美子	8. 9.30 〃
35101	徳田登實男	8. 9.30 〃
48431	重田　忠男	8. 8.26 死亡
48733	生野　雅一	8. 9.13 〃
49857	早坂　貞夫	8. 8.21 〃
51381	戸来　正博	8. 8.31 業務廃止
61412	北林　孝雄	8. 9.30 〃
88867	阿部　秀樹	8. 9.30 〃
93350	大塚　忠明	8. 9.30 〃
98031	高橋　廣志	8. 7.14 死亡
98166	福井　浩司	8. 9.30 業務廃止
100679	品川　宏	8. 9.30 〃
103673	加藤　長治	8.10. 1 〃
111408	松平　邦夫	8. 8.28 死亡
118422	烏谷　明彦	8. 9.30 業務廃止
122192	松田　勝	8. 9.20 〃
129424	浅野　泰史	8. 7.31 〃
135644	齋藤　章一	8. 9.30 〃
138580	深見　尚紀	8. 8.17 〃
149847	高畑　克彦	8. 9.30 〃
150677	戸村ヒデ子	8. 8.31 〃
152331	牛島　守	8. 8.31 〃
158080	寺澤　則元	8. 7.15 〃

社会保険労務士名簿登録の公告

社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第14条の11の規定により社会保険労務士名簿に登録した者を次のとおり公告します。

令和８年10月30日

全国社会保険労務士会連合会

登録番号	氏名	登録番号	氏名
令和８年９月15日付		25260020	地村ちか子
01260029	岩本　仁美	26260008	久一　直美
01265007	小澤　智昭	26260009	青木　祥市
14260084	佐久間達意	26265012	山根　良樹
14260085	平形　洋之	28260061	朝日　貴信
25260019	森　康介	31260008	竹内　恵美
32265002	岩成　悠翔	12260050	今井　啓太
34260017	支子　一秀	12260051	鷲見　剛
36260006	松下　晃大	12260052	齊藤　鈴
39260004	尾﨑　勝	12260053	佐藤　有
42260004	堀　真希	12265011	伊藤亜有美
42260005	荒木　俊博	13260396	大島　寿彦
令和８年10月１日付		13260397	川辺　弘樹
01260030	岡崎　正博	13260398	竹嶋　康史
01260031	佐藤　詩保	13260399	森山　青空
01260032	長谷山哲平	13260400	岡田　奈巳
02260002	山内　佳子	13260401	山田　真央
04260019	藤原　貴洋	13260402	城市　久美
04260020	梅次　加奈	13260403	紀伊　洋一
04260021	阿部　衣里	13260404	持田　史郎
04260022	齋藤　和也	13260405	船橋早貴子
05260001	山岡　大介	13260406	長岡　規江
06265005	梅津　浩	13260407	加藤　真也
07260012	湯田　直哉	13260408	田中　雅美
07260013	塩　邦康	13260409	中川　悠
08260008	村田　弘徳	13260410	眞山　考徳
08260009	吉原　覚	13260411	小崎　喬史
08260010	中島　芳	13260412	永吉　和隆
08260011	松下　真也	13260413	齊藤真由子
08265002	君嶋　大輔	13260414	榎本健太郎
10260014	横山　大志	13260415	本間愛悠梨
11260052	佐々木孝義	13260416	森本　雅代
11260053	浅井　昇	13260417	粟野　勲
11260054	篠﨑　麻央	13260418	鎌田　清宏
11260055	中村　庄吾	13260419	服部　綾子
11260056	志村ゆかり	13260420	仲川　裕二
11260057	中澤　広一	13260421	長沼　誠
11260058	大﨑　裕斗	13260422	秋山真紀子
11260059	吉原　通之	13260423	鈴木　淳
11260060	守　雅人	13260424	池田　玄
11260061	土肥　憂紀	13260425	大竹　由朗
11260062	齋藤　茉耶	13260426	釈囲　秀明
11260063	平垣内　稔	13260427	中川　忠雄
12260046	小幡　万純	13260428	坂本　美南
12260047	工藤　篤史	13260429	飯田　和孝
12260048	浅賀　靖子	13260430	東丸　陽子
12260049	星野　成司	13260431	堀合　努
		13260432	横濱　太郎
		13260433	岡　大志
		13260434	三浦いず美
		13260435	村松　慶一
		13260436	加羽澤夏子
		13260437	伊藤　貴文
		13260438	影山　和秀
		13260439	永田　真望
		13260440	辻　裕子
		13260441	和氣　廣都
		13260442	栗巣　小晴
		13260443	新鍋　友香
		13260444	渡邉　利恵
		13260445	池　愛弓
		13260446	谷　賢治
		13260447	神谷　武志
		13260448	近藤　寛人
		13260449	上野　弘江
		13260450	石川　有吾
		13260451	塩見　尚久
		13260452	山﨑　達昭
		13260453	福留　省吾
		13260454	小田巻穂高
		13260455	髙井　滋人
		13260456	鈴木　浩司
		13260457	本間　通晴
		13260458	成井　茂樹
		13260459	山﨑　加絵
		13260460	梶原　源豪
		13260461	大辻　祐介
		13260462	吉田　盛一
		13260463	矢野理恵子
		13260464	高塚　美浩
		13260465	児玉　智詩
		13260466	古郷　郁也
		13260467	井上　洋一
		13260468	小沼　雄揮
		13260469	岩﨑　紘佳
		13260470	田口　克利
		13265044	大谷　敦
		13265045	堂川美奈子
		13265046	水津　奈美
		13265047	木村　亮太
		14260086	今野　友貴
		14260087	畑　裕
		14260088	小野総一郎
		14260089	土屋　克太
		14260090	鎌田　真孝
		14260091	木幡周一郎
		14260092	久保侑里子
		14260093	狩野　貴彦
		14260094	関　広道
		14260095	上山　順子
		14260096	松村　将人
		14260097	仁平　信哉
		14260098	田野賢太郎
		14260099	糸永　洋光
		14260100	菊地　舞
		14260101	佐野　裕紀
		14265008	宇佐美　武
		15260017	渡邊　友子
		15260018	犬井　美穂
		15260019	小田　将之
		15260020	若槻　良宏
		15260021	本間　浩気
		16260010	末石　航也
		18260007	徳永　透
		18260008	川中　里帆
		19260002	古谷　太知
		19260003	飯山　竜暉
		20260009	小木曽みき
		20260010	小林　風輝
		20260011	北川　正晃
		20265003	福島　鮎子
		21260013	加藤上太郎
		21260014	安藤　正信
		21260015	大見　和人
		22260034	舩越　竜一
		22260035	倉田　智美
		22260036	松本いづみ
		22260037	石井　浩好
		22260038	深澤　昌枝
		22260039	浅田　都美
		22260040	柴田　あい
		22260041	牧野多加志

22260042	小西　一也	27260176	木村　周平	43265003	本田　哲郎	45260010	夏田　武士
22260043	菅原　恵	27260177	祐成　郁生	44260004	山下　啓祐	46260007	徳永　司
22265002	關　崇彦	27260178	村治　規行	44260005	近藤　卓	47260011	江南栄莉子
23260074	鵜飼　優	27265016	田村　豪	45260008	柳田　恵	47265001	崎濱　秀太
23260075	田島　典子	27265017	上田　徹	45260009	小田　光男		
23260076	佐藤　智教	27265018	辻　裕光				
23260077	佐々木　周	27265019	山谷　弘樹				
23260078	成田　智子	27265020	繁田　瑛				
23260079	椛島　貴子	27265021	松田　秀平				
23260080	平林　**磨**	27265022	梅田　侑希				
23260081	吉池　昌樹	27265023	中　亮介				
23260082	坂部　陽子	28260062	松本　裕貴				
23260083	小沢　里紗	28260063	正田江里子				
23260084	安藤　高子	28260064	薮下　和也				
23260085	石川　伸明	28260065	小西　延英				
23260086	竹味　忍	28260066	赤阪　貴章				
23260087	木村　美海	28260067	辻　健斗				
24260010	福田　直子	29260007	光野　征広				
25260021	迎垣　孝一	29260008	河合　恭子				
25260022	石原健太郎	29260009	青山　祐子				
25260023	宮川　伸子	30260009	井筒　博紀				
25265002	嶋崎　詠	31260009	酒嶋　俊介				
26260010	堤　高司	32260003	山邊　貴司				
26260011	西　秀樹	33260011	井上　沙織				
26260012	林　麻友美	33265005	鎌田　瑞樹				
26265013	新崎　敦	33265006	森　美季				
26265014	小山　貴臣	33265007	秋川　健一				
26265015	吉岡　栄一	34265004	中髙下淳一				
27260158	小野　一樹	35260006	秋本　高史				
27260159	森野　淳	37260005	南條　勇太				
27260160	松井　真穂	40260064	古川　将司				
27260161	近藤　麻子	40260065	平野　禎子				
27260162	木田　伸介	40260066	中山　雄介				
27260163	髙石　豊和	40260067	榮樂　光浩				
27260164	福岡　隆二	40260068	水城　正雄				
27260165	兒玉加那子	40260069	山本　康晴				
27260166	定　美幸	40260070	眞子　克彦				
27260167	松本　佳浩	40260071	浅井　芳文				
27260168	山本　茂昭	40260072	江　修平				
27260169	肱岡　徹	40260073	岩屋口　多恵子				
27260170	奥村　謙一	40260074	吉竹　心平				
27260171	玉井　仁	40260075	平井　奈美				
27260172	山本　明典	40260076	松本かほり				
27260173	森川　尚貴	40265002	植木　貴満				
27260174	竹内　通章	43260015	羽田野　淳				
27260175	山崎　竜一	43260016	佐澤　理衣				

社会保険労務士名簿登録の抹消公告

社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第14条の11の規定により社会保険労務士の登録を抹消した者を次のとおり公告します。

令和８年10月30日

全国社会保険労務士会連合会

登録番号	氏名	事由
01830039	小玉　誠	自己都合
08160009	大芦　道子	死亡
08840006	染谷　道夫	死亡
09070017	小池知栄子	自己都合
11050109	梨元　泰	自己都合
11110113	田中　敬人	死亡
11140065	根岸　健祐	死亡
11200060	水本由紀子	自己都合
11230020	谷塚　隆志	自己都合
12100057	舘崎　麻里	自己都合
12130064	**吉**野　公一	自己都合
12140065	井口　雄一	自己都合
12250030	佐藤　宣幸	自己都合
12940044	井上　敏行	自己都合
13000177	宮田　昭雄	資格を有しなくなった
13010118	松村　信章	自己都合
13010283	小林　喜一	自己都合
13010441	岡安　美明	死亡
13050562	小山　豊	死亡
13090456	山田　明弘	死亡
13090527	藤本　俊丈	自己都合
13130470	谷渕勇一郎	自己都合
13140090	尾形　雄二	自己都合
13150572	上遠野巳希	自己都合
13190457	磯部　未佳	自己都合
13200224	中村　敏子	自己都合
13200446	江口　憲	死亡
13210331	駒井　康伸	自己都合
13220288	浅井　一優	自己都合
13220311	小堀　光一	自己都合
13230351	亀山健太郎	死亡
13230451	久下　慧	自己都合
13230506	長野　泉	自己都合
13250045	加藤　玲那	自己都合
13260110	岡田　佳之	自己都合
13260183	足立理英子	自己都合
13830109	森本　秀樹	死亡
13831501	**桒**原　善生	自己都合
13832585	五十嵐　誠	自己都合
13990036	萩原　章介	自己都合
14970052	佐藤　卓	自己都合
15820077	高橋　勲	自己都合
15820202	湯尾　龍行	死亡
16140008	小松　正澄	自己都合
16890001	川向　文夫	死亡
17100010	西村　年子	自己都合
20050025	掛川　哲	自己都合
20820004	竹内　良司	死亡
20880001	小山さち子	死亡
21190012	天池　吏佐	自己都合
22820004	海野　要三	死亡
22830273	勝又　廣孝	死亡
22900003	淺見　房子	自己都合
23070025	土田　英範	自己都合
23200079	濱田　順子	自己都合
23260042	山口　茂	自己都合
23980023	井森　文惠	自己都合
26080030	川北　三郎	死亡
26210024	山下　明子	自己都合
27160105	小嶋　晃裕	自己都合
27220121	水流　**菊**雄	自己都合
27250074	新井　一樹	自己都合
27260101	岩本　拓巳	自己都合
27820870	佐藤　正繼	死亡
28150055	藤原　康廣	自己都合
28160028	大平　裕美	自己都合
28170025	初瀬　昌敏	自己都合
28210078	高橋　光穂	自己都合
28240009	河野　祐作	自己都合
28820366	壷井　敬司	自己都合
33000002	義若　智康	自己都合
33090021	山元　正揮	自己都合
33230021	相馬　弘樹	自己都合
34100006	津田　博史	死亡
34820361	新畑　玲子	自己都合
34860004	上松　直文	自己都合
35960015	澤根由美子	自己都合
38100010	西部宗一郎	死亡
38980001	菅　裕治	自己都合
40100069	岡　美和子	自己都合
40820528	古賀佐千代	自己都合
40940029	岡　義人	自己都合
43820212	寺床　住夫	自己都合
45060003	南村　成司	自己都合

社会保険労務士名簿への紛争解決手続代理業務の付記の公告

社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第14条の11の５の規定により社会保険労務士名簿に紛争解決手続代理業務の付記をした者を次のとおり公告します。

令和８年10月30日

全国社会保険労務士会連合会

登録番号	氏名	登録番号	氏名
令和８年９月15日付		13180068	出口　陽子
01220010	冨田侑太郎	13180521	大本　真美
40210064	稲田　成龍	13240008	高橋　真琴
令和８年10月１日付		13260409	中川　悠
13070247	井出　夏子	23240119	**櫛**田　紀子

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢40歳から60歳台位、性別男性

上記の者は鳥取県西伯郡大山町末吉726番地から西南西方約140ｍ先の海岸の玉石の上で腰椎、骨盤、両大腿骨が発見されました。死亡日時は令和７年頃(推定)。身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当町総合福祉課まで申し出てください。

令和８年10月30日

鳥取県　　大山町長　竹口　大紀

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第２項の規定により公告する。受還付人は、同条第３項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

山形県寒河江警察署長

司法警察員警視　伊藤　智秋

令和7年一第004024号道路交通法違反事件（令和8年一２号から６号まで）１．自家用普通乗用車１台。(ＢＭＷ銀色) ２．エンジン始動鍵１個。３．自動車検査証１通。４．日本貨幣109円。(内訳:50円硬貨１枚、10円硬貨５枚、５円硬貨１枚、１円硬貨４枚。)５．韓国貨幣100ウォン。(内訳:100ウォン硬貨１枚。)

会社その他の公告

解散公告

当法人は、令和八年九月十六日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

岩手県遠野市宮守町達曽部二八地割四六番地

一般社団法人遠野わさび公社

代表清算人　菊池　陽

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

宮城県柴田郡村田町大字足立字岫八二番地

有限会社村上建築

清算人　村上　俊明

解散公告

当社は、令和八年九月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

宮城県岩沼市押分字新光谷六五番地の四

株式会社森龍組

代表清算人　森　トキ子

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

茨城県龍ケ崎市大徳町四九三六番地

有限会社足立製菓

清算人　足立　恵司

解散公告

当社は、令和八年十月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

群馬県邑楽郡邑楽町大字石打八九〇番地の一

原住宅株式会社

代表清算人　原　京子

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

群馬県高崎市中居町四丁目一一番地の一〇

太陽輸送機工業株式会社

代表清算人　青木　京子

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

埼玉県川口市中青木一丁目一二番一〇号

有限会社県南建設

清算人　小嶋　早苗

解散公告

当社は、令和四年十二月十四日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

埼玉県蓮田市大字閏戸三九二四番地一一

株式会社Ａ．Ｎ．Ｄ

代表清算人　橋本　敦

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

千葉県成田市磯部四七二番地

有限会社桧垣

清算人　檜垣　卓男

解散公告

当法人は、令和八年五月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

千葉県市川市宮久保三丁目三五番二号

特定非営利活動法人いちかわ電力コミュニティ

代表清算人　齋藤　真実

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

千葉県松戸市小山三―三―四〇二

Ｐｅａｃｅｆｕｌ　Ｇｏｌｄ　Ｗａｔｅｒ

株式会社　代表清算人　フヤンフェン

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

千葉県松戸市小山三―三―一〇一

Ｗａｎ　Ｈａｏ　Ｋａｎｇ株式会社

代表清算人　カイカンチェン

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

千葉県船橋市海神四丁目二二番一一号

ティーエスコンセプト有限会社

清算人　ワイリートッドマイケル

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

一般社団法人ハシエンダ

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

合同会社エクース

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

東京都立川市富士見町一丁目三一番一八号

有限会社ひかりメガネ・コンタクト

清算人　岩瀬　光

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

東京都江戸川区中葛西七丁目一一番七号

有限会社アートレック

清算人　槌屋　裕紀

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

東京都昭島市朝日町三丁目一四番一七号

ＴＭＰコンサル株式会社

代表清算人　横地　竹彦

解散公告

当社は、令和八年十月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

東京都江戸川区中葛西二丁目二六番一〇―一〇〇二号

代表清算人　株式会社思立羽

代表清算人　飯塚　文子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

東京都港区赤坂七丁目一〇番一七号

株式会社シグマ・セブンｅ

代表清算人　浦部悦太郎

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

東京都世田谷区奥沢七丁目五一番一四号

有限会社大丸ランドリー

清算人　徳武　宏

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

東京都渋谷区円山町七番一二号藤和渋谷コープⅡ

株式会社漢萌

代表清算人　板倉　信恵

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

東京都板橋区上板橋二丁目五二番九号

アンディクス・オーディオ株式会社

代表清算人　山岡　龍平

解散公告

当社は、令和八年八月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

東京都渋谷区代々木四丁目五六番一八号ワコー代々木マンション一〇三

株式会社マドモアゼル

代表清算人　和歌森さえ子

解散公告

当社は、令和八年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

東京都港区南青山二丁目二番一五号ＷＩＮ青山五三一

清算人　前田　佳佑

解散公告

当社は、令和八年十月十五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

東京都葛飾区亀有二丁目六四番一〇号

合同会社ねすとあ

清算人　今坂龍之介

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

東京都渋谷区神宮前六―一九―二〇

一般社団法人ＥＣスキル認定協会

代表清算人　清水　将平

解散公告

当社は、令和八年十月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

東京都墨田区京島三丁目四九番二号

有限会社てんぐ堂洋品店

清算人　児玉　守

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

東京都西東京市芝久保町三丁目一九番六二号

新栄建設株式会社

代表清算人　桑原　静子

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

東京都港区六本木五丁目一五番一二―二〇二号

Ｇｌｏｂａｌ　ＩＲ　Ｃｏｎｓｕｌｔｉｎｇ―Ｊａｐａｎ株式会社

代表清算人　小林ヤンネ孝貢

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ―Ｃ

株式会社オッズファクトリー

代表清算人　稲垣　恭子

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

東京都墨田区向島五丁目三五番一二号

有限会社タカタヤ

清算人　宮澤　恭子

解散公告

当社は、令和八年十月二十日開催の株主総会の決議により同日をもって解散しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

東京都江戸川区南篠崎町四丁目一五番一六号

塚本建設株式会社

代表清算人　後藤　高

（連絡先）東京都江東区永代二丁目七番八号

江東ビル一階

解散公告

当社は、令和八年十月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

東京都板橋区常盤台一丁目二番二号常盤台駅前ビル三階

株式会社ＡＩコンサル

代表清算人　相澤　剛

解散公告

当社は、令和八年十月十日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月三十日
東京都世田谷区松原三丁目三六番一五号
合同会社ＶＩＬＤ
清算人　菊池慎太郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月三十日
東京都中央区日本橋蛎殻町一―一三―一
ユニゾ蛎殻町北島ビルＢ一―Ｂ
一般社団法人日本江都同郷総会
代表清算人　李　峰

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月三十日
東京都江戸川区南小岩七丁目一三番一号
一般社団法人日本歯科技術評価機構
代表清算人　鈴木　計芳

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月三十日
神奈川県横浜市都筑区茅ケ崎中央八番七―一〇〇九号
株式会社ｎｕｒ
代表清算人　福島　魁

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月三十日
神奈川県海老名市中新田二丁目一三番二八号
クレアウェル株式会社
代表清算人　吉川美智也

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月三十日
横浜市西区岡野一丁目一〇―三　ストーク横浜参番館三〇一号
株式会社国松工業
代表清算人　伊藤　知之

解散公告

当社は、令和八年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月三十日
富山市婦中町鵜坂五一番地一三一
合同会社ＫＭＹ
清算人　小森　光浩

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月三十日
石川県白山市月橋町四〇六番地二
株式会社トータルＲＯＯＦ
代表清算人　上田　正勝

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月三十日
長野市大字川合新田一一四八番地の一
コウショウビルド株式会社
代表清算人　島田　和彦

解散公告

当社は、令和八年十月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月三十日
石川県金沢市保古一丁目六三番地
有限会社米山
清算人　米山　弘美

解散公告

当法人は、令和八年五月二十三日開催の定時総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月三十日
岐阜県大垣市東町一丁目三番地
特定非営利活動法人ジョブキャリア東海
清算人　古堅　宗信

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月三十日
岐阜市加納竜興町二丁目一番地ファミール加納一一〇二
株式会社ソレイユ
代表清算人　原　広幸

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月三十日
岐阜県各務原市鵜沼朝日町一丁目一九〇番地
協和工業株式会社
代表清算人　大塚　直弘

解散公告

当社は、令和八年十月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月三十日
静岡県静岡市清水区三保三五三三番地の一
三保鮪漁業株式会社
代表清算人　久保田安正

解散公告

当法人は、令和八年十月二十三日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月三十日
静岡県静岡市清水区駒越中二丁目四番三六号
特定非営利活動法人Ｂｅ－ｃｌｕｂ
清算人　星野　知己

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内に申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月三十日
愛知県名古屋市中村区名駅南三丁目一三番三五号
株式会社山商エンタープライズ
代表清算人　大西　章

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

三重県四日市市桜町四〇番地の一

有限会社桜酒店

清算人　田中　宏治

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

三重県鈴鹿市野村町四二〇番地の一

株式会社クローバー

代表清算人　樋口　利則

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

京都市中京区三条通高倉東入桝屋町七五番地

株式会社寺内宝飾

代表清算人　寺内　博紀

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

大阪府大阪市北区梅田一丁目二番二号大阪駅前第２ビル一二―一二

ＴＹ　Ａｖｅｎｕｅ合同会社

清算人　山内　泰嘉

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

大阪市淀川区西中島四丁目三番二一号ＮＬＣセントラルビル一〇階

日本ベクトルグループ株式会社

代表清算人　徳山健太郎

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

大阪府東大阪市北石切町一七番二号

有限会社夏目ユニクラフト

清算人　夏目　久江

解散公告

当社は、令和八年十月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

大阪市西区北堀江一丁目一番一八号

株式会社キャリーアップ・ゼロ

代表清算人　鍬田　優一

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

大阪市中央区南船場三丁目二番二二号おおきに南船場ビル二〇五　株式会社ひまわり

代表清算人　長田　真緒

解散公告

当社は、令和八年十月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

大阪市北区東天満二丁目六番一二号四Ｆ

株式会社ＳＴＡＴＥ

代表清算人　榮德　匠真

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

大阪市東淀川区小松三丁目一九番一〇―五〇五号

株式会社ＥＺＨＯＭＥ

代表清算人　富田　圭

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

奈良市七条西町一丁目三八番一六号

株式会社大清工務店

代表清算人　矢作　重和

解散公告

当社は、令和八年九月三十日をもって、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

島根県松江市玉湯町湯町二四六番地一

有限会社近藤常太郎商店

清算人　近藤　久人

解散公告

当社は、令和八年十月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

岡山市中区円山五四番地の一三

株式会社グランド

代表清算人　大岩　洋介

解散公告

当社は、株主総会決議により、令和八年十月十五日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

岡山県津山市山北七六八番地の一

有限会社ティキティキカンパニー

清算人　志茂　忠

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

岡山県玉野市後閑六二六番地の六

有限会社大福運輸

清算人　尾上　猛

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

広島市中区八丁堀一二番二二号築地ビル四〇一号

有限会社十日市商事

清算人　川島　好勝

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

広島市中区舟入中町一一番二号

株式会社フォーライフコーポレーション

代表清算人　和泉　一之

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

山口県宇部市八王子町一二番二四号

株式会社ユハラ

代表清算人　湯原　英仁

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

愛媛県大洲市八多喜町甲一二五三番地一

松田製材工業株式会社

代表清算人　松田　司郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇二条第二項の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

愛媛県松山市千舟町五丁目七番地二

一般財団法人進級ボランティア事業団

代表清算人　松岡　功

解散公告

当社は、令和八年九月三十日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

福岡市早良区高取二丁目一三番一号

株式会社三星舎Ｋｉｔｃｈｅｎ

代表清算人　調　香生子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

福岡県福津市畦町四三九―一一

有限会社アクロス

清算人　金丸　真澄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

福岡県北九州市小倉北区泉台四丁目四番二六号

有限会社セイブジェケイ

清算人　橋本　浩子

解散公告

当社は、令和八年十月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

福岡県福津市高平九番地の一〇

株式会社暮らしすと

代表清算人　松本　壽子

解散公告

当公社は、令和八年九月三十日総務大臣及び国土交通大臣の認可により解散したので、当公社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

長崎県長崎市元船町一七番一号

長崎県土地開発公社

清算人　犬塚　尚志

解散公告

当社は、令和八年九月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

熊本市東区榎町三番五二号

株式会社Ｌｉｂａ

代表清算人　坂井　優仁

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

鹿児島市谷山港一丁目三番地三〇

有限会社デックジャパン

清算人　時田　幸記

解散公告

当社は、令和八年十月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

沖縄県うるま市字昆布一四四二―二

有限会社トージン商会

代表清算人　伊藤三津郎

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年八月二十七日開催の社員総会の決議及び東京都知事の認可により、令和八年九月七日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

東京都葛飾区堀切三丁目五番二号一階

医療法人社団敬芳会

清算人　山崎　眞澄

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年六月十五日開催の社員総会の決議並びに静岡県知事の認可により、令和八年九月八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

静岡県富士宮市朝日町六番二三号

医療法人社団けんせい

清算人　渡邉　弘子

解散公告（第一回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

大阪市此花区春日出北一丁目一番二二号

浄宗寺

清算人　小松　学道

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

鹿児島県日置市東市来町長里一四番地一

医療法人史幸会

清算人　新山　史朗

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年九月十八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

栃木県栃木市河合町二番三号エクセルパルビル二Ｆ

医療法人清精会

清算人　池森　亨介

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年十月十一日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

東京都町田市中町三丁目二―一二ＫＩＮＧ・ＤＡＤ四〇一号室

弁護士法人わかば総合法律事務所

代表清算人　毛利　拓朗

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

岐阜県海津市海津町高須町二一九番地

宗教法人瑞應院

清算人　長谷川快真

解散公告（第二回）

当法人は解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（十月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

長崎市平和町八番七号

医療法人社団昭成会岩永医院

清算人　岩永美智子

解散公告（第二回）

当組合は、解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

熊本県山鹿市中央通八〇三番地Ｕビル一〇三

農事組合法人泉誉

清算人　有働　若奈

解散公告（第三回）

当組合は、組合規約に定めた解散事由の発生のため令和八年九月三日に解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

北海道函館市湯川町一丁目一番一二号

日本私鉄労働組合総連合会北海道地方労働組合函館バス支部

清算人　鈴木　富夫

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年四月二十日開催の社員総会の決議並びに北海道知事の認可により令和八年九月十八日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

北海道恵庭市恵み野西六丁目二〇番一

医療法人社団岡田内科小児科医院

清算人　岡田　宏満

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年五月三十一日開催の社員総会の決議並びに茨城県知事の認可により令和八年九月三十日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

茨城県古河市諸川二五二二番地三一

医療法人学真会

清算人　鈴木　学

解散公告（第三回）

当土地改良区は、土地改良法第六十七条第二項の規定に基づき令和八年九月十日付けで埼玉県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

埼玉県児玉郡美里町大字木部三二三番地一

清算法人美里第二土地改良区

代表清算人　中島　邦宣

解散公告（第三回）

当法人は、総社員の同意により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

東京都板橋区常盤台一丁目一八番五号

税理士法人ＡＴパートナーズ

清算人　湯口　雅之

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

京都市上京区今出川通千本西入南上善寺町一七〇番地三

医療法人社団正豊会すぎはら医院

清算人　杉原みどり

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月三十日

東京都中央区八丁堀二丁目二七番一〇号

東日本建設業保証株式会社

代表取締役社長　栗田　卓也

記

株主名簿上の株主の氏名又は名称及び住所	株式の種類及び数
小笠原　茂　愛知県田原市江比間町二字郷中二	普通株式　六一株
近藤元一郎　青森県八戸市長苗代谷地三―一	同　二四株
三浦　一　岩手県釜石市栗林町第二一地割一三	同　六一株
宮本浅之助　茨城県笠間市笠間一五七三	同　三八株
山下鉄之助　愛知県知多郡豊浜町大字豊丘字堂ノ上七八	同　七七株
吉村　くま　静岡県伊東市湯川二二八	同　五〇株
菊地　芙美　栃木県那須烏山市中央一丁目一三―二	同　一九七株
朝日建設企業株式会社　千葉県松戸市栄町西一丁目八三八―五	同　九七株
菰野建設事業協同組合　三重県三重郡菰野町菰野一〇一一―一	同　七七株
大英建設株式会社　神奈川県横浜市神奈川区白楽一五―九	同　二〇〇〇株
株式会社原田工務店　神奈川県横浜市中区末吉町三丁目六七鹿取建設株式会社内	同　一二五株

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道上川郡美瑛町西町三丁目八五四五番四、最後の住所北海道上川郡美瑛町西町三丁目二番一〇号　被相続人　亡　髙橋　冨子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月三十日

札幌市北区北二十七条西一二丁目五番一四号

相続財産清算人　司法書士　三浦　明裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道野付郡別海町西春別駅前西町九八番地、最後の住所北海道千歳市末広三丁目九番三号ロイヤルアカデミィ千歳二〇二号

被相続人　亡　石川　玲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月三十日

北海道標津郡中標津町東六条南三丁目一五番地一　梅本英広法律事務所

相続財産清算人　弁護士　梅本　英広

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区西原三丁目一〇番地、最後の住所仙台市泉区天神沢一丁目一七番一四―三〇八号　被相続人　亡　三浦　まり

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月三十日

仙台市青葉区片平一丁目五番二〇号　ハルシュタットビル五―Ａ　菅野淳一法律事務所　相続財産清算人　弁護士　加瀬谷　拓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県稲敷郡河内町古河林一一五九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　吉田　稔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月三十日

茨城県龍ケ崎市佐貫一丁目一六番地三

相続財産清算人　司法書士　江橋　慧

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区西ケ原一丁目三一番地、最後の住所埼玉県和光市丸山台二丁目二七番一五号アーバンコート一〇三

被相続人　亡　高橋　一昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月三十日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目一四番一四号ライオンズマンション浦和第二　三〇一

荒木法律事務所

相続財産清算人　弁護士　荒木　直人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福岡市中央区鳥飼三丁目五六番地、最後の住所東京都葛飾区新小岩四丁目七番七号八千代マンション一四号

被相続人　亡　瀬川　利治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月三十一日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月三十日

事務所　東京都港区三田三丁目四番一八号　二葉ビル一〇〇四号室　わかば法律事務所

相続財産清算人　弁護士　面川　典子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県越谷市神明町三丁目三五五番地、最後の住所川崎市麻生区高石四丁目二二番一―二〇六号　被相続人　亡　上石　弘子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月三十日

神奈川県川崎市川崎区東田町二―一一大谷加工川崎大通りビル三階　あおい川崎法律事務所

相続財産清算人　弁護士　尾上　博紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市保土ケ谷区上菅田町一五一五番地、最後の住所横浜市泉区上飯田町四六三一番地特別養護老人ホームいずみ芙蓉苑

被相続人　亡　村上美佐子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月三十日

神奈川県川崎市中原区新丸子町九一五番地　二〇ＥＣＳ武蔵小杉ビル七階　田中・石原・佐々木法律事務所

相続財産清算人　弁護士　佐々木好一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲府市中央三丁目一〇〇番地、最後の住所山梨県甲斐市万才五二〇番地五

被相続人　亡　萩原　克博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月三十日

山梨県甲府市相生二丁目五番一七号鈴木屋ビル四階たちかぜ法律事務所

相続財産清算人　弁護士　國澤雄次郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県千曲市大字屋代二一三九番地四、最後の住所長野県千曲市大字粟佐一四九三番地の四　被相続人　亡　長瀬みち代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月三十日

長野県千曲市大字戸倉一四五三番地

相続財産清算人　司法書士　笠井　恵三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県本巣郡北方町高屋六七番地三一、最後の住所岐阜県本巣郡北方町高屋六七番地の三一　被相続人　亡　棚橋　健司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月四日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月三十日

事務所岐阜市江川町三三メゾンドモンターニュ二階　くぼた法律事務所

相続財産清算人　弁護士　久保田　宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊橋市杉山町字東谷五八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　高畑　悦男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月三十日

愛知県豊橋市前田南町一丁目一番地の一　タワーレジデンスＨＡＤＡ二〇五号室

相続財産清算人　弁護士　福井　淳也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県知多郡南知多町大字篠島字長浜三八番地の三、最後の住所不明　被相続人　亡　天野　麿

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月三十日

愛知県大府市中央町三丁目六五大島不動産ビル四階　大府法律事務所

相続財産清算人　弁護士　塚本　康統

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府吹田市藤白台三丁目五番、最後の住所大阪府吹田市藤白台三丁目五番二―一二〇七号　被相続人　亡　高橋　貞治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月三十日

大阪市北区西天満三丁目一三番一八号島根ビルディング五階

相続財産清算人　弁護士　平田　依子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府池田市天神二丁目一一番、最後の住所大阪府池田市天神二丁目一一番二二号　被相続人　亡　杉原　美貴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月三十日

大阪市中央区備後町二―四―六森田ビル六階

相続財産清算人　弁護士　安部　将規

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県須坂市大字井上二八六番地、最後の住所兵庫県神戸市須磨区一ノ谷町二丁目八番六号　国際須磨ヴィラ二〇二号　被相続人　亡　齊藤　秀一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月三十日

兵庫県神戸市中央区相生町一丁目二番一号　東成ビルディング七階多聞法律事務所西元町オフィス

相続財産清算人　弁護士　中川　勘太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県川西市矢問一丁目三番地五八、最後の住所兵庫県川西市矢問一丁目一六番九号　被相続人　亡　中脇　東生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月三十日

兵庫県伊丹市西台一丁目二番一一号Ｃ―3　ビル五階　オーロラ法律事務所

相続財産清算人　弁護士　坂井希千与

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市北区道場町生野三〇八番地、最後の住所兵庫県加古川市加古川町篠原町三〇〇番地　リトハ加古川Ｂ－四二三号
被相続人　亡　大東　春男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月三十日
兵庫県姫路市飾磨区三宅一丁目七四番地
八木法律事務所
相続財産清算人　弁護士　八木　正晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県加西市西笠原町七九二番地三、最後の住所鳥取県八頭郡八頭町宮谷二〇〇番地
四　有料老人ホームやず美咲園
被相続人　亡　上野　義輝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月三十日
鳥取県鳥取市東品治町一〇二番地　鳥取駅前ビル三階　あさい総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　淺井　浩二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市北区植木町滴水二二一一番地、最後の住所熊本市中央区新町二丁目一〇番二七号　サキサカ病院
被相続人　亡　浅井　澄子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月三十日
事務所熊本市北区鹿子木町八九番地一
相続財産清算人　司法書士　秦　佑輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県南九州市知覧町瀬世五三二二番地、最後の住所鹿児島県南さつま市金峰町花瀬一九二九番地　被相続人　亡　吉留　茂子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月三十日
鹿児島市金生町二番一五号ＭＢＣ開発金生ビル七階　弁護士法人白鳥法律事務所
相続財産清算人　弁護士　白鳥　努

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県北九州市戸畑区新池二丁目五五六七番地、最後の住所沖縄県宜野湾市真志喜一丁目二二番一九号　被相続人　亡　古野美巳男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月三十日
沖縄県沖縄市知花六丁目一一番四八号一階
相続財産清算人　弁護士　當眞　正姫

所有者不明土地管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、次のとおり供託しました。

一　対象土地　福島県郡山市大槻町字針生北四六番一、同四八番
二　供託所　福島地方法務局郡山支局
三　供託番号　令和八年度金第六四四号
四　供託金額　一三、五四二、九七八円
五　裁判所　福島地方裁判所郡山支部
六　事件名　所有者不明土地管理命令申立事件
七　事件番号　令和五年（チ）第三号

令和八年十月三十日
福島県郡山市長者三丁目四番一号武田ビル二〇二　郡山さくら通り法律事務所
所有者不明土地管理人　門脇　真

所有者不明土地及び建物管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項及び第十六項の規定により、次のとおり供託しました。

一　対象土地　岐阜県多治見市池田町四丁目一二三番、同所一二四番二
対象建物　岐阜県多治見市池田町四丁目一二三番地、一二四番地二
二　供託所　岐阜地方法務局多治見支局
三　供託番号　令和八年度金第二四二号
四　供託金額　一、九〇〇、〇〇〇円
五　裁判所　岐阜地方裁判所多治見支部
六　事件名　所有者不明土地及び建物管理命令申立事件
七　事件番号　令和八年（チ）第四号

令和八年十月三十日
岐阜県多治見市大日町二一　大日ビル三号
多治見きぎょう法律事務所
所有者不明土地及び建物管理人
弁護士　木下　貴子

所有者不明土地及び建物管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項及び第十六項の規定により、次のとおり供託しました。

一　対象土地・建物　兵庫県神戸市須磨区戎町五丁目二八番
二　供託所　神戸地方法務局
三　供託番号
(一)　対象土地　令和八年度金第一七二一号
(二)　対象建物　令和八年度金第一七二二号
四　供託金額
(一)　対象土地　三、〇七六、六八一円
(二)　対象建物　八八一、四三八円
五　裁判所　神戸地方裁判所
六　事件名　所有者不明土地及び建物管理命令申立事件
七　事件番号　令和七年（チ）第五十二号

令和八年十月三十日
兵庫県神戸市中央区相生町四丁目五番一六号神戸駅前ＡＴビル六階　のむら総合法律事務所
所有者不明土地及び建物管理人
野村　亮太

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　山口　茂也
従来の住所　山形県天童市大字山元三七五番地
生年月日　昭和四十二年四月二十八日
二　供託所　山形地方法務局
三　供託番号　令和八年度金第三七二号
四　供託金額　金四、二四三、二四九円
五　裁判所　山形家庭裁判所
六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件
七　事件番号　令和六年（家）第二〇三九号

令和八年十月三十日
山形県山形市泉町一五番二号二階
不在者財産管理人　司法書士　齋藤　知美

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　髙橋　健二
住所　山梨県甲府市徳行一丁目七番九号
生年月日　昭和四十七年七月二十三日
二　供託所　甲府地方法務局
三　供託番号　令和八年度金第四三二号
四　供託金額　三一二二万五四三二円
五　裁判所　甲府家庭裁判所
六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件
七　事件番号　令和五年（家）第一三一〇号

令和八年十月三十日
東京都文京区湯島三丁目三番四号高柳ビル五階河野法律事務所
不在者財産管理人　河野　満也

第23期決算公告

令和８年７月30日

タイ王国バンコク市ケット　ラーチャテーウィー、クエーントゥンパヤタイ、パヤタイロード、パヤタイプラザビルディング21階

Mobile Innovation Co., Ltd.

日本における代表者　ＮＴＴドコモビジネス株式会社

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千タイバーツ）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	50,496	流動負債	13,620
固定資産	36,622	固定負債	8,245
		株主資本金	65,252
		資本剰余金	184,000
		利益剰余金	△118,748
		（うち当期純損失）	5,183
合計	87,118	合計	87,118

相続財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百九十条の二第二項により準用される同法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　被相続人　髙橋　チヨ
　最後の住所　静岡県浜松市東区積志町一五三四番地
　生年月日　昭和九年四月三日
　死亡年月日　令和四年十一月十二日
二　供託所　静岡地方法務局浜松支局
三　供託番号　令和八年度金第九六一号
四　供託金額　四七、五六六、六六五円
五　裁判所　静岡家庭裁判所浜松支部
六　事件名　相続財産管理人選任申立事件
七　事件番号　令和六年（家）第二〇〇三〇号
　令和八年十月三十日
　静岡県湖西市吉美三二七〇番地の五　飯田ビル二階　弁護士法人リコネス法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　加藤　久貴

相続財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百九十条の二第二項により準用される同法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　被相続人　田畑　リツ
　最後の住所　静岡県浜松市東区積志町一五三四番地
　生年月日　昭和十二年七月二十八日
　死亡年月日　令和五年九月七日
二　供託所　静岡地方法務局浜松支局
三　供託番号　令和八年度金第九六二号
四　供託金額　九一、一三三、七三一円
五　裁判所　静岡家庭裁判所浜松支部
六　事件名　相続財産管理人選任申立事件
七　事件番号　令和六年（家）第二〇〇三一号
　令和八年十月三十日
　静岡県湖西市吉美三二七〇番地の五　飯田ビル二階　弁護士法人リコネス法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　加藤　久貴

無縁墳墓等改葬公告

土地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

令和八年十月三十日
一、墳墓等所在地　徳島県徳島市国府町西黒田字西傍示八五番三
一、墳墓等の名称　不詳
一、死亡者の本籍及び氏名　本籍はすべて不詳
　右記所在地に所在する墓標のうち、所有者の先祖と確認出来ない墳墓　十四基
一、改葬を行おうとする者　徳島県美馬市脇町大字猪尻字西分五四番地七　小池　康雄
　連絡先　〇八八―六八四―三七八〇

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和８年10月30日

記

［掲載順序］
①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社ＺＯＡ　②静岡県知事(1)第14552号　③代表取締役　伊井一史　④静岡県沼津市大諏訪719番地　⑤1000万円　⑥静岡県知事　⑦静岡県沼津市大諏訪719番地　株式会社ＺＯＡ　代表取締役　伊井一史

第14期決算公告　令和８年10月30日
福島県郡山市堂前町１番２号
福島スポーツエンタテインメント株式会社
代表取締役　西田　創
貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	191,688
	固定資産	144,856
	資産合計	336,545
負債及び純資産の部	流動負債	116,380
	固定負債	100,000
	株主資本	120,164
	資本金	10,000
	資本剰余金	117,312
	資本準備金	75,345
	その他資本剰余金	41,967
	利益剰余金	△7,147
	その他利益剰余金	△7,147
	（うち当期純利益）	(95,130)
	負債・純資産合計	336,545

第47期決算公告
令和８年10月30日
福島県福島市飯坂町字西堀切14番地の39
株式会社福島理化学研究所
代表取締役　山川　勇人
貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	346,487
	固定資産	91,544
	合計	438,032
負債及び純資産の部	流動負債	26,070
	株主資本	411,961
	資本金	10,000
	利益剰余金	401,961
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	398,961
	（うち当期純利益）	(17,563)
	合計	438,032

第66期決算公告　令和８年10月30日
北海道亀田郡七飯町本町五丁目４番５号
株式会社林商店
代表取締役　吉田　勉
貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	58,466
	固定資産	60,016
	合計	118,483
負債及び純資産の部	流動負債	11,186
	固定負債	5,461
	株主資本	101,835
	資本金	10,000
	利益剰余金	91,835
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	89,335
	（うち当期純利益）	(2,478)
	合計	118,483

第６期決算公告　令和８年10月30日
東京都港区虎ノ門一丁目３番１号
株式会社オープンアップエキスパート
代表取締役　保苅　浩史
貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	123,891
	固定資産	66
	資産合計	123,958
負債及び純資産の部	流動負債	55,838
	賞与引当金	690
	株主資本	68,120
	資本金	20,000
	資本剰余金	20,000
	資本準備金	20,000
	利益剰余金	28,120
	その他利益剰余金	28,120
	（うち当期純利益）	(17,074)
	負債・純資産合計	123,958

第６期決算公告
令和８年10月30日
東京都港区虎ノ門一丁目３番１号
株式会社オープンアップキャリア
代表取締役　奈良　充剛
貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	75,568
	固定資産	13,741
	資産合計	89,309
負債及び純資産の部	流動負債	81,937
	賞与引当金	539
	株主資本	7,372
	資本金	5,000
	利益剰余金	2,372
	その他利益剰余金	2,372
	（うち当期純利益）	(28,513)
	負債・純資産合計	89,309

第３期決算公告　令和８年10月22日
東京都千代田区丸の内二丁目２番１号
株式会社東京電力タイムレスキャピタル
ＳＰＣ第３号ホールディングス
代表取締役　兵頭　賢
貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	6
	固定資産	13,800
	資産合計	13,806
負債及び純資産の部	流動負債	65
	固定負債	3,646
	株主資本	10,095
	資本金	50
	資本剰余金	10,950
	その他資本剰余金	10,950
	利益剰余金	△905
	その他利益剰余金	△905
	（うち当期純損失）	(356)
	負債・純資産合計	13,806

第 6 期 決 算 公 告

2026 年 10 月 30 日
東京都中央区日本橋堀留町一丁目２番10号
株式会社Ｒｅｃｌｉｓ
代表取締役　青山　茜

貸借対照表の要旨
（2026年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	17,843
	固定資産	—
	合計	17,843
負純資産及のび部	流動負債	766
	株主資本	17,076
	資本金	50,000
	利益剰余金	△32,923
	その他利益剰余金	△32,923
	（うち当期純利益）	(1,600)
	合計	17,843

第 6 期 決 算 公 告

2026 年 10 月 30 日
東京都中央区日本橋堀留町一丁目２番10号
株式会社ＨＡＬＶＯ技術研究所
代表取締役　吉泉　秀樹

貸借対照表の要旨
（2026年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	36,827
	固定資産	356
	合計	37,184
負純資産及のび部	流動負債	23,399
	株主資本	13,785
	資本金	20,000
	利益剰余金	△6,214
	その他利益剰余金	△6,214
	（うち当期純損失）	(3,727)
	合計	37,184

第 9 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 30 日
東京都港区新橋２－５－２堀ビルグッドオフィス新橋201
クラウドコンサルティング株式会社
代表取締役　岸仲　篤史

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	526,368
	固定資産	365,553
	合計	891,921
負純資産及のび部	流動負債	116,948
	固定負債	226,057
	株主資本	548,915
	資本金	9,999
	利益剰余金	538,915
	その他利益剰余金	538,915
	（うち当期純利益）	(35,517)
	合計	891,921

第 25 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 30 日
東京都港区六本木三丁目16番35号
株式会社ユニヴァ・ペイキャスト
代表取締役　中尾　周平

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	13,193,916
	固定資産	668,017
	資産合計	13,861,934
負純資産及のび部	流動負債	13,092,171
	株主資本	769,762
	資本金	53,600
	資本剰余金	173,920
	資本準備金	173,920
	利益剰余金	542,242
	その他利益剰余金	542,242
	（うち当期純利益）	(233,602)
	負債・純資産合計	13,861,934

第３期決算公告　令和８年10月30日

東京都国立市東一丁目16番地17・５階
株式会社ｆｏｕｆｏｕ
代表取締役　髙坂　昇兵

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	123,268
	固定資産	211,351
	合計	334,620
負純資産及のび部	流動負債	219,104
	固定負債	210,000
	株主資本	△94,484
	資本金	8,000
	資本剰余金	0
	資本準備金	0
	利益剰余金	△102,484
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	△102,484
	（うち当期純損失）	(53,953)
	合計	334,620

第 13 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 30 日
東京都港区新橋１丁目１番13号
一般社団法人Ｊａｐａｎ Ｉｎｎｏｖａｔｉｏｎ Ｎｅｔｗｏｒｋ
代表理事　仙石　太郎

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	117,604
	固定資産	6,005
	合計	123,610
負純資産及のび部	流動負債	30,321
	株主資本	93,288
	利益剰余金	93,288
	その他利益剰余金	93,288
	（うち当期純利益）	(1,033)
	合計	123,610

第 4 期決算公告　令和８年10月30日

岐阜県飛騨市古川町弐之町５番24号
飛騨古川駅東開発株式会社
代表取締役　田端　一盛

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	101
	固定資産	691
	繰延資産	689
	合計	1,481
負純資産及のび部	流動負債	2
	株主資本	1,479
	資本金	100
	資本剰余金	25
	資本準備金	25
	利益剰余金	1,354
	その他利益剰余金	1,354
	（うち当期純損失）	(32)
	合計	1,481

第 40 期決算公告　令和８年10月30日

岐阜県山県市高富258番地
アジア共栄株式会社
代表取締役　赤石沢清人

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	498,488
	固定資産	1,109,841
	合計	1,608,329
負純資産及のび部	流動負債	348,035
	固定負債	770,000
	株主資本	490,294
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,256,676
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,254,176
	（うち当期純利益）	(149,940)
	自己株式	△ 776,382
	合計	1,608,329

第 54 期決算公告　令和８年10月30日

神奈川県厚木市岡田３－４－10
株式会社県央冠婚葬祭互助会
代表取締役　鈴木　良太

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	70,424
	固定資産	1,267,410
	資産合計	1,337,834
負純資産及のび部	流動負債	797,092
	固定負債	333,646
	負債合計	1,130,738
	株主資本	207,096
	資本金	20,000
	利益剰余金	187,096
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	182,096
	（うち当期純利益）	(1,365)
	純資産合計	207,096
	負債・純資産合計	1,337,834

第 28 期決算公告　令和８年10月30日

愛知県日進市浅田町茶園35番地11
株式会社名勝産業
代表取締役　伊藤　勝仁

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	224,411
	固定資産	408,818
	合計	633,229
負純資産及のび部	流動負債	65,017
	固定負債	219,784
	株主資本	348,427
	資本金	10,000
	資本剰余金	21,223
	その他資本剰余金	21,223
	利益剰余金	317,204
	その他利益剰余金	317,204
	（うち当期純利益）	(23,859)
	合計	633,229

第 56 期決算公告　令和８年10月30日

名古屋市中村区名駅三丁目28番12号
大名古屋ビルヂング20Ｆ
株式会社　ガード・リサーチ
代表取締役　池田　勝敏

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,510,467
	固定資産	434,315
	繰延資産	519
	合計	1,945,301
負純資産及のび部	流動負債	314,498
	固定負債	150,000
	株主資本	1,480,803
	資本金	41,000
	利益剰余金	1,439,803
	（利益準備金）	(10,250)
	（その他利益剰余金）	(1,429,553)
	（うち当期純利益）	(82,325)
	合計	1,945,301

第 12 期 決 算 公 告

2026 年 10 月 30 日
静岡県浜松市中央区篠ケ瀬町1044番地の２
リンクウィズ株式会社
代表取締役　吹野　豪

貸借対照表の要旨（2026年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	245,427
	固定資産	64,210
	資産合計	309,638
負純資産及のび部	流動負債	38,217
	固定負債	697,704
	株主資本	△426,284
	資本金	90,000
	利益剰余金	△516,284
	その他利益剰余金	△516,284
	（うち当期純損失）	(159,442)
	負債・純資産合計	309,638

第64期決算公告

令和８年10月30日
大阪府豊中市名神口三丁目６番27号
高千穂産業株式会社
代表取締役　荒木　康秀

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	104,633,243
	固定資産	188,060,365
	繰延資産	16,594
	合計	292,710,202
負純資債産及のび部	流動負債	23,164,534
	固定負債	100,612,000
	株主資本	168,933,668
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	158,933,668
	利益準備金	700,000
	その他利益剰余金	158,233,668
	（うち当期純利益）	(19,628,641)
	合計	292,710,202

第77期決算公告

2026年10月９日
大阪市中央区上本町西一丁目２番19号
株式会社エスエスケイ
代表取締役　佐々木恭一

貸借対照表の要旨（2026年７月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	20,794,115
	固定資産	12,779,861
	合計	33,573,977
負純資債産及のび部	流動負債	9,984,152
	固定負債	2,432,409
	株主資本	20,180,286
	資本金	98,280
	資本剰余金	151,000
	利益剰余金	19,931,006
	利益準備金	24,570
	その他利益剰余金	19,906,436
	（うち当期純利益）	(282,510)
	評価・換算差額等	977,129
	合計	33,573,977

第37期決算公告

令和８年10月30日
大阪市東淀川区東中島１―19―４
シプロ化成株式会社
代表取締役　白石　泰章

貸借対照表の要旨（令和８年７月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,364,609
	固定資産	3,076,824
	合計	7,441,434
負純資債産及のび部	流動負債	2,858,557
	固定負債	1,550,418
	株主資本	3,032,458
	資本金	96,600
	利益剰余金	2,935,858
	利益準備金	24,150
	その他利益剰余金	2,911,708
	（うち当期純利益）	(218,639)
	合計	7,441,434

第40期決算公告

令和８年10月30日
福岡県中間市大字上底井野406番地の１
株式会社寺田工作所
代表取締役　寺田　淳志

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	571,461
	固定資産	448,593
	資産合計	1,020,054
負純資債産及のび部	流動負債	39,218
	固定負債	394,192
	株主資本	586,644
	資本金	10,000
	利益剰余金	576,644
	その他利益剰余金	576,644
	（うち当期純利益）	(29,807)
	負債・純資産合計	1,020,054

第32期決算公告

2026年10月30日
広島県尾道市山波町1008番地の１
あさひエンジニアリング株式会社
代表取締役　本屋　裕之

貸借対照表の要旨（2026年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	891,239
	固定資産	466,870
	合計	1,358,109
負純資債産及のび部	流動負債	137,377
	株主資本	1,220,732
	資本金	10,000
	資本剰余金	871,945
	その他資本剰余金	871,945
	利益剰余金	342,539
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	340,039
	（うち当期純利益）	(24,157)
	自己株式	△ 3,752
	合計	1,358,109

第61期決算公告

令和８年10月30日
大阪府豊中市名神口三丁目５番８号
高千穂化学工業株式会社
代表取締役　荒木　康秀

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	15,369,416
	固定資産	23,585,848
	繰延資産	18,788
	合計	38,974,052
負純資債産及のび部	流動負債	1,729,954
	固定負債	13,250,000
	株主資本	23,994,098
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	13,994,098
	利益準備金	125,000
	その他利益剰余金	13,869,098
	（うち当期純損失）	(6,732,840)
	合計	38,974,052

第５期決算公告

令和８年10月30日
山形県山形市宮町４―25―７
ジャンプテクノロジー株式会社
代表取締役　志賀　美之

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	54,182
	固定資産	1,300
	資産合計	55,482
負純資債産及のび部	流動負債	60,410
	株主資本	2,000
	資本金	2,000
	利益剰余金	△6,928
	その他利益剰余金	△6,928
	（うち当期純利益）	(3,818)
	負債・純資産合計	55,482

第20期決算公告

令和８年10月30日
鹿児島県いちき串木野市湊町二丁目４
株式会社ジァース
代表取締役　鉾之原節夫

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,995
	固定資産	11,441
	繰延資産	3,187
	合計	20,623
負純資債産及のび部	流動負債	36,394
	固定負債	2,525
	株主資本	△18,296
	資本金	10,000
	利益剰余金	△28,296
	その他利益剰余金	△28,296
	（うち当期純損失）	(788)
	合計	20,623

第１期決算公告

令和８年10月30日
熊本県熊本市中央区国府本町１番１号
国府本町テナント事務所２階３号室
株式会社エヌアド
代表取締役　北村　正晃

貸借対照表の要旨
（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	14,005
	固定資産	1,635
	合計	15,641
負純資債産及のび部	流動負債	12,311
	株主資本	3,330
	資本金	10,000
	利益剰余金	△6,669
	その他利益剰余金	△6,669
	（うち当期純損失）	(6,669)
	合計	15,641

第23期決算公告

2026年10月30日
東京都新宿区新宿一丁目１番11号
ノハラスチール株式会社
代表取締役社長　向本　美洋

貸借対照表の要旨（2026年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,144,124
	固定資産	1,705,583
	合計	7,849,708
負純資債産及のび部	流動負債	3,896,648
	固定負債	34,127
	株主資本	3,891,094
	資本金	100,000
	資本剰余金	2,675,252
	（資本準備金）	(70,000)
	利益剰余金	1,115,842
	その他利益剰余金	1,115,842
	（うち当期純利益）	(169,400)
	評価・換算差額等	27,837
	合計	7,849,708

第12期決算公告

2026年10月30日
東京都港区虎ノ門二丁目３番17号
マリモ・アセットマネジメント株式会社
代表取締役　北方　隆士

貸借対照表の要旨（2026年７月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	652
	固定資産	30
	合計	682
負純資債産及のび部	流動負債	154
	賞与引当金	7
	その他	147
	株主資本	527
	資本金	100
	資本剰余金	100
	資本準備金	100
	利益剰余金	327
	その他利益剰余金	327
	（うち当期純利益）	(226)
	合計	682

第10期決算公告

令和８年10月30日
東京都千代田区九段南一丁目５番６号
アリヴェクシス株式会社
代表取締役　大野　一樹

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	359,178
	固定資産	9,626
	資産合計	368,804
負純資債産及のび部	流動負債	399,639
	固定負債	75,613
	株主資本	△106,449
	資本金	90,000
	資本剰余金	1,115,661
	資本準備金	90,000
	その他資本剰余金	1,025,661
	利益剰余金	△1,312,111
	その他利益剰余金	△1,312,111
	（うち当期純損失）	(607,870)
	負債・純資産合計	368,804

第 15 期決算公告　2026年10月30日
東京都新宿区新宿一丁目１番11号
株 式 会 社 キ ャ ル
代表取締役社長　森田　誠一
貸借対照表の要旨（2026年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	345,624
	固定資産	217,810
	合計	563,434
負純資産及び部	流動負債	311,871
	固定負債	21,137
	株主資本	230,425
	資本金	40,000
	資本剰余金	40,000
	資本準備金	40,000
	利益剰余金	150,425
	その他利益剰余金	150,425
	(うち当期純利益)	(44,522)
	合計	563,434

第 28 期決算公告　2026年10月30日
東京都千代田区麹町四丁目４番地３
株式会社マテコ
代表取締役社長　高畠　宣彦
貸借対照表の要旨（2026年６月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	2,426
	固定資産	56
	資産合計	2,483
負純資産及び部	流動負債	2,107
	固定負債	73
	株主資本	299
	資本金	100
	利益剰余金	199
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	174
	(うち当期純利益)	(87)
	評価・換算差額等	3
	負債・純資産合計	2,483

第 47 期決算公告　2026年10月30日
東京都新宿区新宿一丁目１番11号
野原産業セメント株式会社
代表取締役社長　原田　周一
貸借対照表の要旨（2026年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	9,631,245
	固定資産	404,665
	合計	10,035,911
負純資産及び部	流動負債	7,739,936
	固定負債	114,368
	株主資本	2,178,853
	資本金	50,000
	資本剰余金	1,747,151
	その他資本剰余金	1,747,151
	利益剰余金	381,701
	(利益準備金)	(12,500)
	(うち当期純利益)	(184,336)
	評価・換算差額等	2,752
	合計	10,035,911

第３期決算公告　2026年10月30日
東京都新宿区新宿一丁目１番11号
BA―plus株式会社
代表取締役社長　塩谷　元宏
貸借対照表の要旨（2026年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	138,090
	固定資産	7,377
	合計	145,467
負純資産及び部	流動負債	61,284
	固定負債	50,000
	株主資本	34,182
	資本金	40,000
	資本剰余金	40,000
	資本準備金	40,000
	利益剰余金	△45,817
	その他利益剰余金	△45,817
	(うち当期純損失)	(5,421)
	合計	145,467

第９期決算公告　2026年10月30日
東京都新宿区新宿一丁目１番11号
BIMobject Japan株式会社
代表取締役社長　山梶　真司
貸借対照表の要旨（2026年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	17,549
	固定資産	87
	合計	17,636
負純資産及び部	流動負債	10,964
	株主資本	6,672
	資本金	274,214
	資本剰余金	274,214
	資本準備金	274,214
	利益剰余金	△541,755
	その他利益剰余金	△541,755
	(うち当期純利益)	(217)
	合計	17,636

第９期決算公告　2026年10月30日
東京都大田区西六郷四丁目35番８号
ジャスト建材株式会社
代表取締役社長　伊東　　聡
貸借対照表の要旨（2026年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	225,747
	固定資産	18,805
	合計	244,552
負純資産及び部	流動負債	111,956
	固定負債	1,958
	株主資本	130,637
	資本金	10,000
	利益剰余金	120,637
	その他利益剰余金	120,637
	(うち当期純利益)	(50,899)
	合計	244,552

第 ９ 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 30 日　東京都千代田区神田練塀町300番地
株式会社アクシス・クリエイト
代表取締役　小林由輝人
貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,139,743	流動負債	668,402
固定資産	66,794	賞与引当金	92,010
		役員賞与引当金	4,843
		固定負債	2,005
		株主資本	536,130
		資本金	21,000
		資本剰余金	20,000
		資本準備金	19,000
		その他資本剰余金	1,000
		利益剰余金	495,130
		その他利益剰余金	495,130
		(うち当期純利益)	(256,079)
資産合計	1,206,538	負債・純資産合計	1,206,538

第 35 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 30 日　茨城県ひたちなか市新光町38番地
株式会社日本アクシス
代表取締役　菊地　信仁
貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	411,979	流動負債	249,678
固定資産	64,277	賞与引当金	80,439
		役員賞与引当金	398
		固定負債	4,120
		株主資本	222,457
		資本金	20,000
		資本剰余金	17
		資本準備金	17
		利益剰余金	202,439
		利益準備金	4,982
		その他利益剰余金	197,457
		(うち当期純利益)	(72,376)
資産合計	476,257	負債・純資産合計	476,257

第 ８ 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 30 日　東京都港区虎ノ門一丁目３番１号
株式会社オープンアップコンストラクション
代表取締役　高比良直人
貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,368	流動負債	5,448
固定資産	1,584	賞与引当金	371
		役員賞与引当金	6
		固定負債	176
		株主資本	4,327
		資本金	110
		資本剰余金	150
		資本準備金	70
		その他資本剰余金	80
		利益剰余金	4,067
		その他利益剰余金	4,067
		(うち当期純利益)	(3,201)
資産合計	9,953	負債・純資産合計	9,953

第 ７ 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 30 日　東京都港区虎ノ門一丁目３番１号
株式会社オープンアップネクストエンジニア
代表取締役　木村　重晴
貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	12,914,736	流動負債	8,846,258
固定資産	2,297,815	賞与引当金	1,336,964
		固定負債	459,857
		退職給付引当金	323,926
		株主資本	5,906,435
		資本金	200,000
		資本剰余金	829,253
		資本準備金	200,000
		その他資本剰余金	629,253
		利益剰余金	4,877,181
		その他利益剰余金	4,877,181
		(うち当期純利益)	(4,289,444)
資産合計	15,212,552	負債・純資産合計	15,212,552

第 30 期 決 算 公 告

令和８年10月30日　東京都港区東新橋二丁目14番１号

株式会社オープンアップシステム

代表取締役　細井　篤

貸借対照表の要旨　（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,069,183	流動負債	781,625
固定資産	525,749	賞与引当金	304,122
		固定負債	872,127
		退職給付引当金	872,127
		株主資本	941,180
		資本金	30,000
		資本剰余金	45,000
		その他資本剰余金	45,000
		利益剰余金	866,180
		その他利益剰余金	866,180
		（うち当期純利益）	（373,761）
資産合計	2,594,932	負債・純資産合計	2,594,932

第 28 期 決 算 公 告

令和８年10月30日　東京都千代田区神田練塀町300番地

株式会社オープンアップＩＴエンジニア

代表取締役　吉田　周平

貸借対照表の要旨　（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,697,764	流動負債	4,191,505
固定資産	1,415,470	賞与引当金	968,865
		役員賞与引当金	1,614
		固定負債	204,580
		退職給付引当金	67,681
		株主資本	3,717,148
		資本金	70,000
		資本剰余金	1,739,734
		その他資本剰余金	1,739,734
		利益剰余金	1,907,414
		利益準備金	17,500
		その他利益剰余金	1,889,914
		（うち当期純利益）	（1,587,551）
資産合計	8,113,234	負債・純資産合計	8,113,234

第 57 期 決 算 公 告

2026年10月30日

東京都中央区日本橋堀留町一丁目２番10号

グリーン＆ウォーター株式会社

代表取締役社長兼ＣＯＯ　永原　一佳

貸借対照表の要旨　（2026年７月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,751,962	流動負債	1,183,575
固定資産	328,072	固定負債	120,154
有形固定資産	114,335	株主資本	776,304
無形固定資産	105,805	資本金	100,000
投資その他の資産	107,932	資本剰余金	204,525
		その他資本剰余金	204,525
		利益剰余金	471,779
		利益準備金	54,849
		その他利益剰余金	416,930
		（うち当期純利益）	（59,238）
資産合計	2,080,035	負債・純資産合計	2,080,035

第 27 期 決 算 公 告

令和８年９月28日

東京都港区北青山１丁目２番３号

ＣＳＬベーリング株式会社

代表取締役　吉田いづみ

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	37,582	流動負債	12,014
固定資産	2,253	固定負債	6,503
		株主資本	21,425
		資本金	95
		資本剰余金	55
		資本準備金	55
		利益剰余金	21,275
		利益準備金	38
		その他利益剰余金	21,238
		（うち当期純利益）	（3,060）
		評価・換算差額等	△　108
		年金数理差異	△　108
資産合計	39,834	負債・純資産合計	39,834

第 79 期 決 算 公 告

令和８年10月30日　横浜市港南区港南二丁目13番12号

株式会社エムエスケイ

代表取締役　髙士　雅次

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	211,651	流動負債	196,467
固定資産	1,470,766	固定負債	61,414
		（退職給付引当金）	（57,934）
		（役員退職慰労引当金）	（3,480）
		株主資本	1,424,536
		資本金	10,000
		資本剰余金	50,000
		その他資本剰余金	50,000
		利益剰余金	1,364,536
		利益準備金	15,000
		その他利益剰余金	1,349,536
		（うち当期純利益）	（83,346）
資産合計	1,682,418	負債・純資産合計	1,682,418

第 21 期 決 算 公 告

令和８年10月30日

神奈川県相模原市中央区南橋本二丁目９番10号

株式会社オープンアップウィズ

代表取締役　屋敷　元英

貸借対照表の要旨　（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	573,011	流動負債	184,421
固定資産	110,174	賞与引当金	2,460
		役員賞与引当金	739
		固定負債	30,315
		退職給付引当金	29,604
		株主資本	468,449
		資本金	30,000
		資本剰余金	260,000
		資本準備金	260,000
		利益剰余金	178,449
		その他利益剰余金	178,449
		（うち当期純利益）	（138,252）
資産合計	683,185	負債・純資産合計	683,185

第 48 期決算公告

令和８年10月30日

東京都千代田区神田三崎町二丁目２番12号

株式会社東京リーガルマインド

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	5,218,611
	固定資産	1,481,357
	資産合計	6,699,968
負債及び純資産の部	流動負債	3,194,241
	固定負債	757,892
	株主資本	2,747,834
	資本金	48,000
	資本剰余金	375,719
	資本準備金	123,719
	その他資本剰余金	252,000
	利益剰余金	2,324,114
	利益準備金	75,000
	その他利益剰余金	2,249,114
	（うち当期純利益）	（135,770）
	負債・純資産合計	6,699,968

第 66 期決算公告

令和８年10月30日

札幌市中央区大通西十八丁目１番地40

ＭＩＹＡＣ株式会社

代表取締役　三好　康裕

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	56,612
	固定資産	828,816
	資産合計	885,429
負債及び純資産の部	流動負債	305,005
	固定負債	88,602
	株主資本	491,821
	資本金	30,000
	利益剰余金	479,871
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	472,371
	（うち当期純利益）	（5,835）
	自己株式	△18,050
	負債・純資産合計	885,429

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＭＩＹＡＣ株式会社（住所北海道江別市上江別西町五六番地の四）に対して当社のフランチャイズ事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十月三十日

札幌市中央区大通西十八丁目一番地四〇

ＭＩＹＡＣ株式会社

代表取締役　三好　康裕

決　算　公　告

令和８年10月30日
岩手県北上市青柳町二丁目６番38号
有限会社平和不動産
代表取締役　田鎖　幸司

貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	127,665
	固定資産	87,821
	合計	215,486
負純資産の債及び部	流動負債	22,662
	固定負債	155,566
	株主資本	37,258
	資本金	5,000
	利益剰余金	32,258
	その他利益剰余金	32,258
	（うち当期純利益）	(2,393)
	合計	215,486

合併公告

左記会社は甲が商号変更により株式会社となることを条件に合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年十月三十日

岩手県北上市青柳町二丁目六番三八号
（甲）有限会社平和不動産
（商号変更後の商号）株式会社平和不動産
代表取締役　田鎖　幸司

岩手県北上市青柳町二丁目六番三八号
（乙）有限会社平和ハウス
代表取締役　田鎖　美奈子

第12期決算公告

令和８年10月30日
東京都渋谷区渋谷二丁目12番４号
株式会社ａｍｏｉｂｅ
代表取締役　新條　隼人

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	25,375,742
	固定資産	689,601
	資産合計	26,065,343
負純資産の債及び部	流動負債	18,815,597
	固定負債	31,930,000
	株主資本	△24,680,254
	資本金	67,506,793
	資本剰余金	60,501,083
	資本準備金	60,501,083
	利益剰余金	△152,116,055
	その他利益剰余金	△152,116,055
	（うち当期純損失）	(73,123,536)
	自己株式	△572,075
	負債・純資産合計	26,065,343

第17期決算公告

令和８年10月30日
東京都千代田区二番町７番地５
ハーモニープラス株式会社

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	209,794
	固定資産	155,665
	資産合計	365,459
負純資産の債及び部	流動負債	138,607
	賞与引当金	35,000
	瑕疵担保引当金	10,000
	固定負債	26,500
	株主資本	200,352
	資本金	70,000
	資本剰余金	7
	資本準備金	7
	利益剰余金	130,345
	その他利益剰余金	130,345
	（うち当期純利益）	(20,579)
	負債・純資産合計	365,459

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部（甲株式二千二百六十七株を含む）を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年十月三十日

東京都千代田区二番町七番地五
（甲）ハーモニープラス株式会社
代表取締役　降旗　真寿幸

東京都小金井市東町二丁目一番一二号
（乙）インターフェイス有限会社
取締役　降旗　真寿幸

第７期決算公告

令和８年10月30日
東京都千代田区神田須田町二丁目25番地
株式会社Ｃｒｅａｔｅ－Ｃ
代表取締役　仲条　仁

貸借対照表の要旨
（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	206,663
	固定資産	5,354
	資産合計	212,017
負純資産の債及び部	流動負債	33,361
	株主資本	178,656
	資本金	3,000
	利益剰余金	175,656
	その他利益剰余金	175,656
	（うち当期純利益）	(31,994)
	負債・純資産合計	212,017

第２期決算公告

令和８年10月30日
東京都中央区銀座一丁目12番４号
Ｎ＆ＥＢＬＤ．７階
啊金日本株式会社
代表取締役　小原準一郎

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,838
	固定資産	1,005
	繰延資産	1,575
	資産合計	8,418
負純資産の債及び部	流動負債	12,751
	株主資本	△4,333
	資本金	2,000
	利益剰余金	△6,333
	その他利益剰余金	△6,333
	（うち当期純損失）	(2,203)
	負債・純資産合計	8,418

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の事業のうちヘルスケア事業を除く事業（競走馬事業、コンサルティング事業及びソフトウエア事業を含む）に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年十月三十日

東京都中央区銀座一丁目一二番四号Ｎ＆ＥＢＬＤ．七階
代表取締役　啊金日本株式会社
小原準一郎

東京都中野区本町三丁目二八番一六号ＯＭＳビル二階
（乙）金蘭兄弟有限会社
取締役　小原準一郎

第４期決算公告

令和８年10月30日
東京都千代田区丸の内一丁目８番３号
丸の内トラストタワー20階
ＥＧ　Ｊａｐａｎ株式会社
代表取締役　大都　保幸

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	12,319
	固定資産	5,469
	繰延資産	76
	資産合計	17,865
負純資産の債及び部	流動負債	7,288
	株主資本	10,576
	資本金	1
	利益剰余金	10,575
	その他利益剰余金	10,575
	（うち当期純利益）	(3,474)
	負債・純資産合計	17,865

第９期決算公告

令和８年10月30日
東京都中央区銀座五丁目10番10号
株式会社Ｃｏｌｌｅｃｔｉｏｎ　Ｂａｎｋ

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	145,716
	固定資産	155,794
	繰延資産	33,850
	資産合計	335,360
負純資産の債及び部	流動負債	130,258
	固定負債	109,524
	株主資本	94,102
	資本金	100,000
	資本剰余金	722,800
	資本準備金	722,800
	利益剰余金	△728,697
	その他利益剰余金	△728,697
	（うち当期純損失）	(112,098)
	新株予約権	1,476
	負債・純資産合計	335,360

資本金の額の減少公告

当会社は、資本金の額を金四八七七万七五〇〇円減少することとし、その全額を資本準備金に振替える事といたしました。

この決定に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月三十日

東京都中央区銀座五丁目一〇番一〇号
株式会社Ｃｏｌｌｅｃｔｉｏｎ　Ｂａｎｋ
代表取締役　大城　崇聡

第３期決算公告

令和８年10月30日
東京都港区元麻布一丁目３番37号
株式会社ＩＡＭ　ＣＡＴ
代表取締役　宮﨑　徹

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	908
	固定資産	24
	繰延資産	5
	資産合計	937
負純資産の債及び部	流動負債	19
	株主資本	917
	資本金	100
	資本剰余金	1,221
	資本準備金	655
	その他資本剰余金	566
	利益剰余金	△403
	その他利益剰余金	△403
	（うち当期純損失）	(354)
	負債・純資産合計	937

第８期決算公告

2026年10月30日

東京都目黒区青葉台四丁目７番７号

ｉＹｅｌｌＢａｎｋ株式会社

代表取締役　窪田　光洋

貸借対照表の要旨

（2026年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	178,146
	合計	178,146
負純資産債及のび部	流動負債	86,377
	株主資本	91,769
	資本金	89,000
	利益剰余金	2,769
	その他利益剰余金	2,769
	（うち当期純利益）	（18,120）
	合計	178,146

第４期決算公告

令和８年10月30日

東京都世田谷区玉堤一丁目20番23号

ＳＰＡＲＫ　ＪＯＹ株式会社

代表取締役　齊藤　浩明

貸借対照表の要旨

（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	12,113
	固定資産	12,253
	合計	24,367
負純資産債及のび部	流動負債	973
	固定負債	20,593
	株主資本	2,799
	資本金	1,000
	利益剰余金	1,799
	その他利益剰余金	1,799
	（うち当期純損失）	（1,243）
	合計	24,367

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年十月三十日

東京都世田谷区玉堤一丁目二〇番二三号

（甲）ＳＰＡＲＫ　ＪＯＹ株式会社

代表取締役　齊藤　浩明

東京都世田谷区玉堤一丁目二〇番二三号

（乙）有限会社インテリア・ホーム

代表取締役　齊藤ちたる

第19期決算公告

令和８年10月30日

東京都渋谷区広尾５－４－12

大成鋼機ビル４Ｆ

株式会社ソフトソース

代表取締役　クイン・ケビン・ライアン

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	249,811
	固定資産	1,582
	合計	251,394
負純資産債及のび部	流動負債	24,532
	株主資本	226,861
	資本金	10,000
	利益剰余金	216,861
	その他利益剰余金	216,861
	（うち当期純利益）	（34,284）
	合計	251,394

第44期決算公告

令和８年10月30日

滋賀県甲賀市信楽町江田236番地の７

株式会社国際観光サービス

代表取締役　杉本　学

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,587
	固定資産	1,157
	合計	3,744
負純資産債及のび部	流動負債	954
	株主資本	2,790
	資本金	15,000
	利益剰余金	△12,209
	その他利益剰余金	△12,209
	（うち当期純損失）	（1,951）
	合計	3,744

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十月三十日

滋賀県甲賀市信楽町江田二三六番地の七

株式会社国際観光サービス

代表取締役　杉本　学

第２期決算公告

令和８年10月30日

東京都江東区青海二丁目７－４TheSOHO

株式会社Forcesteed Robotics

代表取締役　大澤　弘幸

貸借対照表の要旨

（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	89,757
	固定資産	30,002
	合計	119,760
負純資産債及のび部	流動負債	25,443
	固定負債	54,546
	株主資本	39,770
	資本金	1,000
	利益剰余金	38,770
	その他利益剰余金	38,770
	（うち当期純利益）	（18,117）
	合計	119,760

第２期決算公告

令和８年10月30日

東京都港区六本木六丁目10番１号

ビー・エックス・ジェイ・イー・ワン・ホールディング株式会社

代表取締役　坂本　篤彦

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	326	流動負債	816
固定資産	257,357	固定負債	31,466
		負債合計	32,283
		株主資本	225,400
		資本金	0
		資本剰余金	227,875
		その他資本剰余金	227,875
		利益剰余金	△2,474
		その他利益剰余金	△2,474
		純資産合計	225,400
資産合計	257,683	負債・純資産合計	257,683

損益計算書の要旨

（自　令和７年９月１日　至　令和８年６月30日）

（単位：百万円）

科目	金額
販売費及び一般管理費	18
営業損失	18
営業外費用	3,064
経常損失	3,083
税引前当期純損失	3,083
法人税、住民税及び事業税	△197
法人税等調整額	△411
当期純損失	2,474

第81期決算公告

令和８年10月30日

東京都江東区有明三丁目４番10号

教育出版株式会社

代表取締役　別府　直之

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	6,204,371
	固定資産	2,902,256
	合計	9,106,627
負純資産債及のび部	流動負債	1,132,981
	固定負債	1,211,872
	株主資本	6,761,774
	資本金	60,000
	資本剰余金	2,375
	資本準備金	2,375
	利益剰余金	6,699,399
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	6,684,399
	（うち当期純損失）	（558,418）
	合計	9,106,627

第46期決算公告

令和８年10月28日　東京都港区港南二丁目16番２号

フォンテラジャパン株式会社

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	28,684	流動負債	21,663
固定資産	1,443	賞与引当金	161
		役員賞与引当金	17
		固定負債	784
		退職給付引当金	430
		役員退職慰労引当金	226
		株主資本	7,627
		資本金	400
		利益剰余金	7,227
		（利益準備金）	（100）
		（その他利益剰余金）	（7,127）
		評価・換算差額等	53
		その他有価証券評価差額金	53
資産合計	30,127	負債・純資産合計	30,127

損益計算書の要旨

（自　令和７年８月１日　至　令和８年７月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	83,831
売上原価	78,232
売上総利益	5,599
販売費及び一般管理費	3,210
営業利益	2,389
営業外損益	648
経常利益	3,037
税引前当期純利益	3,037
法人税、住民税及び事業税	939
法人税等調整額	△1
当期純利益	2,099

第３期決算公告

令和８年10月30日

東京都千代田区霞が関三丁目２番５号

Ｂｒｕｎｏ特定目的会社

取締役　鄭　武壽

貸借対照表の要旨

（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	44,047,409	流動負債	869,456
特定資産の部合計	**44,047,409**	固定負債	33,755,352
その他の資産	2,179,757	**負債合計**	**34,624,808**
流動資産	1,820,156	社員資本	11,602,358
固定資産	350,449	特定資本金	100
繰延資産	9,150	優先資本金	11,624,530
		剰余金	△22,271
		当期未処理損失	22,271
		純資産合計	**11,602,358**
資産合計	**46,227,166**	**負債・純資産合計**	**46,227,166**

損益計算書の要旨

（自　令和８年５月１日　至　令和８年６月30日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	120,299
営業費用	142,325
営業損失	22,025
営業外収益	0
営業外費用	0
経常損失	22,025
税引前当期純損失	22,025
法人税、住民税及び事業税	201
当期純損失	22,226

決算公告

令和８年10月30日

山梨県中央市高部1921番地１

よっちゃん食品工業株式会社

代表取締役　金井　芳朗

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	6,831,414
	固定資産	3,154,450
	合計	**9,985,865**
負債及び純資産の部	流動負債	4,970,492
	土地圧縮引当金	542,785
	建物圧縮引当金	89,523
	固定負債	1,925,012
	株主資本	3,090,360
	資本金	100,000
	利益剰余金	2,990,360
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	2,965,360
	（うち当期純利益）	（196,276）
	合計	**9,985,865**

第１期決算公告

令和８年10月30日

東京都千代田区丸の内一丁目11番１号

東新宿プロパティー特定目的会社

取締役　安藤　康浩

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
その他の資産	3,319	流動負債	1
流動資産	3,319	**負債合計**	**1**
		社員資本	3,318
		特定資本金	—
		優先資本金	1,490
		剰余金	1,828
		当期未処分利益	1,828
		純資産合計	**3,318**
資産合計	**3,319**	**負債・純資産合計**	**3,319**

損益計算書の要旨

（自　令和７年12月４日　至　令和８年７月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	8,544
営業費用	6,714
営業利益	1,830
営業外収益	—
営業外費用	1
経常利益	1,828
税引前当期純利益	1,828
法人税、住民税及び事業税	—
当期純利益	1,828

第104期決算公告

令和８年10月30日

名古屋市中川区尾頭橋三丁目17番16号

新名古屋土地株式会社

代表取締役　山田　佳枝

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	8,638
	固定資産	149,500
	繰延資産	4,931
	合計	**163,071**
負債及び純資産の部	流動負債	38,233
	固定負債	2,081
	株主資本	122,756
	資本金	3,200
	利益剰余金	119,556
	その他利益剰余金	119,556
	（うち当期純損失）	（1,447）
	合計	**163,071**

決算公告

令和８年10月30日

兵庫県西宮市久保町12番１号

内田建設株式会社

代表取締役　内田　謙二

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	1,559,096,999
	固定資産	219,956,439
	資産合計	**1,779,053,438**
負債及び純資産の部	流動負債	639,227,539
	固定負債	101,726,250
	株主資本	1,038,099,649
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	1,018,099,649
	その他利益剰余金	1,018,099,649
	（うち当期純利益）	（59,420,341）
	負債・純資産合計	**1,779,053,438**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は、解散することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲は、確定した最終事業年度はありません。乙の最終の貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月三十日

兵庫県西宮市久保町一二番一号

（甲）ＭＣＰ４８株式会社

代表取締役　小野　俊法

兵庫県西宮市久保町一二番一号

（乙）内田建設株式会社

代表取締役　内田　謙二

第49期決算公告

2026年10月30日

千葉市花見川区幕張町三丁目7727番１

株式会社エイジス

代表取締役　福田　久也

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	14,862,604
	固定資産	12,805,184
	有形固定資産	989,646
	無形固定資産	3,624,715
	投資その他の資産	8,190,821
	資産合計	**27,667,788**
負債及び純資産の部	流動負債	3,239,479
	賞与引当金	366,222
	その他	2,873,256
	固定負債	664
	負債合計	**3,240,143**
	株主資本	24,216,183
	資本金	475,000
	資本剰余金	530,959
	資本準備金	489,480
	その他資本剰余金	41,479
	利益剰余金	26,898,167
	利益準備金	63,500
	その他利益剰余金	26,834,667
	（うち当期純利益）	（1,999,004）
	自己株式	△3,687,944
	評価・換算差額等	211,461
	その他有価証券評価差額金	211,461
	純資産合計	**24,427,644**
	負債・純資産合計	**27,667,788**

第99期決算公告

令和８年10月30日　大阪市港区福崎３丁目１番201号

株式会社ダイゾー

取締役社長　南　宣之

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	40,901	流動負債	15,763
固定資産	32,346	固定負債	12,727
有形固定資産	16,421	株主資本	43,675
無形固定資産	209	資本金	100
投資その他の資産	15,715	資本剰余金	510
		資本準備金	300
		その他資本剰余金	210
		利益剰余金	43,065
		その他利益剰余金	43,065
		評価・換算差額等	1,081
		その他有価証券評価差額金	1,081
資産合計	**73,248**	**負債・純資産合計**	**73,248**

損益計算書の要旨

（自　令和７年８月１日　至　令和８年７月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	42,986
売上原価	37,030
売上総利益	5,956
販売費及び一般管理費	5,253
営業利益	702
営業外収益	12,049
営業外費用	214
経常利益	12,537
特別利益	605
特別損失	3,539
税引前当期純利益	9,603
法人税、住民税及び事業税	414
法人税等調整額	△1,532
当期純利益	10,721

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三百八十五万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月三十日

北海道上川郡東川町東町一丁目七番四号

Ｒａｍｐｓ株式会社

代表取締役　成尾　太希

第４期決算公告　令和８年10月30日

北海道上川郡東川町東町一丁目７番４号

Ｒａｍｐｓ株式会社

代表取締役　成尾　太希

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	17,460
	固定資産	80,707
	繰延資産	4,089
	合計	102,257
負純資産債及びの部	流動負債	4,960
	固定負債	275
	株主資本	97,020
	資本金	98,850
	資本剰余金	89,850
	資本準備金	89,850
	利益剰余金	△91,679
	その他利益剰余金	△91,679
	（うち当期純損失）	(2,611)
	合計	102,257

第31期決算公告　2026年10月30日

神戸市中央区港島南町１丁目４番地３

株式会社ディーエスピーリサーチ

代表取締役　中西　伸浩

貸借対照表の要旨（2026年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,605,165
	固定資産	613,125
	繰延資産	305
	合計	2,218,596
負純資産債及びの部	流動負債	343,070
	固定負債	267,496
	株主資本	1,608,030
	資本金	90,000
	資本剰余金	594
	利益剰余金	1,517,436
	利益準備金	54,741
	その他利益剰余金	1,462,694
	（うち当期純利益）	(465,253)
	合計	2,218,596

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://public-notices.mazars.jp/JPMAS152619/AhdjE6Ur/

（乙）左記のとおりです。

令和八年十月三十日

東京都港区赤坂一丁目一一番四四号赤坂インターシティ五階Ｆｏｒｖｉｓ・Ｍａｚａｒｓ・Ｊａｐａｎ株式会社内

（甲）ＹＯＬＥ株式会社

代表取締役　ジャン・クリストフ・エロア

東京都中央区新富二丁目二番一三号

（乙）株式会社フォーマルハウト・テクノ・ソリューションズ

代表取締役　ジャン・クリストフ・エロア

第14期決算公告

令和８年10月30日

東京都中央区新富二丁目２番13号

株式会社フォーマルハウト・テクノ・ソリューションズ

代表取締役　ジャン・クリストフ・エロア

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	36,046
	固定資産	6,269
	資産合計	42,315
負純資産債及びの部	流動負債	45,893
	株主資本	△3,577
	資本金	1,000
	利益剰余金	△4,577
	その他利益剰余金	△4,577
	（うち当期純利益）	(835)
	負債・純資産合計	42,315

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月三十日

東京都港区麻布十番二丁目六番一号信國ビル三階　株式会社ＭＯＧＵ２

代表取締役　木村　哲也

第６期決算公告

令和８年10月30日

東京都港区麻布十番二丁目６番１号信國ビル３階

株式会社ＭＯＧＵ２

代表取締役　木村　哲也

貸借対照表の要旨　（令和８年４月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	23,792	流動負債	14,347
固定資産	63,225	固定負債	29,113
繰延資産	339	負債合計	43,460
		株主資本	43,897
		資本金	40,000
		資本剰余金	10,000
		資本準備金	10,000
		利益剰余金	△6,102
		その他利益剰余金	△6,102
		（うち当期純利益）	(1,017)
		純資産合計	43,897
資産合計	87,357	負債・純資産合計	87,357

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の全ての事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和八年十一月十六日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和八年十月三十日

大阪府岸和田市上野町東八番一六号

（甲）たくさんの人を元気にする株式会社

代表取締役　福吉亜矢子

大阪府岸和田市上野町東八番一六号

（乙）株式会社ＨＣＣ

代表取締役　佐々木高則

決算公告　令和８年10月30日

大阪府岸和田市上野町東８番16号

株式会社ＨＣＣ

代表取締役　佐々木高則

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	490,652
	固定資産	212,043
	繰延資産	135
	合計	702,831
負純資産債及びの部	流動負債	50,670
	固定負債	705,556
	株主資本	△ 53,395
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 61,595
	その他利益剰余金	△ 61,595
	（うち当期純損失）	(40,103)
	自己株式	△ 1,800
	合計	702,831

官報

「官報」は、法律、政令、条約、府省令、告示、公告等、様々な事項を掲載する国の公報です。行政機関の休日を除き、毎日午前８時３０分に官報発行サイトにおいて発行され、直近９０日間の「官報」を閲覧・ダウンロードすることが可能です。「官報」には内閣府の電子署名とタイムスタンプを付与し、その真正性を確保しています。

https://www.kanpo.go.jp

内閣府

第10期決算公告

令和８年10月30日
東京都中央区日本橋堀留町一丁目２番10号
株式会社ＨＡＬＶＯホールディングス
代表取締役　永原　一佳

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	26
	固定資産	790
	資産合計	817
負債及び純資産の部	流動負債	230
	固定負債	251
	株主資本	335
	資本金	100
	資本剰余金	42
	資本準備金	26
	その他資本剰余金	16
	利益剰余金	192
	その他利益剰余金	192
	（うち当期純利益）	(62)
	負債・純資産合計	817

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、令和八年十二月五日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月三十日
東京都中央区日本橋堀留町一丁目二番一〇号
株式会社ＨＡＬＶＯホールディングス
代表取締役　永原　一佳

第８期決算公告

令和８年10月30日
沖縄県那覇市首里赤田町三丁目５番地
株式会社ホープ
代表取締役　高嶺　哲夫

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	653
	固定資産	76,007
	合計	76,661
負債及び純資産の部	流動負債	1,631
	固定負債	68,462
	株主資本	6,567
	資本金	13,500
	利益剰余金	△6,932
	その他利益剰余金	△6,932
	（うち当期純損失）	(1,864)
	合計	76,661

第７期決算公告

令和８年10月30日
東京都中野区中野四丁目10番２号
ちょっと株式会社
代表取締役　小島　芳樹

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	149,598
	固定資産	76,081
	合計	225,679
負債及び純資産の部	流動負債	76,969
	固定負債	123,472
	株主資本	25,238
	資本金	58,400
	利益剰余金	△33,161
	その他利益剰余金	△33,161
	（うち当期純利益）	(5,296)
	合計	225,679

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＡＸＯＮＥ株式会社（住所東京都中野区中野四丁目一〇番二号）に対して当社のＷｅｂ制作事業及びＣＭＳ事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月三十日
東京都中野区中野四丁目一〇番二号
ちょっと株式会社
代表取締役　小島　芳樹

第33期決算公告

令和８年10月30日
沖縄県那覇市首里赤田町三丁目５番地
株式会社ホープ設計
代表取締役　高嶺　哲夫

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	641,731
	固定資産	657,894
	合計	1,299,625
負債及び純資産の部	流動負債	340,835
	固定負債	293,010
	株主資本	665,780
	資本金	18,500
	利益剰余金	648,280
	利益準備金	4,625
	その他利益剰余金	643,655
	（うち当期純利益）	(39,452)
	自己株式	△1,000
	合計	1,299,625

第７期決算公告

令和８年10月30日
神奈川県鎌倉市雪ノ下三丁目１番31号
いちごカンパニー株式会社
代表取締役　貞末奈名子

貸借対照表の要旨
（令和８年５月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	38,934,304
	固定資産	551,766,560
	合計	590,700,864
負債及び純資産の部	流動負債	29,100
	固定負債	594,504,869
	株主資本	△3,833,105
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△13,833,105
	その他利益剰余金	△13,833,105
	（うち当期純利益）	(1,576,689)
	合計	590,700,864

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する、いちごカンパニー株式会社（住所神奈川県鎌倉市小町二丁目一五番七―三〇二号）に対して当社の投資事業の一部に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月三十日
神奈川県鎌倉市雪ノ下三丁目一番三一号
いちごカンパニー株式会社
代表取締役　貞末奈名子

第41期決算公告

令和８年10月30日
石川県羽咋郡志賀町若葉台15番地１
北陸日幸電機株式会社
代表取締役　大條　雅也

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	66,257
	固定資産	25,472
	合計	91,730
負債及び純資産の部	流動負債	7,618
	固定負債	780
	特別修繕引当金	780
	株主資本	83,331
	資本金	30,000
	利益剰余金	68,331
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	60,831
	（うち当期純損失）	(1,847)
	自己株式	△15,000
	合計	91,730

第６期決算公告

令和８年10月30日
埼玉県さいたま市岩槻区大字裏慈恩寺805番
株式会社三勝ホールディングス
代表取締役　勝見　剛

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,024
	固定資産	314,672
	資産合計	318,696
負債及び純資産の部	流動負債	55,610
	固定負債	141,399
	株主資本	121,687
	資本金	10,000
	資本剰余金	119,374
	その他資本剰余金	119,374
	利益剰余金	△7,686
	その他利益剰余金	△7,686
	（うち当期純損失）	(5,777)
	負債・純資産合計	318,696

第43期決算公告

令和８年10月30日
埼玉県さいたま市岩槻区大字裏慈恩寺805番
株式会社三勝設備工業所
代表取締役　勝見　剛

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	287,932
	固定資産	202,033
	資産合計	489,965
負債及び純資産の部	流動負債	180,119
	固定負債	288,395
	株主資本	21,450
	資本金	10,000
	利益剰余金	11,450
	その他利益剰余金	11,450
	（うち当期純損失）	(11,030)
	負債・純資産合計	489,965

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月三十日
埼玉県さいたま市岩槻区大字裏慈恩寺八〇五番
（甲）株式会社三勝設備工業所
代表取締役　勝見　剛
埼玉県さいたま市岩槻区大字裏慈恩寺八〇五番
（乙）株式会社三勝ホールディングス
代表取締役　勝見　剛

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月三十日

名古屋市中区大須一丁目二一番一九号

（甲）株式会社田村設計

代表取締役　田村　尚志

名古屋市中区大須一丁目二一番一九号

（乙）株式会社ＳＥＥＤ

代表取締役　田村　尚志

第35期決算公告　令和８年10月30日

名古屋市中区大須一丁目21番19号

株式会社田村設計

代表取締役　田村　尚志

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	191,516
	固定資産	250,938
	合計	442,455
負債及び純資産の部	流動負債	59,993
	固定負債	201,344
	株主資本	181,117
	資本金	24,000
	資本剰余金	8,228
	その他資本剰余金	8,228
	利益剰余金	153,160
	その他利益剰余金	153,160
	（うち当期純利益）	(6,979)
	自己株式	△4,272
	合計	442,455

第８期決算公告

令和８年10月30日

名古屋市中区大須一丁目21番19号

株式会社ＳＥＥＤ

代表取締役　田村　尚志

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,927
	合計	2,927
負債及び純資産の部	流動負債	1,415
	固定負債	4,920
	株主資本	△3,408
	資本金	100
	利益剰余金	△3,508
	その他利益剰余金	△3,508
	（うち当期純損失）	(2,095)
	合計	2,927

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月三十日

大阪府豊中市上野東一丁目一七番二一号

（甲）株式会社ゼロ

代表取締役　宮原実千代

大阪府豊中市上野東二丁目一七番二一号

（乙）株式会社アートブレーン

代表取締役　宮原　厚秀

第23期決算公告

令和８年10月30日

大阪府豊中市上野東二丁目17番21号

株式会社ゼロ

代表取締役　宮原実千代

貸借対照表の要旨

（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	47,836
	固定資産	87,176
	合計	135,012
負債及び純資産の部	流動負債	5,592
	固定負債	105,775
	株主資本	23,644
	資本金	3,000
	利益剰余金	20,644
	その他利益剰余金	20,644
	（うち当期純利益）	(8,580)
	合計	135,012

第13期決算公告

令和８年10月30日

大阪府豊中市上野東二丁目17番21号

株式会社アートブレーン

代表取締役　宮原　厚秀

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	8,140
	固定資産	8,974
	合計	17,114
負債及び純資産の部	流動負債	56,096
	株主資本	△ 38,981
	資本金	3,000
	利益剰余金	△ 41,981
	その他利益剰余金	△ 41,981
	（うち当期純損失）	(427)
	合計	17,114

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和九年一月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月三十日

大阪市西区西本町一丁目二番一四号

（甲）株式会社岡島新聞舗

代表取締役　岡島　正幸

大阪市西区西本町一丁目二番一四号

（乙）株式会社岡島新聞舗日経専売

代表取締役　岡島　正幸

決算公告　令和８年10月30日

大阪市西区西本町一丁目２番14号

株式会社岡島新聞舗

代表取締役　岡島　正幸

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	376,183
	固定資産	205,765
	合計	581,948
負債及び純資産の部	流動負債	106,512
	固定負債	429,572
	株主資本	45,864
	資本金	48,000
	資本剰余金	2,000
	資本準備金	2,000
	利益剰余金	△ 4,135
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	△ 7,135
	（うち当期純利益）	(58)
	合計	581,948

決算公告　令和８年10月30日

大阪市西区西本町一丁目２番14号

株式会社岡島新聞舗日経専売

代表取締役　岡島　正幸

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	54,122
	固定資産	67,746
	合計	121,868
負債及び純資産の部	流動負債	334,212
	固定負債	221,514
	株主資本	△ 433,857
	資本金	48,000
	資本剰余金	2,000
	資本準備金	2,000
	利益剰余金	△ 483,857
	その他利益剰余金	△ 483,857
	（うち当期純損失）	(97,511)
	合計	121,868

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月三十日

東京都品川区西五反田二―九―七ドルミ五反田アンメゾン四〇七号

（甲）Ｌｉｖｉｎｇ　Ｐｒｏｏｆ株式会社

代表取締役　佐藤　大介

東京都渋谷区神宮前六丁目二三番四号

（乙）Ｒｅｃｏｍ株式会社

代表取締役　佐藤　大介

第３期決算公告

令和８年10月30日

東京都品川区西五反田２―９―７ドルミ五反田アンメゾン407号

Ｌｉｖｉｎｇ　Ｐｒｏｏｆ株式会社

代表取締役　佐藤　大介

貸借対照表の要旨

（令和８年６月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	13,568,169
	固定資産	73,768,724
	資産合計	87,336,893
負債及び純資産の部	流動負債	346,757
	固定負債	76,410,300
	株主資本	10,579,836
	資本金	1
	利益剰余金	10,579,835
	その他利益剰余金	10,579,835
	（うち当期純損失）	(1,706,733)
	負債・純資産合計	87,336,893

第４期決算公告

令和８年10月30日

東京都渋谷区神宮前六丁目23番４号

Ｒｅｃｏｍ株式会社

代表取締役　佐藤　大介

貸借対照表の要旨

（令和８年６月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,586,430
	固定資産	16,613,396
	資産合計	19,199,826
負債及び純資産の部	流動負債	117,800
	株主資本	19,082,026
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	18,082,026
	利益準備金	125,660
	その他利益剰余金	17,956,366
	（うち当期純損失）	(5,978,358)
	負債・純資産合計	19,199,826

決　算　公　告

令和８年10月30日

京都市右京区鳴滝桐ケ淵町30―36

株式会社ライフ設計開発

代表取締役　大西　寛之

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	22,849,006
	固定資産	570,859,628
	合計	593,708,634
負純資産債及びの部	流動負債	64,423,946
	固定負債	503,133,011
	株主資本	26,151,677
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	23,151,677
	その他利益剰余金	23,151,677
	（うち当期純利益）	(7,601,933)
	合計	593,708,634

決　算　公　告

令和８年10月30日

京都市右京区西京極北裏町11－５

第２京都メゾンベルジュ西京極１Ｆ

株式会社星稜ハウジング

代表取締役　大西　寛之

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	257,829,872
	固定資産	445,569,882
	合計	703,399,754
負純資産債及びの部	流動負債	170,423,040
	固定負債	459,996,531
	株主資本	72,980,183
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	69,980,183
	その他利益剰余金	69,980,183
	（うち当期純利益）	(2,524,334)
	合計	703,399,754

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月三十日

京都市右京区西京極北裏町一一―五

第２京都メゾンベルジュ西京極一Ｆ

（甲）株式会社星稜ハウジング

代表取締役　大西　寛之

京都市右京区鳴滝桐ケ淵町三〇―三六

（乙）株式会社ライフ設計開発

代表取締役　大西　寛之

第54期決算公告

令和８年10月30日

東京都新宿区新宿二丁目12番９号

株式会社実践実務教育協会

代表取締役　重近　敏嗣

貸借対照表の要旨

（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	558
	合計	558
負純資産債及びの部	流動負債	126
	株主資本	432
	資本金	10,000
	利益剰余金	△9,568
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	△12,068
	（うち当期純利益）	(20)
	負債・純資産合計	558

第37期決算公告

令和８年10月30日

東京都新宿区新宿五丁目８番11号平原ビル

株式会社アールシーエー

代表取締役　重近　範行

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	24,888
	固定資産	19,529
	資産合計	44,417
負純資産債及びの部	流動負債	14,970
	株主資本	29,447
	資本金	11,000
	利益剰余金	21,747
	利益準備金	600
	その他利益剰余金	21,147
	（うち当期純利益）	(586)
	自己株式	△3,300
	負債・純資産合計	44,417

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月三十日

東京都新宿区新宿五丁目八番一一号平原ビル

（甲）株式会社アールシーエー

代表取締役　重近　範行

東京都新宿区新宿二丁目一二番九号

（乙）株式会社実践実務教育協会

代表取締役　重近　敏嗣

決　算　公　告

令和８年10月30日

北九州市八幡西区東曲里町２番22号

鬼丸ホーム北九州南株式会社

代表取締役　鬼丸　直樹

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	10,492
	固定資産	1,800
	繰延資産	733
	資産合計	13,026
負純資産債及びの部	流動負債	9,475
	固定負債	13,975
	株主資本	△10,424
	資本金	1,000
	利益剰余金	△11,424
	その他利益剰余金	△11,424
	（うち当期純損失）	(11,424)
	負債・純資産合計	13,026

決　算　公　告

令和８年10月30日

北九州市小倉南区湯川一丁目７番７号

ＯＮＩＰＲＯ株式会社

代表取締役　鬼丸　直樹

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	24,409
	固定資産	419,134
	繰延資産	1,687
	資産合計	445,231
負純資産債及びの部	流動負債	4,593
	固定負債	387,438
	株主資本	53,199
	資本金	1,000
	利益剰余金	52,199
	その他利益剰余金	52,199
	（うち当期純利益）	(15,253)
	負債・純資産合計	445,231

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年十月十六日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月三十日

北九州市小倉南区湯川一丁目七番七号

（甲）ＯＮＩＰＲＯ株式会社

代表取締役　鬼丸　直樹

北九州市八幡西区東曲里町二番二二号

（乙）鬼丸ホーム北九州南株式会社

代表取締役　鬼丸　直樹

第３期決算公告

令和８年10月30日

横浜市神奈川区六角橋五丁目21番30号

株式会社ａｔｏｒ

代表取締役　小倉　啓介

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	10,813
	固定資産	1,205
	繰延資産	161
	資産合計	12,181
負純資産債及びの部	流動負債	4,551
	固定負債	10,560
	株主資本	△2,930
	資本金	1,000
	利益剰余金	△3,930
	その他利益剰余金	△3,930
	（うち当期純損失）	(3,382)
	負債・純資産合計	12,181

第40期決算公告

令和８年10月30日

千葉県香取市高萩791番地

株式会社西商店

代表取締役　小倉　啓介

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	36,141
	固定資産	4,810
	資産合計	40,952
負純資産債及びの部	流動負債	13,930
	固定負債	27,470
	株主資本	△448
	資本金	3,000
	利益剰余金	△3,448
	その他利益剰余金	△3,448
	（うち当期純損失）	(3,959)
	負債・純資産合計	40,952

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月三十日

千葉県香取市高萩七九一番地

（甲）株式会社西商店

代表取締役　小倉　啓介

横浜市神奈川区六角橋五丁目二一番三〇号

（乙）株式会社ａｔｏｒ

代表取締役　小倉　啓介

第 12 期 決 算 公 告

令和８年10月30日　名古屋市中村区名駅二丁目45番７号

アイアール株式会社

代表取締役　大山　竜吾

貸借対照表の要旨　（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,951,159	流動負債	1,779,933
固定資産	992,591	賞与引当金	354,977
		役員賞与引当金	6,940
		固定負債	193,104
		退職給付引当金	179,847
		株主資本	970,713
		資本金	20,000
		利益剰余金	950,713
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	945,713
		（うち当期純利益）	（320,077）
資産合計	2,943,751	負債・純資産合計	2,943,751

第 84 期 決 算 公 告

令和８年10月30日　岐阜県山県市高富258番地

アジア原紙株式会社

代表取締役　赤石沢清人

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,993,673	流動負債	880,541
固定資産	4,874,241	固定負債	61,604
		（退職給付引当金）	（61,204）
		株主資本	6,443,516
		資本金	60,000
		資本剰余金	3,793
		資本準備金	3,793
		利益剰余金	6,727,080
		利益準備金	15,000
		その他利益剰余金	6,712,080
		（うち当期純損失）	（158,125）
		自己株式	△ 347,356
		評価・換算差額等	482,251
資産合計	7,867,914	負債・純資産合計	7,867,914

第 55 期 決 算 公 告

令和８年10月29日　東京都千代田区外神田二丁目16番２号

株式会社シンキー

代表取締役　石井　青志

貸借対照表の要旨　（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	3,565,879	流動負債	639,142
固定資産	926,954	製品保証引当金	911
		固定負債	24,767
		株主資本	3,828,924
		資本金	99,000
		資本剰余金	246,784
		資本準備金	152,892
		その他資本剰余金	93,892
		利益剰余金	3,552,497
		利益準備金	3,210
		その他利益剰余金	3,549,287
		（うち当期純利益）	（284,301）
		自己株式	△69,357
資産合計	4,492,834	負債・純資産合計	4,492,834

第 4 期 決 算 公 告

令和８年10月30日　愛知県刈谷市南桜町一丁目23番地

株式会社オープンアップソリューションズ

代表取締役　遠藤　武志

貸借対照表の要旨　（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,329,678	流動負債	1,647,032
固定資産	310,611	賞与引当金	333,791
		役員賞与引当金	2,398
		固定負債	52,341
		退職給付引当金	28,577
		株主資本	940,915
		資本金	50,000
		資本剰余金	45,000
		その他資本剰余金	45,000
		利益剰余金	845,915
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	833,415
		（うち当期純利益）	（470,144）
資産合計	2,640,289	負債・純資産合計	2,640,289

第 57 期 決 算 公 告

令和８年10月30日

大阪市中央区南船場二丁目５番８号

光洋商事ホールディングス株式会社

代表取締役　川上聡一朗

貸借対照表の要旨　（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	549,938	流動負債	1,084,161
固定資産	3,224,171	賞与引当金	4,173
		固定負債	1,605,945
		株主資本	1,083,794
		資本金	10,000
		利益剰余金	1,073,794
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	1,071,294
		（うち当期純利益）	（261,443）
		評価・換算差額等	208
		その他有価証券評価差額金	208
資産合計	3,774,110	負債・純資産合計	3,774,110

第 10 期 決 算 公 告

令和８年10月30日　東京都渋谷区恵比寿南三丁目５番７号

株式会社ＤＧ　Ｓｔｒａｔｅｇｉｃ　Ｉｎｖｅｓｔｍｅｎｔ

代表取締役社長　小瀧　聡

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	120,666	流動負債	116,635
固定資産	1,904,664	固定負債	26,798
		株主資本	1,845,045
		資本金	100,000
		資本剰余金	1,744,733
		資本準備金	952,451
		その他資本剰余金	792,282
		利益剰余金	312
		その他利益剰余金	312
		（うち当期純利益）	（14,110）
		評価・換算差額等	36,852
		その他有価証券評価差額金	36,852
合計	2,025,330	合計	2,025,330

第 80 期 決 算 公 告

2026年10月30日　東京都新宿区新宿一丁目１番11号

野原グループ株式会社

代表取締役社長　野原　弘輔

貸借対照表の要旨

（2026年６月30日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**28,240**	**流動負債**	**30,096**
固定資産	**13,880**	賞与引当金	623
有形固定資産	697	その他	29,473
無形固定資産	325	**固定負債**	**7,272**
投資その他の資産	12,858	退職給付引当金	638
		その他	6,634
		負債合計	**37,368**
		株主資本	**3,333**
		資本金	100
		資本剰余金	2,995
		その他資本剰余金	2,995
		利益剰余金	503
		利益準備金	19
		その他利益剰余金	484
		自己株式	△ 265
		評価・換算差額等	**1,409**
		その他有価証券評価差額金	1,315
		土地再評価差額金	93
		新株予約権	**10**
		純資産合計	**4,752**
資産合計	**42,121**	**負債・純資産合計**	**42,121**

損益計算書の要旨

（自　2025年７月１日　至　2026年６月30日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	86,093	経常損失	333
売上原価	77,670	特別利益	1,816
売上総利益	8,422	特別損失	1,121
販売費及び一般管理費	9,717	税引前当期純利益	361
営業損失	1,295	法人税、住民税及び事業税	△ 135
営業外収益	1,107	法人税等調整額	△ 6
営業外費用	145	当期純利益	503

第 49 期決算公告

令和８年10月30日
大阪市生野区中川五丁目４番21号
松田食品工業株式会社
代表取締役　松田　憲嗣

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,196,549
	固定資産	1,029,998
	資産合計	4,226,548
負純資産の債及び部	流動負債	1,602,190
	（うち賞与引当金）	(20,000)
	固定負債	1,624,499
	株主資本	999,858
	資本金	96,000
	利益剰余金	903,858
	利益準備金	8,580
	その他利益剰余金	895,278
	（うち当期純利益）	(498,690)
	負債・純資産合計	4,226,548

資本金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金の額が増加することを条件として、資本金の額を一億一千百万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に異議のある債権者は、本公告の掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

当社の最終貸借対照表の要旨は、左記のとおりです。

令和八年十月三十日
大阪市生野区中川五丁目四番二一号
松田食品工業株式会社
代表取締役　松田　憲嗣

第 32 期決算公告

令和８年 10 月 30 日
沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納56番地１
株式会社クレスト
代表取締役　許田　洋

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	83,611,693
	固定資産	33,223,695
	合計	116,835,388
負純資産の債及び部	流動負債	24,405,227
	固定負債	70,531,700
	株主資本	21,898,461
	資本金	23,000,000
	利益剰余金	△1,101,539
	その他利益剰余金	△1,101,539
	（うち当期純利益）	(7,695,365)
	合計	116,835,388

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千万円減少し千三百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月三十日
沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納五六番地一
株式会社クレスト
代表取締役　許田　洋

第 13 期決算公告

令和８年 10 月 29 日

東京都千代田区岩本町三丁目１番２号
株式会社コスメディア
代表取締役　田中　斎

貸借対照表の要旨
（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,821,642
	固定資産	392,980
	合計	3,214,622
負債及び純資産の部	流動負債	820,928
	賞与引当金	122,974
	固定負債	215,861
	退職給付引当金	161,322
	役員退職慰労引当金	25,529
	株主資本	2,177,832
	資本金	100,000
	資本剰余金	205,534
	資本準備金	201,000
	その他資本剰余金	4,534
	利益剰余金	2,182,818
	その他利益剰余金	2,182,818
	（うち当期純利益）	(366,954)
	自己株式	△310,520
	合計	3,214,622

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年十月三十日
東京都渋谷区西原一丁目三七番四号
（甲）株式会社プティパン
代表取締役　小松　裕介
東京都渋谷区西原一丁目三七番四号
（乙）株式会社スーツ
代表取締役　小松　裕介

第 2 期決算公告

令和８年 10 月 30 日
東京都渋谷区西原一丁目37番４号
株式会社スーツ
代表取締役　小松　裕介

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,204
	固定資産	—
	合計	5,204
負純資産の債及び部	流動負債	115
	株主資本	5,089
	資本金	5,000
	利益剰余金	89
	その他利益剰余金	89
	（うち当期純利益）	(45)
	合計	5,204

第 11 期決算公告

令和８年 10 月 30 日
東京都渋谷区西原一丁目37番４号
株式会社プティパン
代表取締役　小松　裕介

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	10,177
	固定資産	44,875
	合計	55,053
負純資産の債及び部	流動負債	25,832
	株主資本	25,220
	資本金	15,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	219
	その他利益剰余金	219
	（うち当期純損失）	(77)
	新株予約権	4,000
	合計	55,053

第 12 期決算公告

令和８年 10 月 30 日

東京都渋谷区恵比寿南三丁目５番７号
株式会社ＤＫ　Ｇａｔｅ
代表取締役社長　小瀧　聡

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	684,705
	固定資産	194
	資産合計	684,899
負債及び純資産の部	流動負債	622
	（賞与引当金）	(4)
	固定負債	17,890
	株主資本	633,783
	資本金	88,000
	資本剰余金	712,577
	資本準備金	500,000
	その他資本剰余金	212,577
	利益剰余金	△166,794
	その他利益剰余金	△166,794
	（うち当期純利益）	(2,575)
	評価・換算差額等	32,605
	その他有価証券評価差額金	32,605
	負債・純資産合計	684,899

第８期決算公告

2026年10月30日

富山県滑川市栗山2880番地

一般社団法人杉友会

代表理事　内生蔵秀樹

貸借対照表の要旨

（2026年６月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	308
	固定資産	7,548
	合計	**7,856**
負味財産及の正部	流動負債	7
	固定負債	7,662
	負債合計	**7,669**
	一般正味財産	187
	正味財産合計	**187**
	合計	**7,856**

第４期決算公告

令和８年10月30日

東京都中央区晴海二丁目２番42―309号

Ｌｏｃｕｓ株式会社

代表取締役　齊藤　駿輔

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	68,440
	固定資産	2,527
	資産合計	**70,968**
負純資産及のび部	流動負債	34,515
	負債合計	**34,515**
	株主資本	36,453
	資本金	2,500
	利益剰余金	33,953
	その他利益剰余金	33,953
	（うち当期純利益）	(11,477)
	純資産合計	**36,453**
	負債・純資産合計	**70,968**

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するビジマッチ株式会社（住所　東京都中央区晴海二丁目二番四二―三〇九号）に対して当社のビジネスマッチング事業、イベント事業、広告・動画制作事業、食料品、飲料、健康食等の販売事業、着物事業、エンターテインメント事業及び経営コンサルティング事業の一部に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十月三十日

東京都中央区晴海二丁目二番四二―三〇九号

Ｌｏｃｕｓ株式会社

代表取締役　齊藤　駿輔

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む全ての事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）下記のとおりです。

令和八年十月三十日

東京都港区北青山三丁目五番一〇号

（甲）株式会社尾島義矢U

代表取締役

東京都中央区日本橋堀留町一丁目七番一号

（乙）内野株式会社

代表取締役　内野　孝信

第80期決算公告

令和８年10月30日

東京都中央区日本橋堀留町一丁目７番15号

内野株式会社

代表取締役　内野　孝信

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	5,603
	固定資産	3,255
	合計	**8,858**
負債及び純資産の部	流動負債	8,854
	賞与引当金	30
	その他	8,823
	固定負債	696
	退職給付引当金	310
	役員退職慰労引当金	36
	その他	349
	株主資本	△695
	資本金	50
	資本剰余金	135
	資本準備金	0
	その他資本剰余金	134
	利益剰余金	△814
	利益準備金	60
	その他利益剰余金	△874
	（うち当期純損失）	(1,122)
	自己株式	△66
	評価・換算差額等	3
	その他有価証券評価差額金	3
	合計	**8,858**

理容師国家試験及び美容師国家試験の実施に関する公告

理容師法（昭和22年法律第234号）及び美容師法（昭和32年法律第163号）の規定に基づく、第55回理容師国家試験及び美容師国家試験を次のとおり実施する。

令和８年10月30日

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

理事長　遠藤　弘良

1　試験期日

⑴　理容師実技試験及び美容師実技試験　令和９年２月１日（月曜日）から

⑵　理容師筆記試験及び美容師筆記試験　令和９年３月７日（日曜日）

2　試験地

⑴　理容師実技試験　40都道府県（秋田県、岐阜県、滋賀県、鳥取県、香川県、大分県、宮崎県を除く各都道府県）

⑵　美容師実技試験　46都道府県（滋賀県を除く各都道府県）

⑶　筆記試験　北海道、岩手県、宮城県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、愛知県、大阪府、岡山県、広島県、愛媛県、福岡県、鹿児島県、沖縄県

3　試験の概要

試験課目及び受験資格等詳細については、「第55回理容師国家試験受験案内」又は「第55回美容師国家試験受験案内」（以下「受験案内」という。）に記載のとおりとする。

4　受験申込み

受験を希望する者は、ＲＢＣオンラインシステムを利用して受験申込みを行うこと。

ただし、ＲＢＣオンラインシステムを利用して受験申込みができない場合は、受験願書（提出書類を含む。）の提出により受験申込みを行うことができる。

5　受験申込み期限

令和８年11月30日（月曜日）までに受験申込みを行うこと。

ただし、受験願書の提出により受験申込みを行う場合は、受験願書を令和８年11月30日（月曜日）まで（当日消印有効）に公益財団法人理容師美容師試験研修センター（以下「試験センター」という。）へ簡易書留により郵送すること。

6　試験の一部免除

⑴　第54回理容師国家試験又は第54回美容師国家試験で実技試験又は筆記試験のいずれかに合格した者は、申請により第55回試験において、その合格した試験を免除する。

⑵　理容師又は美容師の免許を受けた者は、申請により理容技術理論又は美容技術理論を除く筆記試験を免除する。

7　受験手数料

受験手数料は34,700円とする。ただし、実技試験のみを受験する場合は18,800円、筆記試験のみを受験する場合は15,900円とする。

8　合格発表

試験の合否は、令和９年３月31日（水曜日）午前９時に試験センターに合格者の受験番号を掲示し、併せて試験センターホームページに掲載する。

また、受験申込み者全員に試験結果を同日に発送する。

9　受験案内等の配布

⑴　ＲＢＣオンラインシステムを利用して受験申込みを行う場合は、試験センターホームページに掲載する受験案内をダウンロードすること。

⑵　受験願書の提出により受験申込みを行う場合は、令和８年11月６日（金曜日）以降に試験センターへ問い合わせること。

第 67 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 13 日　　神奈川県茅ヶ崎市萩園2721番地

株式会社ミヤザワ

代表取締役　宮澤　泰隆

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,829	流動負債	2,680
固定資産	4,972	固定負債	895
		退職給付引当金	75
		株主資本	5,113
		資本金	30
		利益剰余金	5,086
		利益準備金	12
		その他利益剰余金	5,074
		（うち当期純利益）	(465)
		自己株式	△3
		評価・換算差額等	113
		その他有価証券評価差額金	113
資産合計	8,801	負債・純資産合計	8,801

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年十一月二十日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年十月三十日

東京都渋谷区神宮前三丁目四二番六号

（甲）三光産業株式会社

代表取締役　石井　正和

東京都渋谷区神宮前三丁目四二番六号

（乙）株式会社アクシストラス

代表取締役　岡田　豊

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。効力発生日は令和八年十二月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年十月三十日

山梨県中巨摩郡昭和町築地新居一六四一番地三

（甲）甲府精鋲株式会社

代表取締役　山本　史明

山梨県中巨摩郡昭和町築地新居六九六番地四

（乙）株式会社ＫＯＨＢＹＯ

代表取締役　山本　武彦

第 66 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 30 日　　東京都渋谷区神宮前三丁目42番６号

三光産業株式会社

代表取締役　石井　正和

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,060,939	流動負債	1,388,388
固定資産	5,893,763	賞与引当金	92,227
		ＥＳＯＰ信託引当金	7,665
		固定負債	498,655
		債務保証損失引当金	99,809
		負債合計	**1,887,043**
		株主資本	7,283,406
		資本金	1,948,250
		資本剰余金	3,096,756
		資本準備金	2,370,320
		利益剰余金	3,096,756
		利益準備金	157,126
		その他利益剰余金	2,939,630
		自己株式	△ 131,920
		評価・換算差額等	784,253
		その他有価証券評価差額金	780,688
		繰延ヘッジ損益	3,565
		純資産合計	**8,067,659**
資産合計	**9,954,702**	**負債・純資産合計**	**9,954,702**

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
売上高	8,221,132	経常利益	350,472
売上原価	6,540,630	特別利益	364
売上総利益	1,680,502	特別損失	194,780
販売費及び一般管理費	1,439,485	税引前当期純利益	156,036
営業利益	241,017	法人税、住民税及び事業税	64,395
営業外収益	214,268	法人税等調整額	5,447
営業外費用	104,812	当期純利益	86,195

第 12 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 30 日　　東京都渋谷区神宮前三丁目42番６号

株式会社アクシストラス

代表取締役　岡田　豊

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	41,159	流動負債	7,867
固定資産	3,486	固定負債	102,771
		負債合計	**110,638**
		株主資本	△ 65,993
		資本金	3,000
		利益剰余金	△ 68,993
		その他利益剰余金	△ 68,993
		（うち当期純損失）	(40,802)
		純資産合計	△ **65,993**
資産合計	**44,645**	**負債・純資産合計**	**44,645**

決　算　公　告

令和８年 10 月 30 日

山梨県中巨摩郡昭和町築地新居1641番地３

甲府精鋲株式会社

代表取締役　山本　史明

貸借対照表の要旨

（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	519,740	流動負債	149,367
固定資産	599,349	固定負債	81,825
繰延資産	265	株主資本	888,162
		資本金	43,000
		資本剰余金	35,800
		資本準備金	35,800
		利益剰余金	826,156
		利益準備金	10,956
		その他利益剰余金	815,200
		（うち当期純利益）	(67,446)
		自己株式	△ 16,793
資産合計	**1,119,356**	**負債・純資産合計**	**1,119,356**

決　算　公　告

令和８年 10 月 30 日

山梨県中巨摩郡昭和町築地新居696番地４

株式会社ＫＯＨＢＹＯ

代表取締役　山本　武彦

貸借対照表の要旨

（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	22,991	流動負債	8,137
固定資産	10	株主資本	14,864
		資本金	5,000
		利益剰余金	9,864
		その他利益剰余金	9,864
		（うち当期純利益）	(18,711)
資産合計	**23,001**	**負債・純資産合計**	**23,001**